

危機管理学研究

RISK MANAGEMENT STUDIES

第2号
2018年3月

目次

【特集】

「平成29年度危機管理学シンポジウム」開催記録 危機管理学研究所… 2

【論文】

国際テロリストのリクルート活動と過激化に関する一考察 安部川 元伸… 10

防衛施設である飛行場に係る騒音訴訟における騒音対策区域の取扱い 木原 淳… 32

テロリズム防止関連諸条約の管轄権規定形成における
「法の一般原則」の機能 安藤 貴世… 54

特殊詐欺における中途関与者の刑事責任
—だまされた振り作戦と中途受取り関与者の共犯の成否を中心として— 上野 幸彦… 74

危機管理教育に資するための科目間連携を活用した
地域連携型教育の実証研究 木村 敦… 92

【研究ノート】

基礎自治体の防災体制の構築に関する研究 宮脇 健… 116

【投稿規定・掲載基準・執筆要綱】…………… 132

【欧文タイトル】…………… 138

「平成 29 年度危機管理学シンポジウム」開催記録

日本大学危機管理学部 危機管理学研究所

概要

好天に恵まれた平成 29 年 11 月 18 日（土）の午後、日本大学三軒茶屋キャンパスにおいて平成 29 年度危機管理学シンポジウムが開催された。本シンポジウムは危機管理学研究所が主催する初めてのシンポジウムであり、その目的は、①危機管理学への寄与、②危機管理実務への寄与、③危機管理学部学生への教育、④危機管理学部の広報であった。本シンポジウムは二部構成であり、危機管理学部における教育・研究の柱である 4 領域（災害マネジメント領域、パブリックセキュリティ領域、グローバルセキュリティ領域、情報セキュリティ領域）のうちの災害マネジメント領域及びパブリックセキュリティ領域が抱える喫緊の課題に焦点を当てたものとなった。テーマとして第一部では災害マネジメント領域に関わる「富士山大噴火に備える」を、第二部ではパブリックセキュリティ領域に関わる「核爆発・放射性物質テロに備える」を掲げ、それぞれのテーマに造詣の深い学内外の研究者、実務者及び実務経験者をパネリストとして招聘した。

シンポジウムは、会場となった三軒茶屋キャンパスの 1310 教室に 150 名以上の聴衆が集う中、総合司会を担当する危機管理学部・小向太郎教授の開会の辞をもって 12 時に開会され、危機管理学研究所長である危機管理学部長・福田弥夫教授が主催者として開会挨拶を行った後に第一部が開始された。第一部では、富士山に隣接する地方自治体の首長、火山の研究者、土壌の研究者、及び火山砂防の研究者が富士山大噴火による被害の深刻さ、噴火への対応などについて意見を交わした。第一部終了後の休憩の後、14 時 20 分には第二部が開始された。第二部では中央官庁での国民保護の実務経験者、地方自治体の防災・危機管理主務者、核爆発・放射性物質テロの初期対処実務の経験者、被ばく医療の実務者、被ばく看護の実務者、及びリスク・コミュニケーションの研究者が登壇して核爆発・放射性物質テロへの備えの現状と問題点について意見を交わした。第二部終了後、主催者である福田弥夫教授が開会挨拶を行ってシンポジウムを締めくくった。

なお、シンポジウム終了後の 17 時からは三軒茶屋キャンパスの学生食堂においてパネリストを含む学内外の関係者による意見交換会が開催された。この際、研究者や実務者同士の新たなネットワークが構築されたり、シンポジウムに参加した学生がパネリストと積極的に交流して勉学や将来のキャリアに対する意識を高めたりするなど、危機管理学シンポジウムの副次的効果も見られた。

第一部「富士山大噴火に備える」

富士山の噴火は、首都圏を含む広範囲に被害を及ぼす可能性があるが、その危機意識は必ずしも高くはない。関係機関が一致団結して富士山噴火のリスクに向き合って対策を講じる努力をすべきであることを、危機管理学部を創設した日本大学として問題提起すべくパネルディスカッションを開催した。パネリストには、地元首長を代表して加藤修平・神奈川県南足柄市長、火山専門家の鶴川元雄・日本大学文理学部教授、土壌の専門家である笹田勝寛・日本大学生物資源科学部准教授、そして火山砂防の専門家である南哲行・一般財団法人砂防・地すべり技術センター理事長が加わり、コーディネーターを木下誠也・日本大学危機管理学部教授が務めた。

まず、木下教授より、富士山の北部から西麓を含め山梨県から静岡県にかけて降った雨は富士川、つまり甲府方面から駿河湾に流れる一級河川富士川水系に流れ込み、富士山麓の南東部分に降った雨は黄瀬川に流れて狩野川に合流し一級河川狩野川水系流れることを説明した。そして残りの東麓に降った雨は、静岡県の御殿場市や小山町（おやまちょう）から足柄峠を越えて神奈川県に入り南足柄市や開成町（かいせいまち）を通る二級河川酒匂川に流れており、富士山の噴火による火山灰は西からの風で東に拡がるので、降灰の影響は特にこの酒匂川流域を含む東麓以東の地域に及ぶことを述べた。

加藤市長からは、宝永噴火の際には、酒匂川流域 582km^2 に平均 50cm の噴火砂が積もったこと、富士山東麓の酒匂川流域に降った雨は南足柄市大口地点一か所に集まるが、もし噴火が起きたらこれをどのように処置するのか、大口地点の堤防は耐えられるのかとの懸念が示され、静岡県と神奈川県にまたがっている酒匂川を一級河川に格上げするなどして一体管理する必要があるとの問題提起がなされた。

笹田准教授は、静岡県小山町のフィールド調査に基づいた富士山東麓の地盤の状況を説明し、小山町付近の地盤は軽くて孔隙率の高いスコリアが堆積しているので、透水性は良いが近年の集中豪雨によって孔隙が水分飽和すると土砂災害が発生しやすいと述べた。

南理事長は、流域の土砂災害対策としては、山腹の保全、山間地域から扇状地での土砂コントロール、下流平野部での河道整備の3つがバランスよく整備されることが基本であるとし、これまでの国と神奈川県による砂防事業の経緯を説明した。また、現場を目視で踏査するとまだ酒匂川で土砂の移動が見られ、火山灰が堆積すると地形的には右岸側が土砂災害に厳しい地域と考えられるとし、噴火活動のパターンに応じて目標整備水準を定め、実行可能な国、県、市町村などの役割分担を検討する必要があると述べた。

鶴川教授は、富士山の噴火により溶岩流、降灰、噴石、火砕流、火災サージ、融雪型火山泥流、そして降灰後の降雨による土石流などの多くの現象が想定されることを説明し、溶岩流か火山灰が発生するのかといった噴火様式は予測できず、火口の位置を予測することもできないこと、次の噴火が大規模なものとなるか小規模であるかもわからないことか

ら、常に噴火に対する最新の対策を準備する必要があると述べた。

南理事長は、溶岩流が主体であった 864 年の貞観噴火と火山灰が主体であった 1707 年の宝永噴火が、現在の土地利用や社会状況で発生した際に想定される被害と、取るべき対策を検討しておくことが重要であるとし、緊急的な取り組みとしての警戒避難体制の整備、交通機関などライフラインの対策、そして噴火後 5～10 年と長期間続く土砂災害対策を国の強いリーダーシップで進める必要があるとし、国、県、地元自治体の協議の場を設けて議論を始めることの重要性を訴えた。

補足として、加藤市長は、東名高速道路や国道 1 号など幹線道路の確保策は国家プロジェクトとして取り組む必要があること、噴火砂の堆積による酒匂川洪水災害の想定図を国・県が連携して作成する必要があることを訴えた。また、鶴川教授は、観光業の観点から立ち入り規制が困難なため、営業補償の仕組みを検討する必要があるとし、笹田准教授は、表面土砂の流亡防止のための下草養生工を含む山地強靱化総合対策の現状を紹介した。

自由討議においては、会場から、元開成町長の露木・日本大学総合科学研究所教授が、静岡県の小山町や神奈川県南足柄市、開成町などの地域が連携し、さらにその地域が、多彩な人材を有する日本大学と接点をもつことによって、富士山噴火に対してどのような対策がとれるか、防災だけでなく、まちづくりや文化を含めて検討を進めてほしいと発言した。これに対し、加藤市長は、是非連携を進めたいとして関係者の協力を求め、南理事長は、災害の発生に県境はないので、県境をまたぐ連携を進めることの重要性を述べた。

学生から加藤市長に対し、発災直後の屋内待機時における灰の重さによる家屋倒壊防止策と、市域外への避難の体制について質問があり、加藤市長は、市単独では被害想定等が困難なため、まず国レベルで想定等を定めてほしいと述べた。

地元開成町の方々から、山地強靱化総合対策などの土砂対策をさらに進めてほしいとの発言があったほか、地震発生後の火山噴火の予測の可能性について質問があった。南理事長は、事前防災は事後の 1/10 の費用で可能だが、全国に 65 万か所の土砂災害危険箇所があり、後手に回っているのが現実であると述べた。地震と火山の関係について鶴川教授は、南海トラフ地震は富士山に影響するだろうと考えられるが、どのような影響があるか確立した考えはなく、また南海トラフ地震については、向こう 30 年の発生確率が示されているのみであると答えた。笹田准教授は、スコリアについて、土木材料として骨材に活用することが検討されているが強度およびコストの問題等で商品化には至っていないこと、農業面ではまだ活用の見通しはないことを述べた。

BCP 策定に関わっている企業の関係者から富士山の噴火警戒レベルの設定について質問があり、鶴川教授は、富士山が噴火する際の火口の位置が予測できないので、警戒レベルは一気に 3 に上げることを気象庁や火山防災協議会では想定していると回答した。

さらに開成町の関係者から、富士山の水が酒匂川から供給されている横浜、川崎など多くの皆さんに関係することから、大勢の人が現地を見て、現状を共有して問題解決に向かってほしいとの発言があった。

最後に、木下教授は、火山噴火の被害は一次被害だけでなく、噴出物によって二次被害を及ぼすものであり、首都圏を含む大きな問題であることを述べ、これを機会に富士山の噴火について認識を深めて、大学を含む関係者が協力して取り組む必要がある旨発言し、参加者全員の協力に謝意を表して締めくくった。

第二部「核爆発・放射性物質テロに備える」

第二部では、日本が直面する核に関わる二つの危機を取り上げた。第一の危機は、核爆発である。現在、北朝鮮が核・ミサイル開発を進めて米国や日本をはじめとする国際社会との対立が先鋭化しており、今後、朝鮮半島有事の発生、それに伴う日本への核搭載弾道ミサイルによる攻撃は決して絵空事とは言えない。しかし日本では、唯一の被爆国として核廃絶に向けた努力は顕著であるが、次なる被爆の際に被害を最小限にするための努力は、議論も含めてほとんど行われてこなかった。

第二の危機は放射性物質テロである。放射性物質をまき散らすことで多くの人々を被ばくさせ、地域を汚染する放射性物質テロは、都市部で行われた場合には甚大な被害をもたらす。幸いなことに人類は大規模な放射性物質テロを経験していないが、世界中の病院、企業、研究機関等には放射性物質が保管されており、テロリストがそれを入手することはさほど困難ではない。日本では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックがテロの標的となる可能性があり、放射性物質テロへの備えは喫緊の課題である。

第二部ではパネリストとしてリスク・コミュニケーションの専門家である日本大学危機管理学部・福田充教授、国民保護の専門家である前消防庁次長・大庭誠司様、地方自治体の核事態対処の先駆者である横須賀市市民安全部・小貫和昭部長、核爆発・放射性物質テロの初期対処の専門家である株式会社重松製作所・濱田昌彦主任研究員、被ばく医療の専門家である量研機構放射線医学総合研究所被ばく医療センター・富永隆子医長、被ばく看護の専門家である弘前大学大学院保健学研究科・井瀧千恵子教授が登壇し、司会は日本大学危機管理学部・吉富望教授が務めた。

第二部の冒頭、吉富教授が核爆発及び放射性物質テロのイメージについて説明した。その後、福田日本大学教授が北朝鮮の核・ミサイル問題を概観し、核とミサイルに関するリスク・コミュニケーションの必要性を訴えた。更に福田教授は東京オリンピック・パラリンピックがテロの対象となる可能性を指摘するとともに、現在のテロの特性を踏まえた対策に言及し、最後にエネルギー戦略、安全保障戦略、対テロ戦略、危機管理戦略から成る総合的核セキュリティ戦略の構築ならびにオールハザード・アプローチの必要性を訴えた。

次に、大庭前消防庁次長が国の行う危機管理の範囲や官邸における初動対応を踏まえ、武力攻撃事態や大規模テロ等における国民保護について説明した。更に大庭前消防次長は消防、救助、救急医療等に関する国や地方の行政組織ならびに多機関連携モデルについて説明するとともに、核爆発及び放射性物質テロにおける原因物質の特定、汚染検査・除染等

における国、地方、医療機関、研究機関等による多機関連携の重要性を訴えた。

次に、小貫横須賀市市民安全部長が①事態を覚知できるか、②対処方法（当面の住民対処、汚染住民対応）、③住民への周知方法について述べ、特に住民に周知する上でテレビ局の活用を訴えた。更に小貫部長は、横須賀市の行う国民保護訓練において、市の対応を適切に評価するために他（多）機関を評価者とする「劇場型図上訓練」を行ったことなどを紹介し、様々な工夫によって危機事案対処能力を向上させることの重要性を訴えた。

次に、濱田重松製作所主任研究員が東京都心での核爆発を想定した被爆直後の状況について説明し、救助、除染、医療及び二次被害に関わる多くの課題を指摘した。更に濱田主任研究員は、放射性物質テロの特性や、最近の関連事象を説明するとともに、大都市では少量の放射性物質を用いたテロでも広範囲に深刻かつ長期的な被害が生じることに警鐘を鳴らし、東京オリンピック・パラリンピックでのテロ対策の重要性を訴えた。

次に、富永被ばく医療センター医長が被ばくと汚染、被ばく線量と症状、核爆発・放射線テロでの医療などの基礎的な事項について説明した。更に富永医長は、核爆発による外部被ばくの線量評価及び急性放射性症候群（ARS）や骨髄障害の治療、ならびに放射性物質テロによる内部被ばくの線量評価及び内部汚染の治療について述べ、多数の患者が発生した場合に備えた医薬品等の国家備蓄の必要性についても訴えた。

最後に、井瀧弘前大学大学院教授が沖合での核爆発によって割れた窓ガラスで多数の負傷者が発生した場合を想定し、医療機関における負傷者受け入れ体制整備の必要性を訴えた。更に井瀧教授は、放射性物質テロによって多数の住民が放射線への不安を強めることから、住民に落ち着きを与えるための情報提供、病院や公共施設に押し寄せる住民への対応、被災者に対するサイコロジカル・ファーストエイド（PFA）の重要性を訴えた。

各パネリストによるプレゼンテーションの終了後、パネリスト間の討議が行われた。まず、被ばく者に投与する医薬品の備蓄が極端に少なく、その原因が国の予算の少なさにあることが指摘された。これを踏まえて、核爆発や放射性物質テロといった発生確率が低いものの、一旦発生すると被害が甚大となるリスクへの資源投入のあり方について各パネリストが意見を述べた。その中では、水害や地震といった発生確率が高い危機に資源が優先的に投入されるのはやむを得ないとの意見や、投入する経費の効率化が必要との意見が示された。また、被ばく者に投与する医薬品は需要が少ないので高額になり、購入できる数量も少なくなること、ならびに核爆発や放射性物質テロを専門とする研究者の需要も少ないため、育成が進まないとのジレンマも指摘された。更に、災害が起きねば予算が増えないという行政の実態を変えていく上で、納税者が税金の使われ方に対する意識を高めることが重要との意見も示された。これに関連して、防災や危機管理への税金の使われ方に対する国民の意識を高めるためには、早期からの教育が重要との指摘もなされた。

また、国民の意識を高めるにあたって平素からのリスク・コミュニケーションが重要ではとの問いかけに対しては、多様な専門家が一堂に会して議論する本シンポジウムは、国民の意識を高めるスタートラインとして重要との意見が示された。また、東日本大震災の

際、津波が迫る中でも避難しない人々を救うために多くの消防団員等の命が失われたことを踏まえ、国民の危機意識を高めることはより多くの人の命を救うことであり、国民の危機意識を高める役割を担う危機管理学部の学生に対する期待は大きいとの意見が示された。

引き続き聴衆から、リスク対処における許容リスクの明確化について質問があった。これに対しては、許容リスクは議論を通じて定めるべきとの指摘がなされた。また、許容リスクを考える前にリスクの最小化に向けた組織・制度作りが重要との意見、あるいは許容リスクを明確にするためには、向き合うシナリオの明確化が必要との意見が示された。更に、被ばくリスクについては、科学的な許容リスクを受け入れてもらうための平素からの教育、情報提供、討議といったリスク・コミュニケーションの重要性が指摘された。

また、聴衆が地方自治体での弾道ミサイルに関する避難訓練のあり方について質問すると、訓練内容はその自治体のリスク判断に基づいて定めるべきであるが、この種の訓練は、生き延びる確率を上げることを教える社会教育として重要との回答がなされた。

最後に司会の吉富教授が、本日の議論が核爆発や放射性物質テロについてタブーの無い、リアリティを見つめた議論を行うきっかけになることを期待すると述べ、パネリストに謝意を表して第二部を終了した。その後、主催者である危機管理学研究所長・福田弥夫教授が閉会挨拶を行い、危機管理学シンポジウムではこれからも新たな課題に挑戦し続けるとの決意を表明してシンポジウムを締めくくった。



国際テロリストのリクルート活動と過激化に関する一考察

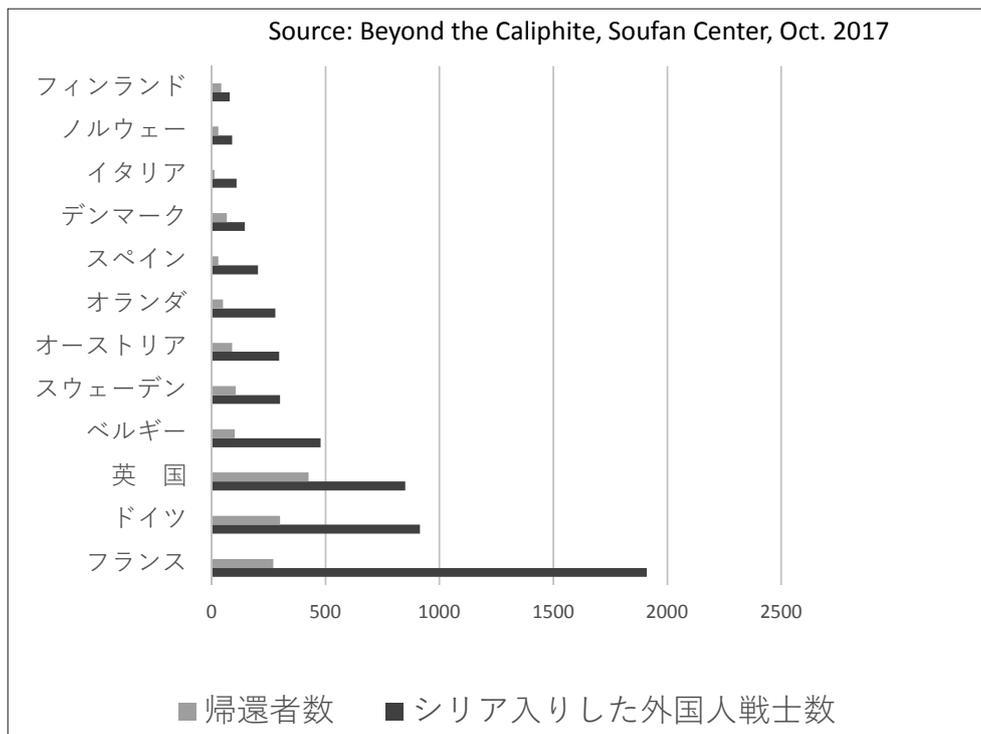
日本大学危機管理学部 教授 安部川 元伸

- I はじめに
- II テロリストのリクルート活動の歴史と先行研究の例
- III テロリストのリクルートと過激化の防止策の検討
- IV 結論

I はじめに

2017年10月18日、過激派組織「イスラム国」(ISIL)が首都と定めていたシリアにおける同組織の最大の拠点であったラッカが陥落した。ISILにとっては、同年6月のイラク・モスルに続き、2012年以來6年にわたって支配を続けてきた組織の根幹であった要衝の地を失うことになった。ISILは、ここ数年の間に、かつては自ら忠誠を誓っていた親組織のアルカイダを凌ぐ組織にのし上がり、瞬く間にシリア、イラクで占領地を拡大し、組織力も盤石といわれるまでになっていた。両都市が奪還されて、ISILにもこれでいよいよ崩壊の時が訪れたかに見えた。

図表1 欧州からシリア入り・帰還した国別外国人戦士



しかし、ISILは、シリアやイラクでは敗勢に甘んじてはいるものの、同組織の最大の特徴として挙げられることは、ソーシャルメディア（SNS）を駆使した要員のリクルート能力の高さである。国連は、2015年当時でISILの外国人戦士（foreign fighters）の概数を発表し、シリアとイラクの「イスラム国」（ISIL）に参加した外国人の数を「世界の100か国以上から2万5,000人」と試算¹した。この数字を見ても、ISILのリクルート技術が非常に効果的で優れていることを物語っている（<図表1>を参照）。リクルート活動でメンバーを一定以上の規模に保つことは、組織の戦闘能力を維持するために不可欠であると同時に、犯罪歴がない一般人を勧誘すれば、警察・治安機関にマークされることなく、テロ計画が事前に発覚し、摘発される可能性もほとんどない。それだけに、ISILをはじめとする国際テロ組織が、標的へのテロを確実に成功させるために自分たちのリクルート技術をフルに活用しようとすることは明らかであろう。

本論では、欧州を中心に、これまでテロリストがどのような手法で若者たちを過激化し、リクルートしてきたかを究明し、さらに、このようなテロリストの策謀を阻止すべく対抗策を模索し、今後のテロ対策に一石を投じることを目的とする。

II テロリストのリクルート活動の歴史と先行研究の例

1 アルカイダの宣伝活動とそのツールの変遷

旧ソ連軍が1979年12月にアフガニスタンに侵攻した際、アフガニスタンの共産化を阻止しようと世界中から駆け付けたムジャヒディン（イスラム義勇兵）を支援するため、サウジアラビア人のオサマ・ビン・ラディン（Usama bin Laden）、ビン・ラディンが信奉していたパレスチナ人のイスラム教唱道者アブドラ・アッザム（Abdullah Azzam）²らが1988年に立ち上げたのがアルカイダ（アラビア語で「基地」を意味する）である。アフガン紛争中は、米国や西側諸国から武器・資金・物資等の支援を受けていた³が、その後アルカイダの指導者に就任したビン・ラディンは、1990年8月にイラクのサダム・フセイン（Saddam Hussein）がクウェートに侵攻し、サウジアラビア政府が同盟国の米国に自国内での進駐を認めためたために、激しい怒りを表明し、それ以降、執拗に米国をつけ狙うようになった。⁴ビン・ラディンが激怒した理由は、メッカ、メディナというイスラム最大の聖地を擁するサウジアラビアに、こともあろうに異教徒の国の軍隊を駐留させたということであった。怒りの矛先は、米国だけでなく、サウジ王家にも向けられた。⁵

アルカイダは、武器や資金などの物的支援のほかに、熟練したイスラム戦士をリクルートしてアフガニスタンの戦線に送り込むという重要な任務を負っていた。初期におけるアルカイダによる要員のリクルートは、配下にある近隣のイスラム社会の過激派グループ、例えばエジプトの「ジハード団」（Al-Jihad 又は Islamic Jihad）⁶、アルジェリアの「武装イスラム集団」（GIA）⁷などから数千人の義勇兵を集め、アフガニスタンやパキスタンの辺境州にあるテロリスト・キャンプで軍事訓練を積ませた。アフガン戦争が終結し、義

勇兵たちは続々と帰国し始めたが、母国から受け入れられない過激派は南西アジア諸国に残り、彼らが主体となって1998年の「ケニア・タンザニア米国大使館爆破テロ」、2000年のイエメン・アデン港での「米駆逐艦コール号爆破事件」、そして、2001年の9.11米国同時多発テロなどの大規模テロを実行した。⁸

アルカイダが、上記のように、イスラム戦士ではない一般人をリクルートし、テロ要員に仕立て上げるようになったのは、9.11テロ以降のことであった。9.11テロの3か月後、ジャマイカ系英国人の青年が、靴に仕掛けた爆弾で飛行中の米航空機を爆発させようとした事件が発生した。これは、いわゆる靴爆弾男（リチャード・リード：Richard Reid）によるテロ未遂事件⁹であり、これ以外にも、2005年に英国ロンドンで発生した地下鉄・バス同時爆破事件は、全く警戒されていないごく一般の青年たちの犯行であった。当時アルカイダは、犯罪歴のない若者を中心にリクルートし、過激化してテロを行わせるという戦術をとっていた。¹⁰

ここまでのリクルートの方法は、モスク、居住地のコミュニティ、学校、スポーツクラブなどで社会に不満を持つ若者に狙いを定め、リクルーターが過激思想を喧伝するイマーム（宗教説教師）の説教を聞かせ、あるいはマンツーマンで組織に誘いをかけるという、いわばアナログ方式の古典的な勧誘を行っていた。これには、リクルート活動の秘匿性を保つ意味があり、警察や治安機関にマークされない要員を確保するという思惑があった。¹¹ テロ計画が事前に発覚して実行者が警察や治安機関に逮捕されてしまえば、それまでの作戦行動が全て無駄になるため、これは是が非でも避けなければならない。¹²

テロリストが新しいテクノロジーであるインターネットを使うようになったのは、1990年代終盤になってからであり、その用途は主にテロ資金の調達と宣伝が目的であった。¹³ テロリストがインターネットに興味を持ち始めたのは、インターネットを使えば、身分を秘匿して世界中と自由に通信することが可能であり、しかもコスト・パフォーマンスに優れている点に目を付けたためと考えられる。インターネットは、1999年頃までにはジハードистの宣伝活動には欠くことのできないツールになっていた。¹⁴ アルカイダは、9.11テロの後、西側の若者をリクルートして取り込む作戦に切り替え、それまでアラビア語一辺倒であった宣伝媒体を英語ほかの多言語に翻訳し、米国や欧州からもメンバーを徴募しようと試みた。米国人でユダヤ系家族出身のアダム・ガダーン（Adam Gadahn）¹⁵ や、イエメンと米国の二重国籍を有していたアンワル・アル・アウラキ（Anwar al-Awlaqi）¹⁶ などは、ネイティブとしてアルカイダの英語の出版物及び英語ウェブサイトなどの作成で大いに組織に貢献した。彼らの活躍もあって、西側に過激思想を持つ多くのホームグロウン・テロリスト（ジハードист）が誕生したといっても過言ではない。逆に米国政府からは、ガダーンは国家反逆罪で重要指名手配犯に指定¹⁷ され、アウラキについては、司法長官から国家安全保障法の規定で殺害許可が出されていた。¹⁸

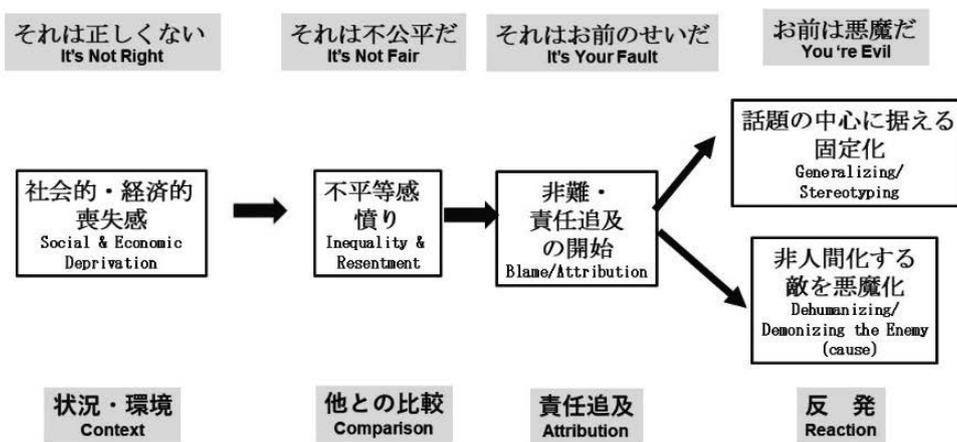
ロンドンでテロが起きた2005年頃には、世界の40組織ほどの過激派組織が4500以上のウェブサイトとユーチューブを利用してたとされるが¹⁹、これらによってアルカイダ

をはじめとするイスラム過激派は世界中に名が知られるようになり、恐れられた。インターネットを通じて組織への加入希望者が次々に押しかけるようにもなった。彼らは洗脳され、アルカイダは自爆要員にも事欠かなくなった。ただし、慎重なビン・ラディンほかのアルカイダ幹部たちは、敵が組織に潜り込むことを極端に警戒して加入希望者には厳しいクリアランスを行い、希望者を簡単に組織に迎え入れることはしなかった。²⁰

2 テロリストによるリクルート、過激化に関する先行研究例

2010年代に「イスラム国」(ISIL)が台頭すると、同組織はソーシャル・メディアの効率性に目を付け、この技術を組織の宣伝に最大限利用しようとし、ITほかの専門家を多数招き入れるようになった²¹。宣伝とは、すなわち、大量のメンバーをリクルートするためのもので、上記のように、実際その効果は絶大であった。リクルート活動と表裏一体の作業は要員の過激化である。無垢の一般人に接近して潜在意識を刺激し、個人の不満や社会に対する怒りを増幅させ、徐々に過激化していく。テロリストによる過激化の過程については、欧米を中心に注目すべき研究例が多数あり、特に、過激化のプロセスとそのメカニズムに焦点を当てた例として、①ミシェル・キング (Michael King カナダ・マギル大学心理学部博士課程) とドナルド・テイラー (Donald M. Taylor 同学教授) の共同研究による“The Radicalization of Homegrown Jihadists: A Review of Theoretical Models and Social Psychological Evidence”²²、②アンジャ・ニエルソン (Anja Dalgaard-Nielsen デンマーク王立国防アカデミー戦略研究所所長: The Director of the Institute for Strategy at Royal Danish Defence Academy) の“Violent Radicalization in Europe: What We Know and What We Do Not Know”²³、③アン・アリー (Anne Aly 豪州カーティン大学社会科学・国際関係学部所属) とジェイソン・レイ・ストリエガー (Jason-Leigh Striengher 豪州チャールズ・スタート大学政策・安全保障学部所属) の共同研究による“Examining the Role of Religion in Radicalization to Violent Islamist Extremism”²⁴、④クラーク・マッコリー (Clark McCauley) とソフィア・モスカレンコ (Sophia

図表 2 思想の発展のプロセス



Moskalenko 米国プリンマー・カレッジ心理学部所属)の共同研究による“Mechanisms of Political Radicalization: Pathways Toward Terrorism”²⁵の4件の学術論文を挙げ、それぞれの特徴点と本研究に通じる点などを述べてみたい。

(1)「ホームグロウン・ジハードイストの過激化について：学理的モデルと社会心理学上の証拠による論評」(“The Radicalization of Homegrown Jihadists: A Review of Theoretical Models and Social Psychological Evidence”)の検討

当論文の筆者によれば、研究の主旨は西欧社会におけるいわゆるホームグロウン・ジハードイスト(テロリスト)の過激化について、様々な過激化のモデルケースの共通する点、相違点を明らかにし、テロリズムの研究と社会心理学の分野から実体験に基づく何らかの確証を導き出し、これを分析して理論体系化することであると述べている。

本研究では、スペイン・マドリードの連続列車爆弾テロ(2004年3月)、ロンドンの地下鉄・バス同時爆弾テロ(2005年7月)など、その国で生まれ育った若者たちが、生まれ育った国を標的にして起こしたホームグロウン・テロに焦点を当てている。犯人は必ずしもアルカイダと直接・間接の関係があったとは言えず、むしろアルカイダの思想に感化されて自発的にテロを行った事例が多かったことから、いかにしてごく普通の若者が過激化したのか、そのプロセスを社会心理学的なアプローチから分析しているのである。

本論文の筆者は、米国連邦捜査局(FBI)が発行している法執行冊子(FBI Law Enforcement Bulletin Perspective, July 2003)²⁶を参考にして、過激化の過程を「初段階」、「第二段階」、「第三段階」、「第四段階」に区分けしている(図表2参照)。

(2)「欧州における暴力的過激化について：我々が知っていること、知らないこと」(“Violent Radicalization in Europe: What We Know and What We Do Not Know”)の検討

デンマーク王立国防アカデミー戦略研究所長のニールセンは、西側の民主主義国に住む一般市民がいつの間にか過激化し、同じ市民に対して意図的にテロ攻撃を仕掛け、あるいはテロを支援するようになるが、それはいつの時点からか、なぜテロを行うようになるのか、どのような手法で攻撃するのか、という疑問を投げかけている。

欧州における過激化の主たる原因は、一概に教育程度の低さ、失業率の高さ、貧困などの社会経済学上の要因と決めつけることはできず、何よりも若者のアイデンティティの喪失感とその回復へのエネルギー、さらには、彼らの周囲にあるイスラムコミュニティの結束力、信仰に基づく相互信頼度の高さが触媒作用を及ぼし、自然と若者を過激化の道へと誘導していくと解釈するべきとしている。移民一世とは異なり、二世、三世はすっかり西洋化しており、今さら親の母国にアイデンティティを求めることは不可能であり、各国政府もこの問題に真剣に取り組まない限り、いつまで経ってもテロが消滅することはないと警告している。

ニールセンは、過激化した若者の家族に直接インタビューし、情報が得られれば新たな

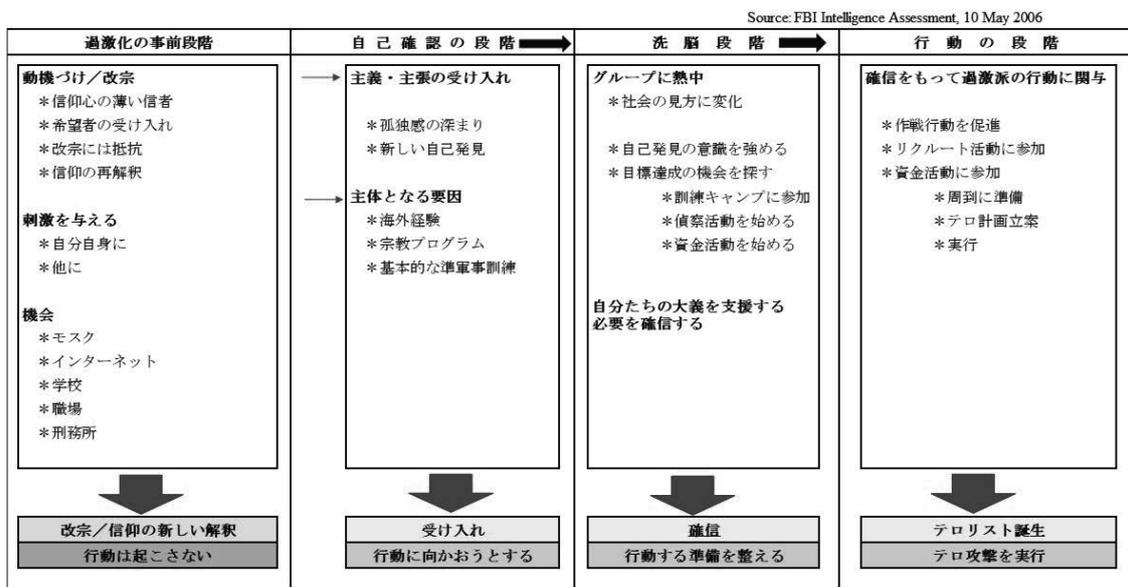
事実を掘り起こす可能性があり、欧州におけるイスラム過激派に触発された若者の過激化という現象について理解力を高めることになるかと結んでいる。

(3) 「過激化に対する宗教の役割に関する調査」(“Examining the Role of Religion in Radicalization to Violent Islamist Extremism”) ²⁷ の検討

本論文は、豪州カーティン大学に所属するアリーと、チャールス・スタウト大学に所属するストリエガーの二人が共同で進めた過激化に関わる宗教の役割について研究した成果物であり、その内容は、「ジェマー・イスラミア」(JI) にリクルートされた豪州人ジャック・ロシュ (Jack Roche) ²⁸ の過激化に宗教がかかわったかどうかを調査したものである。両研究者は、パースの刑務所で服役中のロシュと面談し、その会話を元に裁判の状況等について分析を加えている。

ロシュは、イスラム過激派「ジェマー・イスラミア」(JI) の豪州支部に参加し、アフガニスタンに渡航してアルカイダのオサマ・ビン・ラディンら最高幹部と会い、10日間ほど爆弾の扱い方などの軍事訓練を受けた。その後、ロシュは、キャンベラのイスラエル大使館爆破計画を立てたが未遂に終わり、2002年11月に逮捕された。ロシュは妻と離婚し、アルコール依存症になっていたが、そんな時にインドネシア人のムスリムに声を掛けられ、彼らに相談に乗ってもらっているうちに親しくなっていた。この段階は、「過激化の前段階」(Pre-Radicalization Phase) ということになり、ロシュの過激化はここから始まる。自分の周囲に新しいコミュニティが出現し、ロシュはイスラムへの信仰に目覚めていった。この「過激化の前段階」では、数多くの刺激があり、個人の心理を過激化に誘導するような働き掛けもあった。²⁹ ここで、「アイデンティティの再生」が始まる。この過程は、個人が抱えている私的あるいは政治的な危機を乗り越えさせ、宗教に心の支えを求めるように

図表3 過激化のプロセス



仕向けることであり、その促進剤となるべきものが「アイデンティティの再生」である。個人がかつて人生で経験した疎外感を思い起こさせ、親身になって対応してくれる過激派組織と接近させることである。

ロシュが離婚した時期に同人の友達になったアブドゥル・ラヒム・アユブ (Abdur Rahim Ayub³⁰) は、「ジェマー・イスラミア」(JI) のメンバーであり、ロシュがそのことに気付くのは後のことである。当時、JI 豪州支部はまだ知名度が低く、豪保安情報機構 (ASIO) の監視下にもなかった。リクルートが成功したほとんどのケースは、個人的な友人関係が前提にあったために成就しており、その関係がそのまま過激派組織内の結束に繋がることになる。FBI のモデル (図表 3 を参照) で見ると、信仰の教義を再解釈することは、前段階の過激化においては重要な課程である。改宗を終了した個人は、組織への加入が許されるが、その者の信仰について再度新しい解釈が施され、これを経た後に名実ともに組織に迎えられ、正式にイスラム過激派の構成員となる。

図表 4 テロリストの暴力行為のレベルと過激化のメカニズム

(Source: Terrorism & Political Violence, Routledge)

過激化のレベル	メカニズム
個人	1. 自己犠牲 (Personal Victimization)
	2. 政治的な不満 (Political Grievance)
	3. 過激グループに参加 - 滑りやすい坂道 (危険な先行き) (Joining a Radical Group-Slippery Slope)
グループ	4. 過激派グループに参加 - 愛の力 (Joining a Radical Group-the Power of Love)
	5. 志を同じくするグループ内で過激な方向に転換 (Extremity Shift in like-minded groups)
	6. 孤独と恐怖の中で過激主義に馴染んでいく (Extreme Cohesion under Isolation and Threat)
	7. 同じ支援基盤との競合 (Competition for the same Base of Support)
	8. 国家権力との競合□凝縮 (Competition with State Power-Condensation)
大衆	9. 組織内で競合□組織分裂 (Within-Group Competition-Fissioning)
	10. 柔術ポリシー (柔術の駆け引き、考え方) (Jujitsu Politics)
	11. 憎悪 (Hate)
	12. 殉教 (Martyrdom)

一度イスラムに改宗したら、組織の指示に従順に従い、すべてに誠実に対応する。この後に「洗脳段階」、「ジハード化の段階」へと進み、これが終了すると立派な過激派組織の戦士となる。もはや後戻りはできない。ロシュの行動は常にほかのメンバーから監視されていた。

「事前段階」から「ジハード化の段階」までの一連のプロセスの中で常に顔を出してくるのは、宗教と思想性である。さらに、様々な先行研究で過激化の原因として示されてきた「信仰に対する危機感」（イスラムが西側に攻撃されている）、「差別」、「社会への恨み・不満」、「復讐心」、「貧困」などは、過激化の必要条件になる可能性はあるが、果たして十分条件たり得るかはなお疑問が残る。ジャック・ロシュの例を見る限りでは、すべての過激化のケースに宗教、思想、その他の社会経済的要因が絶対的に絡んでいるとは言い切れない。ただし、こういう要素が強調され、他人の不幸を見せつけて同胞への同情心を刺激し、過激化させることは十分考えられる。

(4) 「政治的過激化のメカニズム：テロリズムへの道筋」 “Mechanisms of Political Radicalization: Pathways Toward Terrorism”

当論文の筆者マッコリーとモスカレンコは、テロリストの過激化のレベルを 12 段階に分け、この 12 の要素をさらに個人レベル、グループ・レベル、マス大衆レベルに分類（図表 4 参照）して暴力への道筋として過激化のメカニズムを解明しようとしている。

ここまで見てくると、若者の過激化の条件も社会情勢の変化によって大きく変わってきていることがわかる。この先、移民社会がさらに世代交代を繰り返していけば、それだけで若者の過激化の条件、及びその変数も大きく変化していくだろう。引き続き注視していく必要がある。

Ⅲ テロリストのリクルートと過激化の防止策の検討

1 リクルート活動の劇的変化と「イスラム国」

2010年12月にチュニジアで始まった「ジャスミン革命」は瞬く間に中東の多くの地域に拡大し、いくつかの政権が倒され、混乱の中に放り込まれたいわゆる独裁体質の国家が次々に崩壊した。³¹「アラブの春」で市民に反政府デモや集会への参加を呼び掛けたのは、スマートフォンでSNSを操る青年たちであったが、SNSが世界中で注目され始めたのは、「アラブの春」がきっかけであった。³²武器を構えたミリシアでも反政府勢力でもない若者たちの不満と変革を望むエネルギーが、SNSという強力な武器を手にして一気に爆発したのであった。

このころからテロリストによるリクルートの方法も劇的に変化した。シリアとイラクで台頭していた当時「イラク・イスラム国」と自称していた現在のISILは、ツイッター、フェースブック、ユーチューブ、スカイプなどを縦横に操って組織の宣伝を始め、同時にメンバー

のリクルート、資金調達活動にも SNS を活用し始めた。アルカイダが組織の防衛を優先して、フェース・ツー・フェース（face-to-face: 一対一）の伝統的方式でメンバーのリクルートを行っていたのに比べ³³、ISIL は、SNS で世界中に情報を発信し、若者の関心を引いてリクルートのきっかけを作り、実際多くの外国人戦士（Foreign Fighters）と女性ジハーディストを獲得してきた。ISIL は、不特定多数の人々に声を掛けるという点で組織防衛の面ではリスクを冒していたが、逆に積極姿勢が功を奏し、ISIL はわずか 3～4 年の間に 2 万 5000 人を超える外国人戦士を獲得した（図表 1 参照）。ここでは、ISIL が成功を収めた欧州でのリクルート活動の実態を突き詰めてみたい。

(1) オンラインによるテロリストのリクルート、過激化と宣伝活動

現在、テロリストがリクルートしようとする狙っているとされる対象の 10 代から 30 代のスマートフォン、スマートフォンの保有率は、我が国においても 10 代、20 代で 90%以上、30

図表 5 ジハーディストのリクルート活動の拠点

(Source: INDEPENDENT STATISTA, Nov 18, 2016)

国 名	都市・コミュニティ名	外国人戦士
オランダ	ハーグ(Hague)	9
	デルフト(Delft)	7
英 国	ロンドン(London)	38
	ポーツマス(Portsmouth)	8
ベルギー	ヴィルヴンドウ(Vilvoorde)	11
	ブリュッセル(Brussel)	30
	アントワープ(Antwerp)	32
	モレンベーク(Molenbeek)	10
フランス	パリ(Paris)	10
	ニース(Nice)	13
	リュネル(Lunel)	12
	トゥールーズ(Toulouse)	13
ドイツ	ディンスラーケン(Dinslaken)	9
	フランクフルト(Frankfurt)	7
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ゼニツァ(Zenica)	15
	サラエボ(Sarajevo)	11
スペイン	セウタ(Ceuta)	18
カナダ	モントリオール(Montreal)	7
豪 州	シドニー(Sydney)	7

代でも優に 88%を超えているとの調査結果がある³⁴。このように、世の中に広く普及している文明の利器をテロリストが見逃すはずはないのであるが、逆にテロリストの動向を監視している各国の治安・情報機関などは、テロリストによるオンライン上の諸活動の実態解明に成功しつつある。テロリストは、急速に進歩し普及している 아이폰、スマートフォンのオンライン・ネットワークをフルに活用し、欧州のみならず、中東、アフリカ、アジア、ロシアにも拠点を築いており、現地でテロを起こそうと虎視眈々と狙っている。欧州では、イスラム社会からの移民を大量に抱え、彼らが大都市周辺に数々のコミュニティを作っていることから、テロリストの格好のリクルートの場としてこれまでに多くのホームグロウン・テロリストを産んできた（図表 5 を参照）。

テロリストは、押し寄せる IT 革命の波に乗り、インターネットの技術に便乗して彼らに反西側感情を吹き込み、オンラインでメンバーのリクルートも着々と行ってきた。インターネットは、以前と比べればアクセスは非常に簡単になり、しかも匿名で利用できるといふテロリストには願ってもないツールとなっている。テロリストが最も恐れることは、テロを実行する前に警察に事前に摘発・逮捕されてしまうことであり、これまでも彼らのテロ・マニュアルの中で、警察、治安機関の動静に注意するよう指示されてきた。³⁵

テロリストがインターネットを組織活動のために使い始めたのは 1990 年代終盤³⁶のことで、世界がコンピュータの「2000 年問題」³⁷で揺れている頃であった。いち早くコンピュータの利便性を享受したのはアルカイダであったが、その後、メンバーのリクルートに関してはインターネットの使用は控え気味だったようである。頻繁に利用したのは資金調達及び資金の移動、メンバー間の通信と組織の宣伝媒体としてであった。特に 1999 年までは、アルカイダのジハード思想を普及するためにコンピュータは大活躍した。その少し前までは、テロの犯行声明を録画したビデオテープを、カタールに本部を置く親イスラムのメディア「アル・ジャジーラ」にクーリエが密かに届け、これをアル・ジャジーラ TV が放映する形になっていた。アル・ジャジーラ側は、「アルカイダのクーリエを一度も見たことはないし、届けられた時間も分からない」と述べていた³⁸が、第一次情報を独占したい同社が、アルカイダに何らかの便宜を与えていたことは確かであろう。アルカイダの宣伝戦術は実に巧みで、洗練されていた。例えば、宣伝に使う言語であるが、過去はすべてアラビア語で表現されていたが、³⁹アルカイダが狙う「遠い敵」（米国や欧州）を攻撃するために、英語圏のネイティブをリクルートすることを考えた。その一つの成果が、「アラビア半島のアルカイダ」（AQAP）が季節ごとに発行している英語ウェブ・マガジンの「インスパイア」である。

テロリストは、ある時期に彼らのインターネット通信や衛星携帯電話が敵にモニターされていることに気づき、潜伏中のビン・ラディンは、それ以降、インターネットと携帯電話を一切使用しなくなった。⁴⁰ このエピソードは、ビン・ラディンの慎重な性格をよく表している。オサマ・ビン・ラディンが 2001 年 12 月にアフガニスタンのトラボラを脱出し、それ以降 2011 年 5 月にパキスタンのアボタバードで米海軍の特殊部隊に殺害されるまで

の10年間を逃げおおせたのも、彼の慎重さと洞察力の深さによるものではないだろうか。

ここで話をオンラインによるリクルート活動の実態に戻すが、ISILはなぜ短期間にあれほどの外国人戦士をリクルートし、シリアとイラクに結集させることができたのであろうか？その答えは、ISILのプロパガンダに若者の心を惹きつける魅力があったからであろう。⁴¹ 欧州などに暮らす移民家族の子供たちは、差別され、迫害され、自分の行き場所がどこかわからない状態にまで追い込まれている。上記〈図表5〉に掲げた貧民地区に暮らす欧州の若者たちは、自分たちが輝ける機会が訪れるのを今か今かと首を長くして待っている。ISILのリクルーターたちは、かつては自分自身も移民の家族として同様の境遇に置かれていたものが少なくなく、鬱屈した若者たちの心情を理解しているため、彼らの心の隙間にスッと入り込み、彼らが目を輝かせるような話をし、ユートピアへと誘い込む。ツイッターの写真には、小ざれいに衣服を着用し、新品の自動小銃を抱えた姿が写っており、時には高級乗用車に乗って裕福な生活ぶりを見せつけたりする。中東の真の姿を知らない欧州の若者たちがISILのリクルーターたちに虚像を見せられたらすぐに信じ込んでしまうだろう。若者たちに憧れの気持ちを抱かせたら、今度は執拗な勧誘攻勢を始める。⁴² 初めのうちは少し興味を持っただけでも、相手にアカウントを教えたら最後、彼らの老練なテクニックに絡めとられ、結局はシリアに向かうはめになる。トルコまで行けば、ISILがすべて整えてくれる。リクルーターの虚言を信じさせる効果は、何よりもISILがシリアとイラクの広大な地域にイスラム教徒なら誰でも夢見る「カリフ国」を、曲がりなりにも実際に建国したことである。アルカイダをはじめとして、ほとんどのイスラム過激派組織は、最終目標として自分たちの国、カリフ国の建国をアジェンダに掲げている。しかし、アルカイダでも達成できなかったカリフ国をISILは一瞬のうちに創ってしまったのであった。そこに、ISILリーダーのアブ・バクル・アル・バグダディの才覚がある。カリフ国の建国を世界に宣言すれば、世界中のムスリムが大挙押しかけるであろうことは計算済みだったのである。大部分のイスラム学者、有識者たちは、テロ組織によるにわか作りのカリフ国家を容認するわけではないが、世界に散在している虐げられたイスラム教徒たちは、自分たちの国ができた并希望に燃えてトルコ国境を越えたのである。ここまではテロリストのリクルートの実際の過程である。彼らが敬虔なイスラム教徒に仕込まれ、自己犠牲の精神を抱くまでになるのは、シリア入りしてから始まる洗脳教育と過激化のプログラムによってである。ここまできると、現状に幻滅して帰国を望むものもいるであろうが、その時は既に遅いのである。敵と戦って戦死するか、自爆で自らを抹殺するか、どちらかを選択することになる。

(2) フランスの女性ジャーナリストがISILの支持者を装ってリクルーターに接近した例⁴³

ここで、ISILの戦士による欧州人女性のリクルートについて実例を紹介してみたい。フランス・パリで雑誌社のフリーランサーとして契約しているトゥールーズ出身の女性記者アンナ（偽名）が、ある日何気なくインターネットを見ているうちに、同じフランス出身

で「イスラム国」に参加している 35 歳のアブー・ビレル（実名）と名乗る男のジハード・ビデオをユーチューブで見て興味を覚えた。アブー・ビレルは、シリアで実際に戦闘に参加しているジハーディストである。わずかな言葉の訛りからビレルはアルジェリア系であることが知れた。アンナはメロディというペンネームを使い、ネット上でビレルにコンタクトし、「イスラム国」のリクルートの手法を知ろうとして自ら火中に飛び込んでいったのであった。

アンナは、実年齢は 30 歳を超えているが、相手には 20 歳の「イスラム国」に興味がある女性と信じ込ませ、さらに、相手の気を引くために、「最近イスラムに改宗したばかり」と嘘をついた。働いている出版社の後押しも受けて、ほぼ 1 か月にわたってインターネットでビレルと連絡をとり、同人から「イスラム国」の情報を引き出そうとした。やがて 2 人間の通信はスカイプに変わった。アンナは、映像で通信するスカイプでは真の姿を見せられないため、体中を覆うブルカを着てコンピュータの前に座るようにした。

このアンナの冒険で判明したことは以下の通りである。

- ① ビレルはシリア・ラッカの周辺で活動している「イスラム国」の幹部メンバー。
- ② 通信方法は、ビレルの発案で、途中でメールからスカイプに切り換えられた。
- ③ ビレルは、自分の敵はアサド軍とヌスラ戦線であり、そのほかにも不信心者はみな敵だと語った。
- ④ ビレルの任務はリクルーターであること。
- ⑤ ビレルはいつの間にかアンナに好意を持っていると言い出し、シリアに来て結婚しようと執拗に迫った。
- ⑥ その後もスカイプで通信するたびにシリアで結婚するから早く来るようにと言いつづけた。

アンナは、ビレルが唐突に結婚を切り出し、執拗に迫ってくるため、とりあえず彼の言うとおりにしてトルコまで行き、ぎりぎりまで取材を続けようとした。ビレルが最初に指定したのはオランダのアムステルダムであり、そこで現地で活動する「イスラム国」の人間に会い、一緒にトルコに行くという段取りだった。しかし、アンナは、メロディとの二重生活に耐えられなくなり、結局彼女のなりすましとジハーディストの取材はここで終了することになった。アブー・ビレルに関する取材内容は、2015 年 6 月に「IN THE SKIN OF A JIHADIST」というタイトルで出版されたが、その後証拠保全のために彼女が残しておいたスカイプのアカウントには夥しい量の脅迫文が届いた。アンナは身の危険を感じ、身辺警護を厳重にし、電話番号の変更やアパートも転居して常に警戒を怠らなかつた。

ジャーナリストによるテロリストの取材は、特に欧州全域にネットワークを持つ ISIL だけに十分慎重に取り組まなければならない。⁴⁴ アンナは、ビレルを袖にした後脅迫を受けたものの、偽名を使い、スカイプの画像にも細心の注意を払っていたために、幸いにも

それ以上の危険はなかった。

ISILは、2014年ころから女性による警察組織である「アル・カンサ旅団」⁴⁵を創設し、その要員を補充するために、欧州やロシアなどから白人女性をリクルートしてきた。2017年6月にISILのイラク最大の拠点モスルが陥落した際、同組織にリクルートされた西洋人女性たちが多数イラク軍に逮捕された。⁴⁶リクルートされ、シリア、イラクにやってきた西洋人女性たちは、「アル・カンサ旅団」に配属された者以外は、学校の教師、介護士、看護師などとして働いていた。しかし、女性ジハードイストたちの重要な役割は、将来の戦士を産む出産要員であり、⁴⁷ISILの兵士と結婚して家庭を築くのも女性の任務である。

2 若者の自己過激化について

テロリストは、ウェブサイトにも過激な内容の写真、ビデオ、メッセージなどを掲載し、これらを見た若者の心理を刺激し、テロ組織に属することなく自ら進んでテロを起こすよう誘導している。コンピュータと画像処理のソフトウェアさえあれば、高度な技術も資金も必要とせず、遠くにいる敵に痛撃を与えることが可能となる。テロ組織にとっては、こうした宣伝に感化された若者が先進国でテロを起こしてくれれば、自身は全く危険を冒すことなく、敵である西洋人を無差別に殺害し、敵の権益をも破壊することができる。オンラインの普及により、テロリストは、いかなる武器にも代えがたい有力なツールを手に入れたことになる。

ここで筆者は、今日の事態を予測させる過去の事例として、2005年に英国のロンドン西部のアパートで逮捕されたサイバー・ジハードイスト、ユニス・ツォリ（当時22歳）⁴⁸によるオンライン・テロの脅威について、今日発生している数々のテロ事件との相似性なども含めて論じてみたい。

ユニス・ツォリは、アルカイダのウェブサイトやオンライン・マガジンを見て自己過激化したとみられており、「イルハビ007」（「イルハビ」とはアラビア語でテロリストの意味）など複数の偽名を使い、過激派サイトの紹介、武器の作り方等をネットに流し、さらには、同サイトにアクセスしたネットサーファーらにテロの実行を訴え続けた。英国の捜査当局は、早くからユニスの危険性に気付いていたが、偽名を駆使して捜査の網を巧みに逃れるユニス本人をなかなか特定することができず、逮捕に至るまで時間を要した。⁴⁹

ユニス・ツォリはモロッコ出身の移民で、2001年に英国に来てウェストミンスター・カレッジで情報技術とコンピュータ技術を学んだが、彼の日常生活は心地良いものではなく、ほとんどの時間をコンピュータのネット・サーフィン、チャットに費やしていたといわれる。同人は、ウェブ・フォーラムでは非常に有名で、ウェブ仲間からは英雄扱いされるほどであった。アルカイダを始め、一切のテロ組織に所属することはなかったが、同人を信奉する仲間と共同してネット上に「仮想テロ細胞」(virtual terrorist cell)⁵⁰を構築し、チャット相手やウェブ仲間呼び掛け、これに触発されて実際にテロに関わった者も少なくないといわれる。

ユニス・ツリーのようなコンピュータ・マニアは、現代ではそう珍しくもないが、2000年代初めのころは、全く素人の青年がコンピュータを使ってバーチャルなテロ細胞を構築し、これに影響されて実際にテロを起こす者が出現したことは世間の注目を浴びた。この状況に危機感を覚えた治安機関関係者は少なくなかったはずである。ちなみに、SNSのフェイスブックが世に出現したのは2004年のことであるが、その後十数年で急成長し、若者にもテロリストにも重用され、今や世界の人口の50%以上（37億7000万人）がSNSのユーザーといわれている。⁵¹

テロリストにとっては、インターネット、SNSに情報を流すだけで自然にテロの同調者が出現してくるといふ、願ってもない状況が続いており、テロや犯罪に悪用されるインターネットやSNSを規制する必要に迫られているが、国民の基本的な人権との兼ね合いがネックとなり、今後も治安機関の懊悩は続くものと考えられる。まさに、「イルハビ007事件」発生当時の懸念が的中したとも言えよう。

3 テロリストのリクルート活動、過激化を防止するために

(1) 宗教を利用したリクルート、過激化への対応

ここまでの研究で、現在世界で起きているテロの多くが「イスラム国」(ISIL)やアルカイダなどのイスラム過激派によるものであることが判明し、罪もない一般の若者や学生たちがテロリストに説得されて組織にリクルートされ、過激化する様を見てきた。イスラム過激派が人をリクルートする際の手口として共通していることは、組織に引き込むに当たっては必ずイスラム教徒であることを求め、他の宗教を信仰している者は必ずイスラムに改宗させられるということである。誰もが信仰の自由という普遍の権利を有しているが、宗教がテロに利用されている現実を見れば、信仰を規制するというのではなく、宗教の悪用を防ぐ手立ては必要になるであろう。「アッラー・アクバル」(神は偉大なり)と叫びつつ爆弾を抱いて標的に突入する姿は、誰の目から見ても神への殉教とは思えない。実際、イスラム学者や宗教家も、イスラム教徒の自殺は許されない⁵²と説き、テロリストはイスラム教徒ではないというテロ組織への批判も、特に9.11テロの直後あたりから主張されてきた。いくら高位の宗教家がテロへの批判を繰り返しても、テロは鎮静するどころか、さらに激しさを増しているように思える。その原因の一つに、9.11テロで標的にされた米国ほかの国際社会が、ファナティズムの熱に侵されてやや冷静さを失い、「暴力には暴力を」という最悪の形でテロとの戦いを開始したことが挙げられる。国際社会に協力を呼び掛けてアフガニスタン、イラク、シリアでの内戦に介入し、その結果、戦場となったイスラム社会で多くの犠牲者が出た。その惨状がテロリストの宣伝媒体に乗せられ、西側への憎悪となって今日のグローバル・テロへと繋がっている⁵³ことは誰もが認めることであろう。

2001年以降、世界が近代兵器を使ってテロの撲滅に協力しても、テロは一向になくならない。それぞれの国の政治・経済・外交の問題と戦争をリンクさせることなく、平和的な手段でお互いの憎悪を解消していく方法を考えなければならない。

ここで考え得る非暴力のテロ対策とは、上述のように、テロリストによる宗教の悪用、テロリストの大義となっている神への忠誠心の裏側にある信仰のレトリック、テロリストの詭弁を暴き、リクルートや過激化の対象になりやすい若者に啓蒙していくことが求められる。今まで、テロを批判してきたイスラム関係者の役割は決して十分なものではなかった。どう見ても遠慮がちで、非イスラム教徒から批判を受けるのを避けているようで、説得力があったとは思えないのである。

非イスラム教徒であっても、コーランやハディース⁵⁴を読み込み、イスラム社会を理解しなくては、この先も文明の衝突は繰り返されるであろう。これは、世界規模で進める最重要の対策であるべきである。

(2) リクルート対象の若者を魔の手から守る

テロリストが食指を伸ばしているのは、彼らの宣伝に心を動かされ、詭弁を弄した説得術に容易に乗ってしまう純粋で正義感の強い若者たちである。彼らをテロリストの魔の手から守るには、テロリストの意図的な欺瞞に満ちた論理の矛盾を官民一体となって突き、彼ら自身が詭弁だと判断できる一種の教養・知力を身に着けさせることであろう。テロリストは若者の弱点を巧みに突いてくる。したがって、若者のナイーブで傷つきやすい心を、周りの大人が常にケアし、テロリストの行動を先回りして若者を守っていかなければならない。その意味では、教育現場での目配り、安全な環境の整備は極めて重要になる。

以上は若者がテロ組織に引き込まれないための予防策であるが、実際にテロリストの魔の手が迫っている場合の対応も考えておく必要がある。テロリストが接近し、対象者との会話を始めると、若者の様子に変化が見られるようになる。若者の過激化の過程では、その対象になっている者は、親しい友人、家族、職場の同僚に対してもそれまでの良好な関係を急変させ、態度や言動がよそよそしくなる。テロや暴力を支持するような発言を繰り返し、武器や爆弾に関する過激な書籍類を持ち歩くようになるといわれる。⁵⁵ さらに、当然考えられる兆候として、過去には見られなかったような行動、例えば、過激なウェブサイトアクセスし、テロ訓練で使用するような物品も自宅などに隠し持つようになるともいわれる。保護者や教員は、このような若者のわずかな変化も見逃すことがないよう、常に彼らの身近にいて相談に乗るなどし、テロリストの接近を決して許してはならない。

一方、行政や治安機関、関連企業等は、オンライン過激化の防止のために、ファイアウォールを使って危険なサイト、不法サイトのフィルタリングを行い、これらサイトへのアクセスをブロックする⁵⁶よう努めることは勿論のことである。

(3) テロリストのオンライン過激化の阻止に向けて

これまで研究してきたテロリストによるオンライン過激化、リクルートの手口を整理すると、ISILに代表されるテロ組織は、リクルートを始めるに当たり、まず、① SNS を使ってウェブ上に餌を撒き、可能性のある標的を探し出す作業に取り掛かる。② ISIL に興味

を持って接近してくるような者がいれば、さっそく担当者がコンタクトを開始し、対象の気をそらさないようチャットやメールで頻繁に連絡をとる。③オンラインでの接触回数が増えるにつれ、ISILのメンバーが複数になり、対象を取り囲むようにしてジハード意識を吹き込んでいく。④次に、対象が属しているコミュニティからの切り離しが始まり、家族、友人、地元の宗教コミュニティ（イスラムも含む）との関わりを遮断させようとする。⑤対象の会話の相手、行動の範囲をISILが関係する固有のグループのみに限定させる。さらに、PCやSNSによる通信に、テレグラムなどの暗号ソフトを使って会話を秘匿化する。⑥ここからいよいよ対象の取り込みが始まり、リクルート担当者が攻撃対象を教え込むようになる。テロ攻撃の必要性を執拗に説き、実際に居住する国でテロを起こすよう説得する。⁵⁷

以上がテロリストのオンライン過激化、リクルートの典型的な手口であるが、この一連の流れの中に、捜査側がテロリストの活動を阻止するためのヒントがいくつか見えてくる。すなわち、テロリストのオンラインの活用実態をあぶりだし、これに制限を加える可能性が出てくる。また、主要メディアに対しても、治安機関と共同で果たすべき役割が明確になるだろう。通信が暗号化されていない段階でオンライン・リクルートの始動を見極め、危険な有害・過激サイトに何らかの対処策を講じることも可能である。多くの場合、リクルートの対象者はメディアを通じて初めてISILの本質を知ることになるが、この段階になるとテロリストも組織の秘密を話してしまっているため、対象者はもはや引き返せない状況に追い込まれている。

他方、法執行機関や情報機関は、既にこの流れを十分に研究しているため、オンライン過激化、リクルートの兆候が見えた段階が捜査の初段階となる。リクルーターによる対象へのコンタクトの頻度が増えれば、捜査機関もテロリストの作業の進み具合が判断できる。捜査機関は、オンライン過激化、リクルートで使われるSNSの通信を逆手に取り、様々な捜査端緒の発見に努めている⁵⁸のである。

IV 結論

アルカイダの体力が弱まったといっても、ISILがモスルやラッカで敗退しても、テロリストは攻撃を止めようとはしない。テロリストの何かを封じ込めれば、彼らは必ず何か新しい手を考えてくる。1980年代に出現した実行犯もろとも吹き飛ばす自爆テロは、一瞬にしてあまりに多くの犠牲者を出したために、その衝撃度は極めて大きなものであった。そして、あの9.11同時多発テロが起きた瞬間は、まさに世界中が驚嘆と悲嘆に暮れた。

前項で指摘した通り、テロリストは戦争には敗れても、組織の生き残りのためになおも新しいメンバーを求めて若者を過激化し、リクルートしている。近年、その手法にも大きな変化が見られ、これらの活動は、主にコンピュータやスマートフォンを使用したオンライン上で行われている。テロリストの活動を封じ込め、テロが起きないようにするにはど

うしたら良いのか、世界中が同じ疑問に答えようと知恵を絞っているが、いつまで経っても妙案は浮かんでこない。ひとつ言えることは、9.11 テロ以降、西側諸国が結束して力によるテロリストせん滅の方法を選択してきたが、テロとの戦いが始まってから16年以上が経過した現在でも、戦闘、爆撃による死傷者が増えただけで状況は決して好転していない。むしろ、イスラム過激派が喧伝し、人々の心の中に根付いてしまっている西側への憎悪は増幅する一方である。

筆者は、本論の中で、主に欧州におけるテロリストによる若者の過激化とリクルートの実態についていくつかの先行研究を精読し、その上で無垢の若者を洗脳して組織に引き入れていくテロリストの手口と、これらを防止する方策について考えてきた。ここでおぼろげながら見えてきた結論は、テロは力で押さえつけようとしても、決して成功はしないということである。かえって泥沼化しているのが実情である。それならば、テロとの戦いで実戦に参加している米国とそれに与する有志連合諸国もこのあたりで武器を置き、より平和的な手段で様々にテロ対策の道筋を模索してみるべきではなかろうか。

本論では、テロリストが悪用（曲解？）しているイスラムという宗教について正しい信仰の在り方を考え、さらに、テロリストの行動を冷静に捉えて法執行機関の捜査に貢献できそうな方途も考えてみた。今後、より現実的なテロ封じ込め策も考え、少しでも世の中の安全のために貢献していきたいと考えている。

¹ *BBC NEWS* (2 April 2015); “More than 25,000 foreign fighters from 100 nations have travelled to join militant groups such as al-Qaeda and Islamic State (IS), a UN report says. It said the number of foreign fighters worldwide had soared by 71% between the middle of 2014 and March 2015” .

<http://www.bbc.com/news/world-middle-east-32156541> (アクセス 2017.10.20)。

² *COUNTER EXTREMISM PROJECT*, History Timeline: Taliban in Afghanistan, Al Jazeera, July 4, 2009, Abdullah Azzam (1941-1989) was a Palestinian Islamist preacher who helped found al-Qaeda, Hamas, and Lashkar-e-Taiba. He is often referred to as the father of global jihad, and was instrumental in recruiting foreign fighters to Afghanistan in the 1980s. <https://www.counterextremism.com/extremists/abdullah-azzam> (アクセス 2018.9.5)

³ *THIRD WORLD TRAVELER* November-December 2001, Afghanistan, the CIA, bin Laden, and the Taliban, The Carter administration was well aware that in backing the mujahideen it was supporting forces with reactionary social goals. http://www.thirdworldtraveler.com/Afghanistan/Afghanistan_CIA_Taliban.html (アクセス 2017.10.30)。

⁴ *CNN NEWS* (September 8, 2011), “Why we were attacked on 9/11, He (Bin Laden) hated to see Westerners in the holiest lands of Islam. Bin Laden began to speak out against Saudi Arabia and the United States. What upset Bin Laden to most was that the United States stayed in Saudi Arabia after the Gulf War was over” . <http://ireport.cnn.com/docs/DOC-670283> (アクセス 2017.10.28)。

⁵ *The New York Times* , updated (July 6, 2016), “Saudi Arabia, Blamed for Spawning

Jihadists, Is Again Their Target, The last time Saudi Arabia faced such a threat was when Al Qaeda staged a series of attacks in the kingdom in 2003” . <https://www.nytimes.com/2016/07/07/world/middleeast/saudi-arabia-isis-al-qaeda-jihadists.html> (アクセス 2017.10.28)。

⁶ 公安調査庁 (2017) 『国際テロリズム要覧』 p.390.

⁷ 公安調査庁 p.395.

⁸ Cooley, John K. (2003) , *Unholy Wars: Afghanistan, America and International Terrorism*, pp.194-195.

⁹ 『東亜日報』 「靴に爆弾、米旅客機が緊急着陸」 (2001年12月24日)。

¹⁰ *The Washington Post* (March 23, 2016), New ISIS recruits have deep criminal roots, Few of those militants had a criminal record or even any notable brushes with law enforcement – résumé flaws that al-Qaeda worried would attract scrutiny from law enforcement and risk exposing the group’ s elaborate, multiyear plot. [https://www.washingtonpost.com/world/national-security/new-isis-recruits-have-deep-criminal-roots/\(2016/03/23\)/89b2e590-f12e-11e5-a61f-e9c95c06edca_story.html?utm_term=.ddca6649780a](https://www.washingtonpost.com/world/national-security/new-isis-recruits-have-deep-criminal-roots/(2016/03/23)/89b2e590-f12e-11e5-a61f-e9c95c06edca_story.html?utm_term=.ddca6649780a) (アクセス 2017.10.30)。

¹¹ *CNN NEWS* Updated December 19, 2017, Richard Reid Fast Facts, This police mug shot shows 28-year-old alleged shoe bomber Richard Reid after his arrest December 24, 2001, in Plymouth, Massachusetts. [http://edition.cnn.com/\(2013/03/25\)/us/richard-reid-fast-facts/index.html](http://edition.cnn.com/(2013/03/25)/us/richard-reid-fast-facts/index.html) (アクセス 2018.1.6)。

¹² John C. Adamson, (2011) “Global Jihad: Al-Qaeda and Its Implication for the Global System” , *Department of International Studies*, University of Oregon, USA, pp.47-48.

¹³ ADL Al Qaeda, For Law Enforcement, …It has also increased its reliance on the Internet for communication and propaganda. <https://www.adl.org/education/resources/profiles/al-qaeda> (アクセス 2017.10.25)。

¹⁴ Awan, Akil N. (2010) “The Virtual Jihad: An Increasingly Legitimate Form of Warfare” 2010 CTC SENTINEL (May 2010). Vol. 3., ISSUE 5. http://www.academia.edu/1269101/The_Virtual_Jihad_An_Increasingly_Legitimate_Form_of_Warfare_2010_in_CTC_Sentinel Vol. 3 Issue 5 (アクセス 2017.10.20)。

¹⁵ *CNN NEWS* (August 17, 2016), Adam Gadahn Fast Facts, (April 23, 2015) - The White House announces that Gadahn was killed in January in a US government counterterrorism operation. [http://edition.cnn.com/\(2013/03/23\)/us/adam-gadahn-fast-facts/index.html](http://edition.cnn.com/(2013/03/23)/us/adam-gadahn-fast-facts/index.html) (アクセス 2017.10.20)。

¹⁶ *Reuters* (Jun.31 2009) “Video shows al Qaeda leader who was reportedly killed” <http://www.stuff.co.nz/world/614470/Video-shows-al-Qaeda-leader-who-was-reportedly-killed> (アクセス 2011.10.20)。

¹⁷ *AFP* (2010.3.4), 「アルカイダの広報役を務めるガダーン被告は、国家反逆罪およびアルカイダに物資を提供した罪でカリフォルニア (California) 地裁に起訴されており、米連邦捜査局 (FBI) が 100 万ドルの懸賞金をかけて行方を追っていた。」 <http://www.afpbb.com/articles/-/2706743?pid=5458468> (アクセス 2017.10.20)。

¹⁸ *US Department of Justice*, (2014), Killing by DOD permitted by the law of war under public authority exception, Awlaki's involvement in 'abortive attack within the US', *Second Circuit Freedom of Information Act (FOIA) Ruling Awlaki Justice Department’ s Office of Legal Counsel (OLC) memo*, (June 24, 2014), p.79 <https://www.nytimes.com/interactive/2014/06/23/us/23awlaki-memo.html>, (アクセス 2017.10.20)。

- ¹⁹ *E-INTERNATIONAL RELATIONS SYUDENTS* (July 19, 2017), “By 2005, 40 terrorist organisations maintained an online presence involving over 4500 websites and YouTube’s advent enabled the worldwide dissemination of professional looking audiovisual propaganda and tradecraft videos. [http://www.e-ir.info/\(2017/07/19\)/an-analysis-of-online-terrorist-recruiting-and-propaganda-strategies/](http://www.e-ir.info/(2017/07/19)/an-analysis-of-online-terrorist-recruiting-and-propaganda-strategies/) (アクセス 2017.10.25)。
- ²⁰ *GAWKEL* (May, 20, 2015), “Apply to Work for al Qaeda Today!” , <http://gawker.com/take-the-al-qaeda-job-application-1705778581> (アクセス 2017.10.28)。
- ²¹ *SECURITY AFFAIRS* (December 6, 2015), ISIL/Da’esh has recruited and continues to recruit hundreds of foreign fighters, including some with degrees in physics, chemistry and computer science., <http://securityaffairs.co/wordpress/42572/intelligence/isis-wmd-attacks.html> 8 (アクセス 2017.10.30)。
- ²² King, Michael & Taylor, M. Donald (2011) “The Radicalization of Homegrown Jihadists: A Review of Theoretical Models and Social Psychological Evidence” , *Terrorism and Political Violence* Vol.23, No.4, (09 August 2011), pp.602-622.
- ²³ Dalgaard-Nielson, Anja, (2010) , “Violent Radicalization in Europe: What We Know and What We Do Not Know” , *Studies in Conflict & Terrorism*: Vol 33, No 9, (16 August 2010), pp.797-814.
- ²⁴ Aly, Anne & Striegher, Jason-Leigh, (2012), “Examining the Role of Religion in Radicalization to Violent Islamist Extremism” , *Studies in Conflict & Terrorism*: Vol 35, No 12, (12 November 2012), pp.849-862.
- ²⁵ McCauley, Clerk & Moskalenko, Sophia, (2008), “Mechanisms of Political Radicalization: Pathways Toward Terrorism” , *Terrorism and Political Violence*, Volume 20, 2008 - Issue 3, (03 July 2008), pp.415-433.
- ²⁶ Randy Borum, (2003), “Understanding the Terrorist Mind-Set, FBI Law Enforcement Bulletin, ‘Perspective’ ” , (July 2003), p.3.
- ²⁷ Ibid, p.849
- ²⁸ *The Weekend Australia*, (2007), “My Life as a Terrorist” , (December 4, 2007). <http://www.theaustralian.com.au/national-affairs/defence/my-life-as-a-terrorist/news-story/3a86b8be718ade5db0f94e32808d9215> (アクセス 2017.10.25)。
- ²⁹ *FBI* (2006), The Radicalization Process: From Conversion to Jihad, *Federal Bureau of Investigation Intelligence Assessment*, (10 May 2006), pp.4-6.
- ³⁰ *Smh.com.au*, (2002), “JI training camps held in Blue Mountains, ASIO told” , November 30, 2002. <http://www.smh.com.au/articles/2002/11/29/1038386313983.html>, (アクセス 2017.10.25)。
- ³¹ *NPR* (December 17, 2011), The Arab Spring: A Year of Revolution, In the year since the beginning of the Arab Spring, leaders have been ousted in Egypt, Tunisia, Libya and Yemen. At the start, it would have been hard to imagine how much the movement would spread throughout the region, [https://www.npr.org/\(2011/12/17\)/143897126/the-arab-spring-a-year-of-revolution](https://www.npr.org/(2011/12/17)/143897126/the-arab-spring-a-year-of-revolution) (アクセス 2017.10.10)。
- ³² *Pew Research Center* (November, 28, 2012), The Role of Social Media in the Arab Uprisings, …there was debate over the role and influence of social media in the ouster of Tunisian president Zine El Abidine Ben Ali and the imminent overthrow of Mubarak. [http://www.journalism.org/\(2012/11/28\)/role-social-media-arab-uprisings/](http://www.journalism.org/(2012/11/28)/role-social-media-arab-uprisings/) (アクセス 2017.10.28)。

³³ *The ONION* (12/07/15) Al-Qaeda Member Wistfully Recalls Time When Radicalization Done Face-To-Face Rather Than Online, al-Qaeda member Khalid Al-Muthanna, 42, wistfully recalled to reporters Monday a time when radicalization was performed face-to-face rather than over the internet. “Back when I first got into jihad, we used to take the time to bring recruits to a real training camp and work with them one-on-one to instill a virulent fanaticism and bloodlust toward the West, <https://www.theonion.com/al-qaeda-member-wistfully-recalls-time-when-radicalizat-1819578473> (アクセス 2017.10.25)。

³⁴ *Marketing Research Camp* (2016.7.31), <https://marketing-rc.com/article/20160731.html> (アクセス 2017.10.28)。

³⁵ 安部川元伸 (2017) 『国際テロリズム』(「その戦術と実態から抑止まで」) 13-14 頁。

³⁶ Taylor, Mark, (2017), “An Analysis of Online Terrorist Recruiting and Propaganda Strategies”, *F-INTERNATIONAL RELATIONS PUBLISHING, 258 VIEWS, Jul 19, 2017, p.2.*

³⁷ 内閣コンピュータ西暦二千年問題対策室 (平成 12 年 3 月 30 日), 「コンピュータ西暦 2000 年問題に関する報告書」 <http://www.kantei.go.jp/jp/pc2000/houkokusyo/honbun.pdf> (アクセス 2017.10.28)。

³⁸ 筆者註: (2007 年 10 月)、来日中の Al-Jazeera TV の副社長 M 氏と都内で面談した際、同氏から直接聴取した内容の一部。

³⁹ *INTEL CENTER* (23May, 2016) , Al-Qaeda audio/video material via as-Sahab was released exclusively in Arabic and English from 2001-2004. English provided a vehicle not just to speak to the West but also to all of the other communities with a higher percentage of English vs. Arabic speakers. https://intelcenter.com/reports/WordClouds/AQ-Languages/index.html#gs.rF_YFzM (アクセス 2017.10.28)。

⁴⁰ CNN (2001.09.20), Bin Laden exploits technology to suit his needs, …Bin Laden was known by authorities to use a portable satellite phone in remote places in order to speak with some of his cohorts, says Bamford. But not long ago, his use of it abruptly stopped. <http://edition.cnn.com/2001/US/09/20/inv.terrorist.search/> (アクセス 2017.10.30)。

⁴¹ Reuters, (2014), コラム: 「米国がイスラム国との宣伝合戦に勝てない理由」, (2014.10.23) <http://jp.reuters.com/article/column-us-islamic-propaganda-idJPKCN0IC0Y320141023> (アクセス 2017.10.25)。

⁴² Anaya, Kala Kristina Hartman (1 July 2015), MA Thesis, Persuasion Strategies in Terrorist Recruitment: The Case of ISIS, pp.1-57 <https://openaccess.leidenuniv.nl/bitstream/handle/1887/35008/Masters%20Thesis%20PDF.pdf?sequence=1> (アクセス 2017.10.30)。

⁴³ Erelle, Anna (2015) , “In The Skin of a Jihadist” , *Harper Collins Publishers, 8 June 2015, pp.1-230.*

⁴⁴ *The Washington Free Beacon*, (June 21, 2017), ISIS Setting Up Support Networks to Move Terrorists to Europe, Asia, "ISIS has several facilitators in place that assist the flow of fighters to Europe," said one official who noted the group is exploiting travel networks, <http://freebeacon.com/national-security/isis-setting-support-networks-move-terrorists-europe-asia/> (アクセス 2017.10.28)。

⁴⁵ *IPI Global Observatory*, (2017), Women in the Islamic State: Tactical Advantage Trumps Ideology, August 21 2017, <https://theglobalobservatory.org/2017/08/isis-women-ideology-mosul/>, (アクセス 2017.10.30)

⁴⁶ *NEWS AGENCIES* (23 July, 2017), ISIL women recruits arrested in Mosul, Three Iraqi

intelligence officials told the Associated Press news agency on Saturday that the women were among 26 foreigners taken into custody in Mosul. Two were men and eight were children. <http://www.aljazeera.com/news/2017/07/isil-women-recruits-detained-mosul-170722190720527.html> (アクセス 2017.10.28)。

⁴⁷ *WORLD NET DAILY* (09/16/2014), ISIS luring U.S. women with cash-for-babies promises, Bloom said female recruits are promised moving expenses and cash for each baby they produce with an ISIS jihadi, <http://www.wnd.com/2014/09/isis-luring-u-s-women-with-cash-for-babies-promises/> (アクセス 2017.10.30)。

⁴⁸ *INDEPENDENT* (27 October 2014), Cyber-jihadist Younis Tsouli read al-Qaeda magazine in cell, <http://www.independent.co.uk/news/uk/crime/cyber-jihadist-younis-tsouli-read-al-qaeda-magazine-in-cell-9821910.html> (アクセス 2017.11.10)。

⁴⁹ *The Guardian* (5 July, 2007), Internet jihadist' jailed for 10 years, ...In May 2004, a video of the beheading of the US contract worker Nicholas Berg by a terrorist who was thought to be Zarqawi was posted by Tsouli. <https://www.theguardian.com/technology/2007/jul/05/terrorism.uknews> (アクセス 2017.10.30)。

⁵⁰ 筆者註：テロリスト又は支持者がサイトに設定する仮想のテロリスト細胞で、ID とパスワードを持つメンバーが各方面からアクセスして情報を共有できる。実際のテロリスト細胞の機能と変わりはない。

⁵¹ *ACTZERO* (2017.02.08), 「2017年・最新の統計情報から見る世界のネット・SNSの利用状況」<http://www.actzero.jp/social/report-20196.html> (アクセス 2017.10.28)。

⁵² 小牧奈津子 (2006) 「イスラーム教徒の自殺抑制要因に関する比較実証研究」。イスラームの教えでは自殺は絶対的な禁止であること、およびその理由として自殺がアッラーの所有権の侵害であり、不信仰の証であると言われてきた。

<https://www.kri.sfc.keio.ac.jp/report/mori/2006/c-32/> (アクセス 2017.10.30)。

⁵³ *NHK* (2011) 『クローズアップ現代』(ウェブ版)、世界を変えた 9.11 事件：アメリカは「テロとの戦い」を掲げ、アフガニスタン紛争、そしてイラク戦争へと突入。世界各地でテロ組織による自爆テロが相次ぎ、報復の連鎖と憎しみの時代へと向かっていく。

http://www.nhk.or.jp/gendai/special/03_911.html (アクセス 2017.10.30)。

⁵⁴ 平凡社 (1996) 『イスラム辞典』。イスラムの預言者ムハンマドの言行に関する伝承。... 預言者の教えを守り、その人間像を後世に伝えようとする・・・301-302 頁。

⁵⁵ The Australian Government Attorney-General's Department (2015), "Preventing violent extremism and radicalisation in Australia", pp.1-32.

⁵⁶ COUNCIL OF EUROPE (2017), H.P. Filtering, blocking and take-down of illegal content on the Internet, <https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/home> (アクセス 2018.1.6)。

⁵⁷ Berger J.M. (2015), "Tailored Online Interventions: The Islamic State's Recruitment Strategy", The most common are: First contact • Islamic State seeks out target • Recruiters respond to targets who seek out Islamic State • Create micro-community • Maintain constant contact • Encourage target to insulate against outside influences • Shift to private communications • Identify and encourage pro-Islamic State action suitable for target • Social media activism • Travel to Islamic State territories • Terrorism, *CTC Sentinel*, October 2015 Volume 8, Issue 10 pp. 19-23.

⁵⁸ *Ibid.*, p.23.



防衛施設である飛行場に係る騒音訴訟における騒音対策区域の取扱い

日本大学危機管理学部 教授 木原 淳

- I はじめに
- II 騒音訴訟が提起された防衛施設である飛行場における騒音対策区域の状況
- III 防衛施設である騒音訴訟における裁判所の判断の傾向と変遷
- IV おわりに

I はじめに

昭和 50 年 9 月に自衛隊の小松飛行場の騒音に曝されてきた周辺住民が自衛隊機等の昼休みと夜間飛行の差止並びに過去分及び将来分の損害賠償を求めて訴訟を提起した¹。この提訴を嚆矢として、米軍の横田飛行場、厚木飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場と岩国飛行場の騒音公害に関しても累次の訴訟が提起され、多額の過去分の損害賠償請求が容認されている。下級審判決には、上告審で破棄・取消がなされたものの²、やむを得ないと認める場合を除き自衛隊機を夜間に運航させてはならないことを命じた判決も現われ³、航空機騒音は防衛施設である飛行場の安定的な使用の確保にとって看過し得ない問題となっている。

日米安保条約第 6 条に基づくわが国の在日米軍に対する施設・区域の提供は、第 5 条に基づく米国による日本の防衛義務とギブ・アンド・テイクの関係にあり、飛行場は港湾施設と並び在日米軍の重要施設であると考えられる。在日米軍の飛行場は、中国や北朝鮮の接近阻止・領域使用拒否（A2AD）能力の向上に伴って朝鮮戦争や台湾海峡危機当時のような絶対的な優位性を失ったものの⁴、平素からの米軍航空戦力のプレゼンス、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）と訓練、緊急事態における増援戦力の集結や出撃さらに米軍航空戦力のグローバルなネットワークにおける中継や整備・補給の拠点として重要な役割を果たしていると考えられる。また、自衛隊の飛行場も、平素からの情報収集・警戒監視・偵察活動、領空侵犯対処措置、災害派遣、米軍機の移転訓練を含む訓練や整備・補給の拠点として機能し、緊急事態には各種の行動の拠点と返還が予定されている米軍普天間飛行場の機能代替の役割を果たすことになる。

このような役割を果たす防衛施設である飛行場⁵の安定的な使用の確保に資するために、国は防衛施設周辺環境の整備に関する法律（昭和 49 年 6 月 27 日法律第 105 号。以下、「環境整備法」という）に基づき飛行場周辺の第一種区域等における住宅防音工事に関する助成等の騒音対策を講じており、これらの措置を政策的な損失補償措置と位置付けている。これらの区域等の指定に際して、国は飛行場周辺の航空機騒音を評価して騒音コンター（等

騒音線)を作成する。騒音コンターとは、飛行場周辺の騒音等の実測手法又はこれにより得られた各種のデータに基づく予測手法によって飛行場と飛行経路の周囲に及ぶ騒音の程度を等高線のように表したもので、これを図表化したものが騒音コンター図である。環境整備法上の指定区域の外郭線は、住民の居住状況の実態に適合するように、騒音コンターを基に、合理的と認められる範囲で取り込んだ住宅の敷地の外縁、道路、河川等に即して引かれる⁶。なお、判例では環境整備法上の指定区域を単にコンターや告示コンター等と呼称するものもあり注意を要する。

これに対し、防衛施設である飛行場に係る騒音訴訟の大部分では、環境整備法上の指定区域等又はその基礎資料である騒音コンターが、国家賠償法又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和27年4月28日法律第121号)(以下、「民特法」という)に基づく飛行場の供用関連瑕疵に起因した損害賠償の対象となる違法な騒音被害を認定する基準として援用されている。換言すれば、国が政策的な損失補償の観点から環境整備法に基づきその裁量の範囲内で騒音対策区域を合理的に設定又は修正して補償の対象者を拡大すれば、裁判で認定され得る騒音被害と損害賠償額も増大していく構造が判例により成立したのである。

いわゆる基地騒音訴訟が提起された後も、国は住宅防音工事の助成の対象を画する区域指定の基準を段階的に緩和・拡大した。小松飛行場、厚木飛行場と岩国飛行場では、それぞれの飛行場固有の事情に基づいて環境整備法上の指定区域が追加拡大されている。他方、横田飛行場と厚木飛行場では、騒音状況の変化を踏まえて、拡大とともに解除を含む環境整備法上の指定区域の見直しが行われた。松島飛行場、小月飛行場、防府飛行場では、環境整備法上の指定区域の縮小が行われている。しかし、損失補償の対象者を大幅に縮減させる環境整備法上の指定区域の縮小には、常に地元自治体の理解が得られ、見直しが円滑に進む訳ではない。環境整備法上の指定区域の縮小に対して「長年航空機騒音に悩まされ続け、我慢の限度を超えている町民の苦しみを全く無視しているものであり、到底受け入れられるものではありません」との反応が示され⁷、予定された地域指定の告示の解除が見送られる事例も現れている⁸。

騒音訴訟が提起された飛行場における騒音対策区域の指定時期は、最新のものでも平成18年、古いものは昭和58年(さらにその根拠となった騒音調査は昭和52年)となっている。国は、区域の指定から長期間が経過し、配備機種の変更等⁹により、区域が必ずしも現状の騒音の状況を反映したものではなくなっているとして、全国的な区域指定の見直しを進めている¹⁰。また、住宅防音工事が希望世帯に行き渡るようになったことを踏まえて¹¹、訴訟での評価が賠償金額の減額事由に留まっている住宅防音工事に対する助成の在り方も問われるようになっている。

騒音対策区域の変更や縮小が行政課題として浮上する時代において、基地騒音訴訟の判決における損害の認定がどのようになされているのかというのが本稿執筆の問題意識であ

る。近年の判決において指定から長期間が経過した騒音対策区域が損害賠償を容認する期間の騒音の状況を体現すると認定されるのであれば、いかなる根拠と論理に基づいて行われているのであろうか。これらの情報を整理・吟味して、国による騒音状況の調査や区域指定の在り方に対する判決からの含意を抽出することが本稿の目的である。

Ⅱ 騒音訴訟が提起された防衛施設である飛行場における騒音対策区域の状況

1 防衛施設である飛行場周辺の騒音対策区域に関する法律等の枠組

昭和 28 年に制定された日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和 28 年 8 月 25 日法律第 246 号）は、米軍の特定行為（水面利用阻害行為（防潜網その他の水中工作物の設置・維持と漁礁等の除去等）、農地利用阻害行為（防風・防砂・防災施設や農道等の除去等、農地の利用を著しく阻害する頻繁な射撃・航空機の離発着等）、学校教育施設・病院近傍での航空機・車両の使用及び射撃等）を原因とする特定事業の経営上に生ずる損失を国が補償することを定め、この補償には農地の利用を著しく阻害する頻繁な航空機の離発着に対する補償（いわゆる首振補償）が含まれている。このような特損的被害が自衛隊によって惹起されるようになると、その対策を講ずるため昭和 41 年に防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和 41 年 7 月 26 日法律第 135 号。以下、「周辺整備法」という）が制定され、特定飛行場周辺の指定区域に所在していた建物等の移転補償等も可能となった¹²。

昭和 40 年代の高度成長に伴う防衛施設周辺の都市化の進展や公害問題などで高揚した住民の生活環境保全意識に対応し得る基地対策を可能とするために、昭和 49 年には環境整備法が制定された。自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認められる飛行場の周辺対策が大幅に拡充され¹³、第一種区域においては住宅防音工事の助成が、第二種区域においては建物等の移転補償等や地方公共団体が広場等の緩衝地帯として使用する場合における国の買入地の無償使用が、第三種区域においては緩衝緑地帯の整備が可能となった。環境整備法の附則により周辺整備法は廃止されたが、その際、周辺整備法に基づき指定されていた移転補償等の対策区域は、環境整備法上の第二種区域とみなされることとなった（みなし第二種区域）。

2 騒音対策区域を画する騒音値の指標

環境整備法に基づいて指定される第三種区域の指定基準は WECPNL（以下、「W」という）値¹⁴で 95 以上、第二種区域が 90 以上である。第一種区域の W 値は当初 85 とされたが、昭和 54 年に 80 へ、昭和 56 年に 75 へと段階的に引き下げられた。わが国の W 値の基準では独自の簡便化された算定手順が定められていたことから、平成 14 年の成田空港の暫定平行滑走路供用開始後の同空港の W 値が従前の値を下回る現象が生じ、この基準の見直しの機運が高まった。平成 19 年には、騒音測定機器の技術的な進歩と普及や国際的

な航空機騒音の評価指標の動向を勘案し、新たな基準として L_{den}^{15} が採用され、平成 25 年から施行された。これに伴い、環境整備法に基づく区域指定も、平成 25 年度以降は第一種区域が $L_{den}62$ 、第二種区域が $L_{den}73$ 、第三種区域が $L_{den}76$ によることとされた。

第一種区域内で行われる住宅防音工事には、 $W80$ 以上の区域に所在する家屋を対象とする第 I 工法（防音壁、防音天井、防音サッシ、換気扇、冷暖房機）と $W75$ から 80 未満の区域を対象とする第 II 工法（防音サッシ、換気扇、冷暖房機）の区分がなされた。その後、家屋全体を一つの区画とする外郭防音工事の対象となる区域の外郭線も $W85$ を基準に設定された。住宅防音工事の助成対象家屋が多数に上った飛行場では、区域指定の基礎となった騒音調査とは別に実施された調査に基づいて、工法区分線、防音工事の募集区域や外郭線が定められた。

W 値の算定方法には環境庁方式と防衛施設庁方式が存在する。環境庁方式とは航空機騒音の環境基準で定められた算出方法で、日々の騒音が単純にパワー平均される。公共用飛行場（民間空港）では一日当たりの飛行回数の年較差が小さいのに対し、防衛施設である飛行場（航空基地）における一日当たりの飛行回数は、時期によって大きく変動する（例えば、実動演習中と年末年始休暇中）。防衛施設庁方式では、各騒音測定日の総飛行回数を求めて、飛行のない日も含めて少ない方からの累積度数が 90% に相当する日の飛行回数を標準飛行回数として騒音量を算定する。騒音曝露量も、環境庁方式では一律に騒音継続時間を 20 秒とみなしてピーク値から簡便に算出するのに対して、防衛施設庁方式では機種・飛行態様・飛行経路別に算出される騒音継続時間の平均値に基づく継続時間補正と、ジェット機の着陸時にはピーク騒音レベルのパワー平均値の算定に際して 2dB を加算する着陸音補正が行われた。このため、防衛施設庁方式の W 値は環境庁方式よりも 4 程度大きくなるとされている。

なお、航空機騒音の環境基準となる指標の W 値から L_{den} への変更は、簡便な計算式に依拠していた環境庁方式による騒音測定がより精緻な評価となることを意味し、従前からこうした要素を取り入れていた防衛省方式と環境庁方式の L_{den} による評価の差にも影響が及ぶ可能性も考えられる。しかし、これまでの判例では損害賠償請求の対象期間において効力を有する環境整備法上の区域指定の指標である W 値が用いられていることから、本稿でも専ら W 値を取り扱うこととする。評価指標の変更に伴う影響の分析は、今後の新指標での区域指定の実施と実測調査値の比較研究の進展に委ねることとしたい。

3 騒音訴訟が提起された防衛施設である飛行場における騒音対策区域の状況

各飛行場に係る諸判決の認定事実を筆者がとりまとめたところによれば、騒音訴訟が提起された飛行場での騒音対策区域の指定等の経緯は次表の通りである。

	暦年	指定等
横田	昭 42	防衛施設庁が周辺整備法に基づく移転補償等の区域を指定
	昭 48	日本音響材料協会が騒音を調査し、コンター図を作成（環境庁方式）
	昭 49	防衛施設庁が環境整備法に基づく第一種ないし第三種区域指定案を提示
	昭 50-53	日本音響材料協会が騒音を調査しコンター図を作成（防衛施設庁方式）
	昭 54	防衛施設庁が第一種区域（W85）と第二種区域（W90）を指定
	昭 55	防衛施設庁が第一種区域（W80）を追加指定
	昭 59	防衛施設庁が第一種区域（W75）を追加指定
	平 10	防衛施設周辺整備協会が騒音を調査しコンター図を作成
	平 12	防衛施設庁が騒音コンター図を住宅地図に転記
	平 15-16	防衛施設周辺整備協会が騒音を調査しコンター図を作成
	平 17	防衛施設庁が第一種区域の指定及び解除
厚木	昭 42	防衛施設庁が周辺整備法に基づく移転補償等の区域を指定
	昭 50-52	日本音響材料協会が騒音を調査し、コンター図を作成（防衛施設庁方式）
	昭 54	防衛施設庁が環境整備法に基づく第一種区域（W85）を指定
	昭 54-55	防衛施設周辺整備協会が騒音を調査し、コンター図を作成
	昭 56	防衛施設庁が第一種区域（W80）を追加指定、第二種区域（W90）を指定
	昭 57-58	NLP 実施と海自 P-3C 運航を考慮して騒音を調査し、コンター図を作成
	昭 59	防衛施設庁が第一種区域（W75）第二種区域（W90）第三種区域（W95）を指定
	昭 59	防衛施設庁が防音工事（第 I 工法）募集ライン（W80）を関係自治体に提示
	昭 61	防衛施設庁が常時騒音調査で告示を見直し第一種区域（W75）を追加指定
	昭 63	防衛施設庁が騒音調査、第 I II 工法を画する防音工事ライン（W80）を設定
	平 15	防衛施設庁が外郭線（W85）を設定
平 15-16	防衛施設庁が騒音を調査	
平 18	防衛施設庁が新たな第一種区域（W75）、第二種区域（W90）及び第三種区域（W95）を指定、それまでの第一種区域及び第二種区域の一部の指定を解除（南北に拡大、西側で縮小）、新たな工法区分線と外郭線を設定	
小松	昭 49	日本音響材料協会が北東方向離陸時の実測コンター図と南西方向への離着陸時の予測コンターを作成
	昭 50	防衛施設庁が環境整備法による第一種ないし第三種区域指定案を提示。石川県等との折衝で「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」を締結
	昭 52-53	防衛施設庁が騒音調査を実施し、その結果（未公表）に基づき第一種区域（W85）、第二種区域（W90）、第三種区域（W95）を指定
	昭 55	防衛施設庁が昭 52 年調査に基づき第一種区域を拡大（W80）
	昭 57	防衛施設庁が昭 52 年調査に基づき第一種区域を拡大（W75）
	昭 57	基本協定書のコンター見直し条項を踏まえ、本格的な騒音調査を実施
昭 59	防衛施設庁が第一種ないし第三種区域（W75・90・95）を拡大	

嘉手納	昭 52	株式会社アコーテックが騒音調査を実施し、騒音コンター図を作成（防衛施設庁方式）
	昭 53	防衛施設庁が第一種区域（W85）を指定
	昭 56	防衛施設庁が第一種区域（W80）を指定（昭 52 年調査準拠）
	昭 58	防衛施設庁が第一種区域（W75）を指定（昭 52 年調査準拠）
	平 14	防衛施設庁が外郭線（W85）を設定
普天間	昭 52	株式会社アコーテックが騒音調査を実施し、騒音コンター図を作成（防衛施設庁方式）
	昭 56	防衛施設庁が第一種区域（W80）を指定（昭 52 年調査準拠）
	昭 58	防衛施設庁が第一種区域（W75）を指定（昭 52 年調査準拠）
岩国	昭 49	防衛施設庁が騒音を調査、騒音コンターを作成し、これに街区、道路、河川等の現況に即した修正を加えて告示コンターを作成
	昭 53	防衛施設庁が第一種区域（W85）、第二種区域（W90）、第三種区域（W95）を指定
	昭 55	防衛施設庁が第一種区域（W80）を指定
	昭 57	防衛施設庁が第一種区域（W75）を指定
	平 2	防衛施設庁が米軍配備機種の変更（AV-8）に伴い騒音を調査、騒音コンターを作成
	平 4	防衛施設庁が騒音コンターに街区、道路、河川等の現況に即した修正を加えて告示コンターに係る第一種区域（W75）を追加指定

Ⅲ 防衛施設である騒音訴訟における裁判所の判断の傾向と変遷

筆者の管見では、環境整備法上の指定区域等の判例における取扱いは、大阪空港訴訟最高裁判決¹⁶を踏まえつつ、時々の訴訟における国の主張に対応して、(1)個別の原告居住地における騒音被害を近似的に代替し得るとするもの（近似的代替型）、(2)防衛施設である飛行場の類型的な被害認定の基準として転用するもの（防衛施設用特別基準転用型）、(3)環境整備法上の区域指定は騒音被害が著しいと国が認定したことに他ならないとするもの（国による地域被害認定型）への変遷が認められる。以下では、各類型に分類される個別の判例の要点を概観する¹⁷。

1 国の作成した騒音コンター又はその代替指標としての環境整備法上の指定区域等で個別の原告居住地における騒音被害を近似的に認定する判例（近似的代替型）

この類型の判例は、個別被害を具体的に立証しない原告の一律の請求を失当又は不適法とする国の主張に対し、国家賠償法又は民特法に基づく損害賠償を認めるためには慰謝料発生の原因事実として個別の原告ごとに被害の発生と内容が確定されなければならないという損害賠償訴訟の原則を確認し又はそれを前提とした上で、個別の原告居住地における騒音被害の認定の基準として国の作成した騒音コンター（その近似的な代替指標と位置付けられた環境整備法上の指定区域等を含む）を援用している点が特徴である。基地騒音

訴訟における国の主張は、その後、防衛施設庁方式の W 値は政策的補償の観点から算出されたもので騒音の実態を反映していない（以下、「政策的補償措置論」という）、さらに、区域外への通勤・通学者を考慮すれば共通損害の認定基準としては昼間騒音を控除した後の W 値が適切との主張（以下、「昼間騒音控除論」という）へと変遷した。こうした主張に対する近年の判決はさまざま観点から把握し得るが、本稿では前述の特徴を具有する判決をこの区分に分類する。

(1) 第 1 次及び第 2 次横田基地訴訟一審、控訴審及び上告審

防衛施設である飛行場の騒音訴訟としては初の判決となった昭和 56 年 7 月の一審判決¹⁸では、個別的被害を明らかにしない一律請求をもって失当とする国の主張を退け、生活環境の悪化をもって独立の被害として把握する以上、同一環境下の地域住民の被害は共通であり、その限りで一律の損害賠償請求は理由があるとし（この論理構成については大阪空港訴訟最高裁判決に先立つ判決であることに留意）、昭和 48 年と昭和 53 年の W 値の新旧コンター図が原告居住地の地域別の騒音状況を包括的に明らかにする最も詳細な資料であり、他に替わるべき適切な資料がないとして、同図に基づいて被害の受忍限度が画された。

昭和 62 年 7 月の控訴審判決¹⁹では、厳密に言えば各原告の居住地の W 値を測定する必要があるが、その作業はなされておらず、環境整備法上の指定区域は騒音コンター図を政策的に修正し決定されたものであるから原告居住地の W 値の正確な決定のための資料とはなり難いとし、受忍限度を画する資料として昭和 48 年の環境庁方式のコンター図とこれに準ずると認めた昭和 53 年の防衛施設庁方式のコンター図を採用した。旧図の環境庁方式と新図の防衛施設庁方式の相違は一審判決と同様に論点とはなっていない。

平成 5 年 2 月の上告審²⁰では、過去の損害賠償請求の一部を容認した原判決に対する原告と被告の双方の上告が棄却され、原判決が確定した。

(2) 第 1 次厚木基地訴訟一審、控訴審、上告審及び差戻審

昭和 57 年 10 月の一審判決²¹では、受忍限度を超える地域を画する上で、航空機騒音の音量レベルだけでなく、飛行回数、時間帯の相違などの複雑な要素も考慮して算出された昭和 52 年騒音コンターが最も信頼できる適切な基準であるとされた。

昭和 61 年 4 月の控訴審判決²²では、騒音が受忍限度内とされたが、平成 5 年 2 月の上告審²³で破棄差戻となった。

平成 7 年 12 月の差戻審判決²⁴では、環境整備法上の指定区域、防音工事募集ライン及び工法区分線が居住地域の W 値の評価の近似値として採用された。また、滑走路改修工事のため航空機の離着陸がほとんど行われなかった昭和 54 年 10 月から 12 月までの損害賠償請求は容認されなかった。

(3) 第 3 次横田基地訴訟一審及び控訴審

平成元年3月の一審判決²⁵では、原告各自の個別具体的な被害を特定・立証しない一律の慰謝料額の請求が不適法であるとの国の主張を退け、原告の居住地域の騒音を基準にするのが合理的だが、騒音を個別に継続して測定した資料がなく、騒音コンター図に基づいて判断するほかはないとされた。また、横田飛行場の騒音発生回数は昭和40年代後半に急激に低下したが、昭和50年代以降は騒音発生回数、ピークレベルのパワー平均値、W値とも安定した傾向にあり、昭和52年に本調査をしたコンター図が騒音の実態をより正確に反映し、防衛施設庁方式のため信頼性も高いとされ、騒音認定の資料とされた。

平成6年3月の控訴審判決²⁶では、国の政策的補償措置論と原告ごとに騒音の程度を具体的に立証すべきとの主張を退け、コンター図を利用することによって具体的な騒音測定地点の騒音から各一審原告の居住地に到達する騒音の程度を認定することに特段の不合理があるとは考え難いとされ、国が原告居住地に到達する具体的な騒音の回数や程度を争うなら、信用するに足る具体的な反証を用意すべきとの説示がなされた。なお、騒音の状況の観察は滑走路補修により飛行回数が極端に少ない月を除いて行われた。

(4) 第1次及び第2次小松基地訴訟一審

平成3年3月の一審判決²⁷では、原告ごとに被害の内容と航空機騒音との因果関係を具体的に立証すべきとした国の主張を退け、騒音被害は個別に判断するのが原則であるが、各原告の居住区域以外に適切な手段は見出し難く、周辺対策において同様の障害が発生していると評価して同等の対策を施すべきものとされた以上、受忍限度の判断においても同等に扱うのが妥当と思われ、環境整備法上の区域指定のW値を参考に個々の被害の程度を判断するのが適切であるとされた。昭和59年から昭和62年までの騒音測定結果を基に、自衛隊機の運用形態に大きな変化がない昭和52年までの騒音状況と確たる資料のない時効完成時の昭和47年度までの騒音量がこれとほぼ同程度であったと推認され、F-15戦闘機の運用開始に伴い管制回数が増加した昭和63年以降についても騒音量の変化を示す確たる資料がないことから従前と同程度の騒音量と評価された。

(5) 第1次嘉手納基地訴訟一審

平成6年の一審判決²⁸では、国の政策的補償措置論を退け、原則的に原告ごとに個別に被害を主張立証する必要があるが、生活妨害等の被害は航空機騒音に関する評価単位を参考に推し量ることがもっとも現実的かつ合理的であるとされた。また、本来ならば環境整備法上の指定区域のW値ではなく騒音コンターを参考にすべきであるが、その詳細が明らかになっておらず、居住地に係る区域指定におけるW値をてがかりにして推認するほかないとされた。その際、地元自治体の騒音測定結果を中心に騒音の程度が認定され、昭和52年から平成3年までの期間の飛行場周辺の騒音量はほぼ横ばいとされた。

(6) 第5次ないし第7次横田基地訴訟控訴審

平成 17 年 11 月の第 5 次ないし第 7 次訴訟の控訴審判決²⁹では、地元自治体等の騒音測定結果に照らして昭和 52 年当時の騒音実態に変化がないと考えるのは困難とし、平成 10 年コンターが損害賠償請求期間の騒音の実態をより正確に反映するとされた。

(7) 第 4 次及び第 8 次横田基地訴訟控訴審

平成 20 年 7 月の第 4 次及び第 8 次訴訟の控訴審判決³⁰では、国の政策的補償措置論を退け、騒音の状況は、損害賠償請求期間の 15 年以上前の調査に基づく環境整備法上の指定区域ではなく、騒音の実態をより正確に反映する合理性の高い平成 10 年コンター（平成 4 年 1 月分から平成 16 年 3 月分）及び平成 15 年コンター（平成 16 年 4 月分から平成 19 年 6 月分）により判断すべきとされた。

(8) 第 2 次普天間基地訴訟一審

平成 28 年 11 月の一審判決³¹では、国の政策的補償措置論、昼間騒音控除論と昭和 52 年の騒音調査は近年の騒音状況を反映しないと主張に対し、民特法 2 条に基づく損害賠償を認めるには原告についてそれぞれ被害の発生とその内容が確定されなければならないことは当然であるとの原則を確認した上で、屋外の騒音曝露量が原告の主張する共通損害の程度を最も適切に反映する指標となるとした。騒音コンター上の W 値と現在の騒音曝露状況との関係については、平成 9 年から平成 26 年までの期間全体をみわたせば乖離しているとははいえず、騒音曝露量の減少を示す航空機の運航や騒音対策の大きな変化が立証されておらず、騒音コンターが現在に至るまで周辺対策の基礎として用いられていることも考慮すれば、騒音コンターに基づいて現在の騒音曝露量を認定することが合理的であるとされた。

(9) 第 3 次嘉手納基地訴訟一審

平成 29 年 2 月の判決³²では、騒音コンターは騒音調査がされた昭和 52 年からすでに 30 年以上が経過し、同コンター上の W 値をもって原告の現在の騒音曝露量を認定することは相当でないとした。他方、沖縄県の「航空機騒音による健康影響に関する調査報告書」（平成 11 年）において騒音被害を判断する指標として同コンターが用いられたことに着眼し、同報告書の調査が行われた平成 7 年から平成 13 年の騒音曝露量と平成 20 年から平成 26 年の騒音測定結果の差が大きくないことから、同調査で用いられたコンター上の W 値を原告の被害を推認する際の指標として用いることは許されるとされた。

2 環境整備法上の指定区域等を防衛施設である飛行場の類型的な被害認定の基準として転用している判例（防衛施設用特別基準転用型）

この類型の判例は、国の政策的補償措置論を退け、損失補償の観点から国が防衛施設である飛行場について指定した区域を、損害賠償の観点での類型的な被害認定の特別基準と

して転用している点が特徴である。近年の判決はさまざまな観点から把握し得るが、本稿では前述の特徴を具有する判決をこの区分に分類する。

(1) 第2次厚木基地訴訟一審及び控訴審

平成4年12月の一審判決³³では、防衛施設庁方式で算出されるW値での区域指定は、環境庁方式よりも騒音曝露量が大きくなるが、防衛施設である飛行場に適する方法として選択されたもので、周辺対策を手厚くする趣旨で特別な考慮が払われているとしても、等質的な侵害行為ないし被害を受けている区域を画していることは明らかであって、環境整備法上の指定区域及びそれを画する騒音コンター（この判決では「騒音コンターの告示」という表現が使用されている）と工法区分線が、航空機騒音の実態を把握するために極めて有用であるとされた。

平成11年7月の控訴審判決³⁴では、環境整備法による区域指定は行政上の目標としての性格を有することは否定できないとする一方で、環境整備法に基づく同一の指定区域の中ではほぼ騒音の大きさ及び被害は近似するものと考えられるとし、受忍限度を超える被害を受けたと認められるW80以上の居住区域の区分は工法区分線をもって行うのが妥当とされた。

(2) 第1次及び第2次小松基地訴訟控訴審

平成6年12月の控訴審判決³⁵では、周辺対策の性格が損失補償的な行政上の措置であるとしても、騒音等によって被害が現実発生していることを前提とし、被害を類型的にとらえ、これらに対応する対策として策定されたものであるとし、被害の程度は環境整備法上の区域指定されたW値によるのが相当であるとされた。

(3) 第1次嘉手納基地訴訟控訴審

平成10年5月の控訴審判決³⁶では、国が政策的補償措置論を主張したものの、上空から曝露される航空機騒音は地域ごとに同程度と推認しても不合理とはいえず、慰謝料額と同じ者を騒音量の違いによりある程度概括的にグループ分けできる合理的な証拠があるのであれば、それにより原告居住地域における騒音の程度を認定することも許されるべきであると、環境整備法上の区域指定におけるW値によって推認するほかないとされた。また、地元自治体等の騒音測定結果を補完的に検討し、騒音量は横這いかやや減少傾向にあるが大きな変動は認められないとして、環境整備法上の区域指定によるW値によることが不合理とは言えないとされた。

(4) 第3次厚木基地訴訟

平成14年10月の一審判決³⁷では、国の政策的補償措置論を退け、地元自治体等の騒音測定結果と一部に齟齬が生じているが、国が新資料を作成して提出していないこと等を考

慮して、環境整備法上の指定区域及びその区分線となるコンターや後方区分線の W 値をもって受忍限度を画する地域を判定するのが適切とされた。

平成 18 年 7 月の控訴審判決³⁸では、平成 13 から 16 年の騒音は受忍限度の評価に影響を与えるほど改善されておらず、環境整備法上の区域指定及びその区分線となるコンターや工法区分線が当時の騒音実態を反映して設定されたとされた。

(5) 第 2 次嘉手納基地訴訟一審及び控訴審

平成 17 年 2 月の一審判決³⁹では、原告の主張する身体的被害等の判断には現実に曝露される騒音の強さを無視できないとし、地元自治体等の騒音測定結果による環境整備法上の指定区域の実測騒音値が検討された。防衛施設庁方式での実測 W 値がこの区域指定値よりも低いことから、区域の指定が政策的補償措置としての性質を有することは否定できず、区域指定の W 値が現実の被害と必ずしも同一と認めることはできないとされた。受忍限度は現実の騒音の程度を踏まえて判断されるべきとされ、実測騒音値に基づいて環境整備法上の区域指定における W85 以上の区域のみが受忍限度を超えていると認定された。

平成 21 年 2 月の控訴審判決⁴⁰では、他の客観的な証拠によって騒音の状況が著しく乖離していると認められる場合を除いては環境整備法上の指定区域により騒音を推認することが相当であるとされた。実測騒音値の騒音発生回数、騒音累積時間、ピークレベルの年間平均値及び最大値、環境基準を超えた日数等によって「W 値では評価しつくせないうるささの程度」をも考慮した上で、受忍限度内とされた座喜味以北の W75 区域を除く W75 以上の地域が受忍限度を超えていると認定された。

(6) 第 1 次普天間基地訴訟一審及び控訴審

平成 20 年 6 月の一審判決⁴¹（この判決では環境整備法上の第一種区域を「コンター」と呼称）では、国の政策的補償措置論を退け、地元自治体等の騒音測定結果と環境整備法上の指定区域の W 値との間に著しい乖離と矛盾がみられない限り、同指定区域に基づいて騒音を把握することには合理性・相当性があるとされ、測定結果との間に著しい乖離と矛盾がみられないので、同指定区域に基づいて騒音の広がりや程度を把握することに合理性・相当性があるとされた。

平成 22 年 7 月の控訴審判決⁴²でも、国の政策的補償措置論が退けられ、真志喜測定局の測定結果が区域指定値を下回るが、最高音圧レベル等の数値を総合すると著しい乖離と矛盾はみられず、環境整備法上の指定区域に基づいて昭和 52 年以降の騒音の広がりや程度を把握することに合理性・相当性があるとされた。

(7) 第 1 次岩国基地訴訟一審

平成 27 年 10 月の一審判決⁴³では、国の政策的補償措置論を退け、滑走路の沖合移設による騒音の変化は、従前の飛行経路が東側に 1 km 平行移動されることに伴うものであり、

従前の騒音分布状況を全く変えてしまうようなものではなく、一定の限度で修正することとどまることから、環境整備法上の区域指定値と著しく乖離していない限りそれにより推認するのが相当であるとされた。騒音測定結果を検討した結果、平成 22 年 5 月の新滑走路運用前の騒音状況は同指定区域の W 値により推認することができ、新滑走路運用後は従前の W95 区域が W90 区域に、W90 区域が W85 区域に、W85 区域は W80 区域に、W80 区域は W75 区域に、W75 区域のうち東、通津、由宇地区は W75 区域に、川下、麻里布、今津・山手、愛宕、灘地区は受忍限度以内にあると認定された。

3 環境整備法上の区域指定とその不変更は騒音被害が著しいと国が認定したことに他ならないとする判例（国による地域被害認定型）

この類型の判例は、環境整備法上の指定区域は騒音被害が著しいと国が認定した地域に他ならないとし、又は、国が政策的補償措置論に加えて昼間騒音控除論を主張したことに對し、個々の騒音曝露量ではなく一定地域が一定水準の航空機騒音に曝されることに着眼している点が特徴である。近年の判決はさまざまな観点から把握し得るが、本稿では前述の特徴を具有する判決をこの区分に分類する。

(1) 第 3 次及び第 4 次小松基地訴訟

平成 14 年 3 月の一審判決⁴⁴では、近年の騒音曝露状況は、平日の訓練時間帯に関する限り第 1 次及び第 2 次訴訟当時と特に変わりはないとして、第一種区域(第二種区域を含む)内に住居を有する原告が各居住地においてひとしく被っている被害は看過し難い程度に達しているものと認められるとされ、このことは国が当該区域を「障害が著しい」(環境整備法 4 条)地域、つまりは騒音被害が著しい地域と認めていることとも符合するとされた。また、第一種区域は昭和 59 年の告示後に一切変動が生じておらず、同区域を騒音被害の著しい地域とみる国の認識は確立したものになっているとされた。

平成 19 年 4 月の控訴審判決⁴⁵では、国の昼間騒音控除論を退け、飛行騒音の程度には従前と比して受忍限度の判断に影響を与えるほどの大きな変化はないとし、原告のうち第一種区域内に居住する者については受忍限度を超える被害が生じているものと認めるのが相当であるとされた。

(2) 第 5 次ないし第 7 次並びに第 4 次及び第 8 次横田基地訴訟一審

同一の裁判官が担当した平成 14 年 5 月の判決⁴⁶及び平成 15 年 5 月⁴⁷の判決では、各居住地域の騒音を基準とするのが相当であるとしつつも、平成 10 年コンターは調査方法に問題があり採用できないとし、騒音の受忍限度は国が「障害が著しい」と認めた昭和 52 年の騒音コンターに基づいて指定された環境整備法上の指定区域に基づいて定めるとされた。なお、これらの事件の控訴審判決では、平成 10 年コンターと平成 15 年コンターが騒音の実態をより正確に反映するとされている。

(3) 第4次厚木基地訴訟

平成26年5月の一審判決⁴⁸では、国の政策的補償措置論と昼間騒音控除論を退け⁴⁹、一定の騒音に曝されている地域に居住する原告はその騒音を原因とする共通被害を損害と主張し、個々の原告の実騒音曝露量を根拠とする個別の騒音被害を主張している訳ではないとし、国の主張は環境整備法の趣旨に反するとした上で、環境整備法上の指定区域・工法区分・外郭線が指標として採用された。

平成27年7月の控訴審判決⁵⁰では、航空機騒音に係る環境基準や環境整備法等の趣旨を一定の地域における一定の騒音の水準をもって騒音被害の程度を画することができるという考え方に基づくものであると解し、一定の水準以上の航空機騒音にさらされている地域においては、そこに居住する住民全員に共通する損害が生じていると解して、個々の騒音曝露の具体的事情を直接考慮することなく、原告が第一種区域線等で画された地域に居住することでそれに相応する損害を受けているとして、各地域に居住する原告に共通する最小限度の被害に対する損害の賠償を認めた。その際に、生活の基礎となる居住の実態に注目する以上は、騒音にさらされる地域を一体的に取扱うべき範囲を合理的に画することには理由があり、騒音コンターを基礎としつつ街区等の生活圏を区分し得る客観的条件を理由に最小限の修正を行った指定区域を用いることが適切とされ、この修正ができる場合は合理的に限定されており、政策的理由によって騒音コンターと無関係に拡張されるようなことは予定されていないとされた。

なお、平成28年12月の上告審判決⁵¹では、厚木飛行場における自衛隊機の運航が行政事件訴訟法37条の4第1項の裁量権の逸脱又は濫用となる行政庁の処分当たらないとする根拠として、住宅防音工事等に対する助成、移転補償、買入れ等に係る措置等の周辺対策事業の実施など相応の対策措置が講じられていることが挙げられている。

(4) 第3次普天間基地訴訟

平成27年6月の一審判決⁵²では、国の政策的補償措置論と昼間騒音控除論を退け、防衛施設である飛行場に特有の航空機騒音の客観的事情に基づいて定められた防衛施設庁方式により算定された区域内に居住しているという観点から、最小限度等しく曝露している航空機騒音による侵害行為の程度と被害の程度を考慮して供用の違法性の判断をすれば足りるとされた。環境整備法上の区域指定値と騒音の現況との関係については、地元自治体等の騒音測定結果と同指定区域のW値との間には著しい乖離や矛盾はなく、現在に至る騒音曝露状況を同指定区域に基づいて推認することに合理性と相当性があるとされた。

平成28年12月の控訴審判決⁵³では、国の昼間騒音控除論を退け、地元自治体等の騒音測定結果と環境整備法上の区域指定W値との間には著しい乖離や矛盾はなく、平成21年以降の騒音を同指定区域に基づいて把握することに合理性と相当性があったとした。

(5) 第10次及び第11次横田基地訴訟一審

平成29年10月の一審判決⁵⁴では、国の政策的補償措置論と昼間騒音控除論を退け、W値は、影響が広範囲に及ぶ航空機騒音の特殊性を踏まえ、一定の地域ごとにその地域に居住する者がほぼ同程度の航空機騒音に曝されるという考え方にに基づき、一定の地域を一つの社会環境的な単位として、居住する住民の属性や生活のパターンを超越して影響がもたらされることを前提に、当該地域の戸外騒音を終日にわたり区別なく評価するものであり、地域における単なる物理的な騒音曝露量の総体を示すものではないとした。その上で、環境整備法上の指定区域と現状との食違いが顕著となっている場合には国において再見直しがなされるはずであり、乖離が顕著となっていることが認められない限りは同指定区域に基づいて騒音の状況を認定することが合理的・相当であるとし、国が乖離と認識しているのであれば新コンターを作成すれば足りるとした。

IV おわりに

1 基地騒音訴訟判決における国の主張と裁判所の損害の認定の考え方の変遷

大阪空港訴訟最高裁判決⁵⁵では被害の認定の考え方について、(1)個別的訴訟としての損害賠償訴訟本来の建前を維持しつつ、漠然とした内容の共通被害であっても慰謝料請求の根拠として足りるとする多数意見、(2)足りないとする反対意見、(3)騒音等によって地域的な汚染が現出し、かつ、地域住民の相当数の者に具体的、個別的な被害が現実生じたときは、このような環境汚染が不法行為法上の損害に当たり、個別的被害の立証を不要であるとする環裁判官の個別意見が示されたと指摘されている⁵⁶。

近似的代替型の判決は、大阪空港訴訟最高裁判決の多数意見を比較的忠実に踏襲したものである。一律の損害賠償請求を失当又は不適法とする国の主張を退け、騒音コンター（その近似的代替指標としての環境整備法上の区域指定等を含む）をもって損害を認定している。その多くは初期の判例である。国による地域被害認定型の判決からの揺れ戻しか否かは定かでないが、近年、この類型に回帰する判決もある。

防衛施設用特別基準転用型の判決では、環境整備法上の区域指定が政策補償的観点からなされたものであったとしても、防衛施設である飛行場の騒音被害を類型的に把握する上では合理的で有用な枠組であることが強調されている。区域指定後の期間の長期化に伴い、他の証拠との間に著しい乖離や矛盾が認められなければその指定区域により、また、著しい乖離や矛盾が認められる場合にあっても、地域を画する基準として同区域の枠組みを残し、その一部又は全部の指定値を低い値に読み替えることが行われている。この類型の判決は、防衛施設である飛行場にも環境庁方式の環境基準をいわば杓子定規に適用すべきとした国の主張に対する裁判所の回答として登場したと言うことができよう。

国による地域被害認定型の判決は、大阪空港訴訟最高裁判決の環裁判官の個別意見に近い要素が含まれている。この類型の判決が登場した要因としては、国の昼間騒音控除論に

対する裁判所の回答という意義に加えて、下級審が試みた将来分の損害賠償請求の容認との論理的な親和性が高いと考え得ることも指摘できるかもしれない。

2 区域等指定後の暴露騒音量の認定の方法、根拠と論理

(1) 騒音コンターや環境整備法上の区域等が新規に作成・指定される場合

国が騒音の現況を示す資料として騒音コンターや環境整備法上の区域等を新たに提示した場合、裁判所はおおむねこれを最新の騒音量の基準として採用すると考えて良いと思われる。平成14年5月の第5次ないし第7次横田基地訴訟の一審⁵⁷と平成15年5月の第4次及び第8次横田基地訴訟の一審の判決（同一の裁判官が担当）⁵⁸では、騒音コンター作成手法の発展が理解されず、予測手法に基づいて作成された平成10年コンターを調査方法に問題があるとして採用しなかったが、コンター作成手法の発展の過渡期における例外的な事例とみなし得る。これらの事件の平成17年11月⁵⁹と平成20年7月⁶⁰の控訴審判決では平成10年コンターや平成15年コンターが基準として採用されている。また、平成7年12月の第1次厚木基地訴訟の差戻審判決⁶¹、平成4年12月の第2次厚木基地訴訟の一審⁶²と平成11年7月の控訴審判決⁶³、平成18年7月の第3次厚木基地訴訟の控訴審⁶⁴や平成26年5月の第4次厚木基地訴訟の一審判決⁶⁵では、国が新たに指定した区域線や工法区分線等が最新の騒音の現況を反映した基準として採用されている。

(2) 区域指定から長期間が経過している場合

環境整備法上の区域指定等から長期間が経過した飛行場に係る訴訟では、同指定区域等を基礎として、国や地元自治体等による騒音測定結果を加味しながら、直近の騒音量が認定されている。

(a) 区域指定後の騒音量が低下したとする判例

第2次嘉手納基地訴訟では、直近の騒音量が区域指定値から低下していることが認定された。平成17年2月の一審⁶⁶と平成21年2月の控訴審⁶⁷の判決では、直近の騒音測定結果が区域指定時の騒音値と大きく乖離していることから、地域を画する基準としては環境整備法上の指定区域の枠組みを残しつつも、その一部又は全部の指定値が低い値に読み替えられた。一審判決は、防衛施設庁方式のW値を環境庁方式に簡易換算した上で算定した環境基準超過日数の比率を重視している。この指標は、各日の飛行回数の累積度90%値を標準飛行回数とする防衛施設庁方式を利用可能なデータで近似させて受忍限度を判断する試みとして興味深いと思われる⁶⁸。

滑走路の沖合移転後に新たな区域指定が行われていない岩国飛行場に係る平成27年10月の第1次訴訟一審判決でもこれに準ずる方法により騒音状況の認定が行われた⁶⁹。また、飛行場の滑走路工事が行われる場合には航空機の飛行にも制約が及ぶ。平成7年12月の第1次厚木基地訴訟の差戻審判決では、滑走路工事期間中の損害賠償は認められなかった⁷⁰。

他方、平成6年3月の第3次横田基地訴訟控訴審判決では、滑走路補修で飛行回数が少なくなった月を除外して騒音状況の観察が行われた⁷¹。

(b) 受忍限度の認定に影響を与える騒音量の変化はないとする判例とその根拠や論理

多くの判決では、地元自治体等の騒音測定結果に着目して、区域指定時と騒音量に変化がないという結論が導かれている。近時の判決の概要は以下の通りである。

平成21年2月の第2次嘉手納基控訴審判決は⁷²、W75区域の一部を引き続き受忍限度内としつつ、一審が実測騒音値が受忍限度内に留まるとした多くの地域で騒音が受忍限度を超えると再認定した。その根拠と論理は、W値では評価しつくせないうるささの程度も考慮すれば、騒音の現況は区域指定時と著しく乖離している訳ではないというものである。他方、W値は、昭和62年7月の第1次・第2次横田基地訴訟控訴審判決⁷³において、うるささに基づく不快感、睡眠妨害及びその他の生活妨害を評価するにはまことに相当な方式というべきであるとされた経緯がある。また、平成27年10月の第1次岩国基地訴訟の一審判決は、生活妨害とは切り離された健康被害の土俵の上で、睡眠妨害の評価には騒音のうるささよりも最大値が適しているとする近年の研究成果の存在を指摘しているが、同時に、騒音と健康影響との直接的な関連性が明確化されていないことから補充的な考慮の対象に留まるとの評価を下している⁷⁴。

平成28年11月の第2次普天間基地訴訟一審判決⁷⁵では、平成21年から平成28年の騒音に起因する損害賠償請求が容認された。しかし、その被害認定では、平成9年から平成26年までの期間全体をみわたせば地元自治体等の騒音測定結果が区域指定と乖離しているとまではいえないとされている。

平成29年2月の第3次嘉手納基地訴訟一審判決は⁷⁶、昭和52年の騒音コンターの現用性を否定しつつも、第2次訴訟のような騒音量の低下は認定しなかった。昭和52年の騒音コンターを指標として採用した平成11年の沖縄県健康影響調査を介在させ、同健康影響調査の実施時期を騒音量の比較対象とすることで現況の騒音測定結果と同健康影響調査との連続性を認定することを通じて、同健康影響調査で援用された昭和52年の騒音コンターを正当化するという論理構成を採った。

(c) 評価

区域指定から長期間が経過した飛行場に係る訴訟の判決では、数が限られているものの、区域指定後の騒音量の低下を認定した判例が存在する。しかし、多くの判例では、受忍限度の認定に影響を与えるまでの変化はないとされている。これらの結論を導くために裁判官が援用する根拠と論理は、区域指定後の期間の長期化に伴い、多種多彩なものとなっている。地元自治体等の騒音測定結果に基づき騒音の現況が改善されているとする国の主張の採否スコアに照らす限り、環境整備法上の指定区域等に対する裁判所の信認は依然としてかなり厚いものであるように見受けられる。

3 国による騒音状況の調査や環境整備法上の区域指定等に対して判例から導き出される含意

(1) 住宅防音工事等に対する助成の意義

基地騒音訴訟判決における住宅防音工事の助成の評価が高くないことを背景に、近年、多額の予算が投入されてきた防衛施設である飛行場の周辺地域における住宅防音工事の助成の意義が問われるようになってきている。しかし、航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）では、達成期間内で環境基準を達成することが困難な場合の措置として家屋の防音工事等が挙げられている。また、平成28年12月の第4次厚木基地訴訟の上告審判決⁷⁷では、厚木飛行場における自衛隊機の運航が裁量権の逸脱又は濫用となる行政庁の処分当たらないとする根拠と条件の一つに住宅防音工事等に対する助成が挙げられた。これらの事情を踏まえると、新たな時代の地平に適合する形での住宅防音工事の助成を進めていく必要がある⁷⁸。

(2) 新たな騒音状況を現示する方法

平成6年3月の第3次横田基地訴訟の控訴審判決⁷⁹は、国が原告居住地に到達する具体的な騒音の回数や程度を争うならば、信用するに足りる具体的な反証を用意すべきと説示した。平成29年10月の第10次及び第11次横田基地訴訟の一審判決⁸⁰は、国が騒音状況の乖離を認識しているのであれば新コンターを作成すれば足りるとした。多くの判例では、国や地元自治体等の測定局による騒音測定結果に依拠する騒音状況の改善という国の主張は退けられている。他方、裁判所は、国が示した横田飛行場の平成10年騒音コンターと平成15年騒音コンターや厚木飛行場の新たな区域や工法区分線等を最新の曝露騒音量を反映した基準として採用している。

既存の環境整備法上の区域指定等から長期間が経過していることで、多くの判決では当該指定区域等の現用性を論証するために多種多彩な論理が展開されるようになってきている。平成10年代の横田飛行場のように国による公表騒音コンターの更新頻度が高まれば、訴訟においても飛行場周辺の騒音状況の現況がこれにより認定される公算が高いと思われる。近年、各地の飛行場では、在日米軍の再編や統合機動防衛力の構築に伴う航空機の移駐後の予測騒音コンターが示されるようになってきている⁸¹。飛行場の騒音状況を騒音コンターにより示すべき時期（騒音訴訟の提訴、航空機の移駐、訓練の分散、配備機種の変更と爾後の騒音現況の定期的な確認など）と政策的補償の観点から指定される区域の変更手続に関するルールをそれぞれ定めることを検討する余地が生まれているのではないかと思料される。

¹ 金沢地裁判決平成3年3月13日訴月37巻10号1789頁。

² 最高裁第一小法廷判決平成 28 年 12 月 8 日民集 70 卷 8 号 1833 頁。

³ 横浜地裁判決平成 26 年 5 月 21 日判時 2277 号 38 頁、東京高裁判決平成 27 年 7 月 30 日判時 2277 号 13 頁。

⁴ 例えば、北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返す中で、平成 29 年度には在日米軍の横田飛行場、岩国飛行場と三沢飛行場に弾道ミサイル迎撃能力を持つ航空自衛隊の地对空ミサイル PAC-3 の展開訓練が行われている。在日米軍の飛行場に対するミサイル攻撃は朝鮮戦争や台湾海峡危機では想定されなかった事態である。

⁵ 米軍や自衛隊が使用する飛行場は防衛施設に限られず、公共用飛行場が米軍の施設・区域として提供され（福岡空港・板付飛行場）、自衛隊が公共用飛行場を恒常的に使用している事例（那覇空港等）もある。逆に、米軍の飛行場を共用する空港（三沢空港、岩国錦帯橋空港）や自衛隊の飛行場を共用する空港（徳島空港等）もある。飛行場の周辺対策は空港の設置管理者が実施しているため、本稿では米軍と防衛省が管理する防衛施設である飛行場のみを取り扱うこととする。

⁶ 防衛省地方協力局長「第一種区域等の指定に関する細部要領について（通知）」防地防第 5183 号平成 25 年 4 月 9 日。

⁷ 新富町「新田原飛行場に係る騒音区域等縮小（案）の見直しについて」、広報しんとみ お知らせ版 臨時号（平成 28 年 12 月 6 日）

⁸ 深山延暁地方協力局長答弁（平成 29 年 2 月 20 日）、第 193 回国会衆議院予算委員会議録 13 号 4 頁。

⁹ ターボジェットエンジンを装備した第二・第三世代の戦闘機（F-104、F-4）からターボファンエンジンを装備して機動力が向上した第四世代の戦闘機（F-15、F-2）への機種の変更、在日米軍の再編に伴う航空機の移駐や訓練の分散、海上自衛隊の P-3C 哨戒機の P-1 哨戒機への機種変更、統合機動防衛力の構築に伴う航空自衛隊の戦闘機部隊等の体制移行（平成 27 年度に築城基地から那覇基地に F-15 装備の 1 個飛行隊を移動、平成 28 年度に三沢基地から築城基地に F-2 装備の 1 個飛行隊を移動、新田原基地から飛行教導群を小松基地へ移動、新田原基地の F-4 装備の 1 個飛行隊と百里基地の F-15 装備の 1 個飛行隊を入替、平成 30 年度に百里基地の F-4 装備 1 個飛行隊を整理し三沢基地に F-35A 装備 1 個飛行隊を新編）などを挙げることができよう。

¹⁰ 参議院議員伊波洋一君提出全国の軍用基地に関する質問に対する答弁書（内閣参質 193 第 41 号）平成 29 年 3 月 7 日。

¹¹ 住宅防音工事の助成は、当初、限りのある予算の中で、新規防音工事と追加防音工事に分けて順次進めざるを得なかった。しかし、長年にわたる努力の積み重ねによりようやく希望世帯に完全に行き渡るようになり、平成 22 年度からは新規防音工事が廃止されて、工事の種類は追加防音工事と一挙防音工事に整理されることになった。

¹² 本法は、昭和 42 年に制定された公共用飛行場を対象とする「航空機騒音防止法」に先立って、飛行場周辺での移転補償を可能とした。

¹³ 公共用飛行場でもジェット機の発着が増加し航空機騒音による被害の救済の必要が高まったため、昭和 48 年に制定された「航空機騒音障害防止法」が昭和 49 年に改正されて、住宅防音工事の助成、緩衝緑地帯の整備、空港周辺整備計画の策定や空港周辺整備機構の設立といった公共用飛行場周辺における周辺対策の充実が図られた。

¹⁴ わが国では、航空機騒音の評価指標として、昭和 48 年に加重等価継続感覚騒音レベル（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）が採用された。この指標は「うるささ指数」とも呼ばれ、「日中」「夕方」「夜間」の時間帯による騒音の感じ方の違いを加味して、夕方（19～22）と夜間（22～07）の騒音発生回数をそれぞれ 3 倍と 10 倍に評価した上で、

1日に発生した騒音の曝露量（騒音が持つエネルギーの総量）の平均値を求めるものである。わが国では、基準採用時の測定技術を前提に、騒音の継続時間を一律20秒と仮定して騒音強度のピーク値から曝露量を近似的に推計できるように簡略化された簡便な計算手順が定められた。

¹⁵ 時間帯補正等価騒音レベル Lden (Loudness, day, evening and night) とは、まず、夕方 (19～22) と夜間 (22～07) に発生した騒音の単発騒音曝露レベル (騒音の聞こえ始めから聞こえ終わりまでに人が曝露される騒音のエネルギー量と等しいエネルギー量となる継続時間1秒の定常音のレベル) にそれぞれ 5dB と 10dB の重み付けを行った上で、1日に発生したすべての騒音の曝露量 (騒音が持つエネルギーの総量) の合計と等しいエネルギー量となる継続時間1秒の定常音のレベルを求めて1日ごとの Lden を算出し、次に、1日ごとの Lden をパワー平均することで全測定日の Lden が算出される。環境庁方式の WECPNL では航空機の離発着に伴い発生する飛行騒音のみが評価の対象とされていたが、Lden では、航空機が誘導路上を移動する際の騒音等の地上騒音も評価の対象となる。

¹⁶ 最高裁大法廷判決昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁。

¹⁷ 本稿では平成29年10月11日の第10次及び第11次横田基地訴訟の東京地裁立川支部判決までを取り上げる。なお、第9次及び第12次横田基地訴訟は東京地裁立川支部で審理継続中である。

¹⁸ 東京地裁八王子支部判決昭和56年7月13日訟月27巻11号2005頁。

¹⁹ 東京高裁判決昭和62年7月15日判タ641号232頁。

²⁰ 最高裁第一小法廷判決平成5年2月25日判タ816号137頁。

²¹ 横浜地裁判決昭和57年10月20日民集47巻2号785頁。

²² 東京高裁判決昭和61年4月9日民集47巻2号1231頁。

²³ 最高裁第一小法廷判決平成5年2月25日民集47巻2号643頁。

²⁴ 東京高裁判決平成7年12月26日判例時報1555号9頁。

²⁵ 東京地裁判決平成元年3月15日訟月35巻10号1877頁。

²⁶ 東京高裁判決平成6年3月30日訟月41巻5号885頁。

²⁷ 前掲1

²⁸ 那覇地裁沖縄支部判決平成6年2月24日訟月41巻9号2241頁。

²⁹ 東京高裁判決平成17年11月30日訟月52巻8号2399頁。また、騒音被害に対する補償制度が設けられず立法府は適切な国防の維持の観点からも怠慢の誹りを免れないと判示し、原告の員数も念頭に置かれるべきで、住民の提起する訴訟によるまでもないように国による適切な措置が講じられるべき時期を迎えているのではあるまいかと説示している。

³⁰ 東京高裁判決平成20年7月17日TKC25450797。

³¹ 那覇地裁沖縄支部判決平成28年11月17日LLI/DB判例秘書L07151046。

³² 那覇地裁沖縄支部判決平成29年2月23日LLI/DB判例秘書L07250214。

³³ 横浜地裁判決平成4年12月21日判タ808号82頁。

³⁴ 東京高裁判決平成11年7月23日訟月47巻3号381頁。

³⁵ 名古屋高裁金沢支部判決平成6年12月26日訟務月報42巻1号97頁。

³⁶ 福岡高裁那覇支部判決平成10年5月22日訟務月報45巻5号846頁。

³⁷ 横浜地裁判決平成14年10月16日判タ1115号86頁。

³⁸ 東京高裁判決平成18年7月13日2006WLJPCA07138001。

³⁹ 那覇地裁沖縄支部判決平成17年2月17日訟月52巻1号1頁。

⁴⁰ 福岡高裁那覇支部判決平成21年2月27日LLI/DB判例秘書L06420155。

⁴¹ 那覇地裁判決平成20年6月26日判時2018号33頁。

- ⁴² 福岡高裁那覇支部判決平成 22 年 7 月 29 日判時 2091 号 162 頁。
- ⁴³ 山口地裁岩国支部判決平成 27 年 10 月 15 日 LLI/DB 判例秘書 L07050559。
- ⁴⁴ 金沢地裁判決平成 14 年 3 月 6 日訟月 49 卷 1 号 1 頁。
- ⁴⁵ 名古屋高裁金沢支部判決平成 19 年 4 月 16 日裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=34827 (平成 29 年 10 月 8 日アクセス)。
- ⁴⁶ 東京地裁八王子支部判決平成 14 年 5 月 30 日訟月 49 卷 5 号 1355 頁。
- ⁴⁷ 東京地裁八王子支部判決平成 15 年 5 月 13 日 TKC25450796。
- ⁴⁸ 横浜地裁判決平成 26 年 5 月 21 日裁判所ウェブサイト。 http://wwwcourts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=84214 (平成 30 年 1 月 5 日アクセス)。
- ⁴⁹ 判決は政策的考慮の余地を騒音コンターと区域線の関係として論じているように解されるが、国が主張する政策的考慮の最大のポイントは、各日の飛行回数(騒音発生回数)に大きな差のある飛行場の標準的な飛行回数の決定に際して、裁量の範囲で、航空機騒音に係る環境基準所定の算出方法を逸脱し、学術的研究の成果を踏まえて累積度 90%の飛行回数としたことにあると考えられる。
- ⁵⁰ 東京高裁判決平成 27 年 7 月 30 日 LLI/DB 判例秘書 L07020325。
- ⁵¹ 前掲 2
- ⁵² 那覇地裁沖縄支部判決平成 27 年 6 月 11 日判時 2273 号 9 頁。
- ⁵³ 福岡高裁那覇支部平成 28 年 12 月 1 日 LLI/DB 判例秘書 L07120592。
- ⁵⁴ 東京地裁立川支部判決平成 29 年 10 月 11 日裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=87151(平成 29 年 12 月 28 日アクセス)。
- ⁵⁵ 前掲 16
- ⁵⁶ 加茂紀久男「大阪空港訴訟大法廷判決」『ジュリスト』761 号 69 頁。
- ⁵⁷ 前掲 46
- ⁵⁸ 前掲 47
- ⁵⁹ 前掲 29
- ⁶⁰ 前掲 30
- ⁶¹ 前掲 24
- ⁶² 前掲 33
- ⁶³ 前掲 34
- ⁶⁴ 前掲 38
- ⁶⁵ 前掲 48
- ⁶⁶ 前掲 39
- ⁶⁷ 前掲 40
- ⁶⁸ 各日のW値と飛行回数が相関しているとみなし、各日W値の環境基準超過日数の比率が 10%未満であるならば、累積度 90%の標準飛行回数のW値は環境基準内に収まることになる。なお、岩国基地訴訟判決では、地元自治体等の環境庁方式によるW値に 4 を加算した「簡易・防衛施設庁方式」を用いつつ、環境基準超過日数比率についてはW値の算定方式が異なるとして指標としての高い有用性を認めていない。
- ⁶⁹ 前掲 43
- ⁷⁰ 前掲 24
- ⁷¹ 前掲 26
- ⁷² 前掲 40
- ⁷³ 前掲 19
- ⁷⁴ 前掲 43

⁷⁵ 前掲 31

⁷⁶ 前掲 32

⁷⁷ 前掲 51

⁷⁸ 防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」が平成 14 年に公表した「飛行場周辺における幅広い周辺対策の在り方に関する報告」を踏まえて、防衛施設庁が住宅防音工事の一環として実施した太陽光発電システムの設置助成に関する検討を行うために平成 15 年度から開始したモニタリング事業は、住宅防音工事で設置された冷暖房機等の電気料金の負担の軽減や余剰電力発生時に電力会社への売電を企図したもので、バラマキや既得権益温存に対する社会的批判という行政や立法に固有のテストに耐え得るアイデアとして案出されたものであった。しかし、特定の飛行場の周辺という限られた地域で出力変動の激しい太陽光によって発電された大量の電力が限られた電力系統に連系された場合に電力の品質が劣化する懸念があるとされ、本事業化には至らなかった。

⁷⁹ 前掲 26

⁸⁰ 前掲 54

⁸¹ 防衛省「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」平成 28 年 7 月。<http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/topics/159kawazoe/280729siryou.pdf> (平成 29 年 10 月 9 日アクセス)。防衛省「F-35B の岩国飛行場配備に係る航空機騒音予測コンターについて」平成 28 年 9 月 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/201609/035286_f2.pdf (平成 29 年 10 月 9 日アクセス)。防衛省「空母艦載機の移駐に係る航空機騒音予測コンターについて」平成 29 年 1 月。http://www.mod.go.jp/rdb/chushi/290203_kititai/kansaikikonter.pdf (平成 29 年 6 月 16 日アクセス)。



テロリズム防止関連諸条約の管轄権規定形成における「法の一般原則」の機能

日本大学危機管理学部 教授 安藤 貴世

- I はじめに
- II 義務化された管轄権の適用基準
- III 義務化されなかった管轄権の適用基準
- IV おわりに

I はじめに

1 問題の所在

今日の国際社会が直面する最大の危機の1つとしてテロリズムが挙げられることは言うまでもなく、またその発生は後を絶たない。テロリズムを如何に抑止し、さらにその処罰を確保するかは、危機管理分野における重要な課題でもある。国際法はこれまで、テロリズムの個別類型ごとに多数国間条約を作成し、各犯罪類型の構成要件を定め、締約国の裁判管轄権を設定し、犯罪人引渡し等に関する締約国間の国際協力について定めるという手法により、テロリズムに対する対処枠組みを形成してきた。こうした手法の背景には、依然としてテロリズムの国際法上の一般的定義が確立していないことがあるが、これまでに作成され発効済みの13の条約（以下、テロ防止関連諸条約）は¹、テロリストに「逃げ場」を与えないという体制を構築することをとおし、テロリズム犯罪の抑止・処罰の強化を試みてきたのである。

一連のテロ防止関連諸条約のうち、処罰規定の原型を定めたのは航空機不法奪取防止条約（1970年、以下、ハーグ条約）であり、そこでは犯罪行為に対し直接的な利害関係を有する締約国（以下、直接利害関係国）に対し裁判管轄権の設定を義務付けるとともに、容疑者が自国に所在する締約国（以下、容疑者所在国）に対しては、その者を直接利害関係国に引き渡さない場合に裁判管轄権を設定する義務が課されている²。

こうした管轄権のいわゆる二層構造は、ハーグ条約以降のテロ防止関連諸条約に引き継がれているが³、このうち本稿では前者の直接利害関係国の管轄権に焦点を当てる。当該犯罪行為に対し管轄権を有する直接利害関係国の範囲はハーグ条約以降順次拡大を重ね、人質行為禁止条約（1979年）では、犯罪行為地国、容疑者国籍国、被強要国、被害者国籍国の管轄権が設定されることとなった。これらは順に、管轄権行使に関する原則、すなわちその適用基準のうち、属地主義、能動的属人主義、保護主義、受動的属人主義に基づくものであるが⁴、このうち属地主義および能動的属人主義はいずれのテロ防止関連諸条約においても、各締約国に対し当該管轄権を設定する義務を課するという「義務的」な管轄権

として規定されている。対して、受動的属人主義に基づく管轄権は人質行為禁止条約において初めて規定されて以降一貫して、当該管轄権の設定を各締約国の裁量に委ねるという「任意」の管轄権として設定されている。他方で保護主義に基づく管轄権は人質行為禁止条約において義務的な規定として設定されているものの、その後の海洋航行不法行為防止条約（1988年、以下、SUA条約）以降は受動的属人主義と同様の任意規定へと変化している。

本稿は、このように直接利害関係国の種別、すなわち管轄権の適用基準に応じて、条約上の規定方式が異なる点に注目し、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成について、各国国内法に共通する原則としての「法の一般原則」の観点から検討することを目的とするものである。換言すれば、テロ防止関連諸条約の管轄権規定を素材として、国際法における法定立、すなわち国際立法という場面において法の一般原則が有する機能について明らかにすることを試みるものであり、より具体的には、それぞれの管轄権行使原則が法の一般原則としての位置づけを有するか、また法の一般原則としての性質がテロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成にいかに関与しているかという検討をおし、義務規定か任意規定かという管轄権規定方式の相違が生ずる理由を示すことを目指す。

本稿の構成は以下のとおりである。まず本章第2節において、管轄権行使原則と法の一般原則との関係について先行研究を整理する。IIでは管轄権行使原則のうち、テロ防止関連諸条約において義務化された適用基準として、属地主義および能動的属人主義について検討する。IIIでは、テロ防止関連諸条約において義務化されなかった管轄権の適用基準として、保護主義および受動的属人主義について検討する。IIおよびIIIでは、それぞれの管轄権行使原則がテロ防止関連諸条約において規定された経緯について、主として、各条約の起草作業に当たった国連等の国際機関の一次資料（条約草案を起草・検討した諸会議の議事録など）を検討し、各管轄権行使原則の法の一般原則としての性質と管轄権規定形成との関係について考察する。IVは結論として、それぞれの管轄権行使原則の法の一般原則としての位置づけについて総括したうえで、それがテロ防止関連諸条約の管轄権規定の形成において如何に機能・作用しているか、すなわち法定立における「法の一般原則の機能」について明確化する。

なお本稿では、検討対象を、13のテロ防止関連諸条約のうち、ハーグ条約からSUA条約に限定する。これは、ハーグ条約が一連のテロ防止関連諸条約の処罰方式の原型であること、人質行為禁止条約において本稿が対象とする4つの管轄権行使原則がすべて規定されたことに加え、SUA条約において保護主義に基づく管轄権が義務規定から任意規定へと変化したことを踏まえたものである⁵。また既述のとおり本稿では、直接利害関係国の管轄権の適用基準に焦点を当て、容疑者所在国の管轄権の基礎である普遍主義は検討対象から除外する。

議論の前提として、本稿における「法の一般原則」とは、「諸国の国内法で共通に認められている原則」で国際関係に適用可能なもの、とする⁶。さらに本稿で言及する一連のテロ防止関連諸条約では、条文原文（英語）の“jurisdiction”という語の公定訳として「裁

判権」という語が充てられているが、条約の条文における“jurisdiction”は、自国刑法の場所的適用範囲、すなわち刑事管轄権を意味するものであり⁷、また、本稿が検討対象とする条約の条文における刑事管轄権とは、裁判管轄権を意味するものである。従って本稿では、条約本文を直接引用する場合や先行研究において用いられている場合を除いては、「裁判権」という用語は用いず、「管轄権」又は「裁判管轄権」という用語を用いることとする。

2 管轄権行使原則と法の一般原則との関係に関する先行研究

本稿は、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成について、法の一般原則の観点から検討することを目的とするものであるが、本節ではまず先行研究をもとに、管轄権行使原則と法の一般原則との関係について整理する。

刑事管轄権の行使に関する基本原則のうち、属地主義以外のものは管轄権の域外適用に該当するが、ロチューズ号事件にみられるように、管轄権の域外適用をめぐるのは主権内在説と特定権限説の2つの立場が存在する⁸。このうち主権内在説とは、法定立が国家の自由に委ねられ、各国は自国の主権に基づき自由に内国刑法の場所的適用範囲を決定できるというものであり、ロチューズ号事件においてトルコが主張した立場である。対して、特定権限説とは、同事件においてフランスが依拠した立場であるが、刑事管轄権は原則として自国領域を超えて行使され得ず、刑事管轄権の域外適用は、それを正当化する「国際法上の許容原則」により基礎付けられねばならないというものである⁹。これは、諸国が国内法の適用に当たり、領域原則、国籍原則等を採用していることに着目し、これらの国際的に承認された原則に基づく管轄権行使のみが認められるという主張であるとも言える¹⁰。

上記の2つの見解のうち、学説上は特定権限説の立場が通説とされているが、さらに、後者の立場における「国際法上の許容原則」が意味するものとして、これを法の一般原則と結びつけて捉える立場が学説上多く見出される。例として、1935年の「刑事管轄権の域外適用に関するハーバード草案」（以下、ハーバード草案）が挙げられるが¹¹、これは、後に国連国際法委員会の初代委員長となった、ハーバード大学のマンリー・ハドソン（Manley Hudson）教授を責任者として、国際法に関する様々な論点に関し、1920～30年代にかけてハーバード大学ロー・スクールの国際法研究（Harvard Research on International Law）により作成された条約草案の1つである¹²。このハーバード大学による一連の条約草案作成作業は、その後、国連国際法委員会における法典化作業に影響を与えたほか、1935年のハーバード草案において示された刑事管轄権の域外適用に関する構造は、それ以降、管轄権に対する国際法の取組みの基盤となっており¹³、国際刑事法分野における重要な研究と位置づけられる。

ハーバード草案は、「法の一般原則に依拠する」としたうえで管轄権行使に関する諸原則を列挙しており¹⁴、これは、諸国がこれらの諸原則による管轄権行使を承認しているからこそ、国際法上もその行使が許容されるとする特定権限説に立つ立場であるとも言える¹⁵。

またロバート・ジェニングス（Sir Robert Jennings）教授は、例えば行為の結果発生国が管轄権を有するとする客観的属地主義の原則について、これが文明諸国により認められた法の一般原則であることから、その適用が認められることは明らかであると指摘する¹⁶。同様に小寺彰教授は、特定権限説について、諸国により承認された原則を国内法の共通原則たる「法の一般原則」と捉えて、法の一般原則により正当化し得る範囲で管轄権行使が許容されると捉える立場と言い換えられるとする¹⁷。さらに竹内真理教授は、特定権限説においては、国際法上の法の一般原則により根拠付けられない国内法上の規則は、管轄権の基礎を欠き、国際法平面において無効である旨指摘している¹⁸。

以上から、特定権限説における「国際法上の許容原則」とは、諸国により承認され、諸国の国内法の共通原則たる「法の一般原則」から引き出される国際法上の原則を意味するのであり、すなわち、従来からの管轄権理論の通説においては、管轄権行使の根拠を「法の一般原則」に求めていると言える。このように、管轄権行使原則と法の一般原則との関連性については先行研究の多くが指摘しているところではあるが、他方でこれまでに、国際法における法定立の場面、すなわち、例えば条約における管轄権規定の形成において法の一般原則がどのように作用ないし機能しているかという点に至るまで検討を行った先行研究は見出されない。先に述べたとおり、本稿はテロ防止関連諸条約の管轄権規定を対象として、管轄権行使に関する各原則の法の一般原則としての性質が、条約の管轄権規定の形成にいかに関与し、管轄権規定方式の差異という帰結を齎すかを導き出そうとするものであり、こうした点において本研究の新規性、意義を求めることができるのである。

II 義務化された管轄権の適用基準

1 属地主義

(1) 法の一般原則としての性質

管轄権行使に関する属地主義の原則とは、自国領域内で行われた犯罪に対し、行為者・被害者の国籍などに関わらず、自国刑法を適用するというもので、これは管轄権行使原則のうち最も重要かつ強固な適用基準とされている¹⁹。特に英米法系の諸国は伝統的にこの原則を重視し、「自国民に対するものを除き、国家の法令の適用範囲は領域内に限定される」という厳格な属地主義を適用してきたが²⁰、それ以外の国々も含め、いずれの国家も基本的に本原則に基づく管轄権を行使している。すなわち属地主義は、ほぼすべての国において、犯罪に対する管轄権行使の第一義的な基本原則として承認され、十分に確立した原則と言える²¹。こうした点から、管轄権行使に関する属地主義の原則が各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」としての位置づけを有することは明らかである。なお属地主義の正当化根拠としては、自国の主権の及ぶ範囲で犯罪が行われた場合には国家はその主権に基づき刑罰権を行使すべきという国家主権に基づく説明と、犯罪行為地は他国より証拠収集が容易であるという手続き面による説明が伝統的になされてきた²²。

また、属地主義原則と関連する管轄権の適用基準として、船舶・航空機に関する旗国主義、登録国主義が挙げられ、これは、「属地主義の拡張」として、国外にある自国籍の船舶・航空機に対し管轄権を行使することを認めるものである。船舶を「浮かぶ領土」と見做す従来からの説明には批判もあり、今日では、旗国主義および登録国主義は属地主義とは分離した基準によるものであるという見解も存するものの²³、この適用基準自体は殆どの国の国内刑法で主張され、属地主義と同質の原則として十分に確立していると言える²⁴。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定

①ハーグ条約：旗国（登録国）主義

テロ防止関連諸条約のうち、まずハーグ条約では第4条1項a号において、犯罪行為が自国に登録された航空機内で行われた締約国に対し、裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課しており、すなわち、旗国（登録国）主義に基づく管轄権が義務的な規定として設定されている。航空機登録国の管轄権は、そもそもハーグ条約以前に採択されたテロ防止関連条約たる航空機内の犯罪防止条約（1963年、以下、東京条約）においてすでに設定されていたものであり²⁵、さらにハーグ条約の草案を起草・議論した国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization、以下、ICAO）の一連の諸会議の議事録に基づき同条約の管轄権規定の起草過程を検討することにより、ハーグ条約の起草の初期段階から、旗国主義に基づく管轄権を規定することについて各国の意見が一致していたことが確認される。例えば、1969年に開催された法律小委員会の議事録には、自国に登録された航空機において行われた犯罪に対する管轄権を各締約国が設定しなければならないことを条約に明記することが必要であると記されている²⁶。またその後開催された法律委員会およびハーグ条約制定のための外交会議（いずれも1970年に開催）においても、航空機登録国の管轄権を設定することについて特に争われた形跡がなかったことが各々の会議の議事録の検討をとおし確認される²⁷。

なお、ハーグ条約の管轄権規定の起草経緯においては、特にアメリカが、容疑者所在国は容疑者を航空機登録国に引き渡すべきであるとして、強制的引渡しを通じて航空機登録国に優先的な管轄権を設定すること、すなわち航空機登録国による訴追の一元化を一貫して強く主張し、多数の国家がこれを効果的なものと捉えていた。しかしながら、自国民や政治犯などの引渡拒否事由の存在により、登録国への強制的な引渡しが普遍的に受容されることは困難であるとの理由から、より広く受け入れられるものとして、航空機登録国による訴追の一元化に代わり、複数の管轄権を並立させ設定する方式が選択されることとなったのである²⁸。こうした経緯により、ハーグ条約では航空機登録国のほかに、航空機着陸国、航空機賃借人所在国、容疑者所在国の管轄権が規定され²⁹、同条約において採択された複数管轄権並立方式が原型となり、その後の一連のテロ防止関連諸条約に引き継がれることとなった。

②モンテリオール条約：属地主義

空港における航空機の襲撃事件の頻発などを背景として、ハーグ条約に続く形で1971年に民間航空不法行為防止条約（以下、モンテリオール条約）が採択された。同条約では第5条1項a号において、犯罪行為が自国領域内で行われた締約国に対し裁判管轄権設定のために必要な措置を取ること、すなわち属地主義に基づく管轄権の設定が義務付けられている。これはハーグ条約が、ハイジャックの防止を目的としているのに対し、モンテリオール条約の対象犯罪は、必ずしもそうした「飛行中の航空機内」で生じるものに限られず、航空施設の破壊等、地上での行為を含むことに起因するものである³⁰。

また、モンテリオール条約の起草に関するICAOの一連の諸会議および条約採択のための外交会議（1971年）の議事録を検証した結果、条約の起草過程全般を通じて特段争われることなく、属地主義に基づく管轄権が規定されるに至ったことが確認される³¹。なお、外交会議においてイスラエル代表から、「その国民または恒久的居住者によって行われた犯罪またはそれらに対して行われた犯罪」の場合に、締約国に対し管轄権設定義務を課すことが提案されており³²、これはすなわち能動的属人主義および受動的属人主義に基づく管轄権を追加することを主張するものである。これに対し、自国国内法において両者が規定されているので問題ないとする国があった一方で³³、各国法制が必ずしも統一的ではなく、管轄権の領域性、すなわち属地主義の原則が強固に確立している国もあること、また特に受動的属人主義に関して、多くの国家が自国刑法において同原則を有するものの、補完的な性質のものであるため、「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という同条約第5条3項の規定に包含され得るとして、条約上敢えて明示することに各国から疑問が呈された³⁴。起草過程におけるこうした議論により、結果としてイスラエル提案は外交会議において否決されることとなったのである³⁵。

2 能動的属人主義

(1) 法の一般原則としての性質

管轄権の適用基準のうち能動的属人主義は、自国民が自国領域外において犯罪を犯した場合に、その者の国籍を基準として自国刑法を適用する原則を意味する。同原則は、英米法諸国では殺人罪などの重大犯罪に限定して適用されているものの、大陸法諸国では包括的に適用されており、またほとんどすべての国家の国内法システムにおいて採用されている。すなわち能動的属人主義は、属地主義と並ぶもう1つの伝統的且つ自明な管轄権行使原則として確立し、普遍的に受容されている適用基準であり、この点については学説上も認められている³⁶。したがって、管轄権行使に関する能動的属人主義の原則が各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」としての位置づけを有することは明らかと言える。なお、このように容疑者の国籍を根拠として管轄権を行使し得る正当化根拠としては、容疑者自らが国籍を有する国家に対して追う忠誠義務に基づくほか、国家の自国民に対する取り扱い、他国の関与するところではないという点が挙げられる³⁷。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定：国家代表等犯罪防止条約

一連のテロ防止関連諸条約において、能動的属人主義に基づく管轄権は、国家代表等に対する犯罪防止条約（1973年、以下、国家代表等犯罪防止条約）の第3条1項b号にて、締約国に対し、「容疑者が自国の国民である場合」に裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課す、という義務的な規定として初めて設定された。

国家代表等犯罪防止条約の起草案を議論した国連総会第六委員会（第27～28会期、1972～1973年）の議事録に基づき³⁸、同条約の管轄権規定の起草過程を検討すると、能動的属人主義に基づく管轄権を条約上規定することに対しては、キューバからのみ反対意見が出されたものの、これは、例えば容疑者が政治的亡命者の場合に政治犯の本国がその者の引渡しを求めることが可能となり、管轄権の競合が懸念されるという手続き的なものであることが明らかとなる³⁹。このほかには同原則を規定することに対する異論は条約の起草過程をとおして見出されないことから、特段の争いなく本規定が採択されたことが確認される⁴⁰。

以上から、ここまでの小括として、管轄権行使原則としての属地主義および能動的属人主義はいずれも、諸国の国内法により広く取り入れられ、各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」として確立された管轄権の適用基準であると認められる。さらに、これら2つの管轄権行使原則がテロ防止関連諸条約の管轄権規定において設定されるに際して、起草の段階から特段争われることなく、各条約の締約国に対し「裁判権を設定するために必要な措置をとる」義務を課すという義務的な管轄権として規定されたことに、これらの原則の確立された法の一般原則としての性質が反映されていると言える。

Ⅲ 義務化されなかった管轄権の適用基準

1 保護主義

(1) 法の一般原則としての性質

管轄権行使原則としての保護主義とは、国家の安全や存立など、特に重要な国家法益を侵害する犯罪について、外国人が域外で行った行為であっても管轄権を行使できるという原則を意味する⁴¹。本原則の正当化理由としては、他国の安全等に対して行われた犯罪について第一次的被害を受けるのは、行為地国ではなく行為が向けられた国であるものの、大抵の国家の国内法においては、自国領域内で行われたそうした犯罪を処罰する規定が不十分であり、領域内でそうした犯罪が行われた国家が適切な手段をとれない場合、自国の根本的利益が脅かされた国家に対し処罰権限が付与されるべきという点に求められる⁴²。

なお歴史的経緯として、19世紀には保護主義をめぐる、同原則を肯定する欧州大陸法諸国と、自国民に対するものを除き国内法の適用範囲を領域内に限定するとして、属地主義を徹底する立場からこれに反対する英米法諸国の間で対立が生じていたが、20世紀初頭に

はこうした対立も解消された⁴³。例えば1935年のハーバード草案は、内乱罪など「国家の安全を害する犯罪」(第7条)、および通貨偽造など「国家の公的・経済的信用を害する犯罪」(第8条)について保護主義原則を規定しており、また、ほぼ例外なく、各国の刑法は保護主義の原則を認めている⁴⁴。換言すれば、保護主義は広く諸国の国内法において採用され、能動的属人主義とともに管轄権の域外適用原則として一般的に認められ十分に確立した原則とされる⁴⁵。こうした意味においては、保護主義も、先の2つの管轄権行使原則、すなわち属地主義および能動的属人主義と同じく、各国国内法の共通原則たる「法の一般原則」としての位置づけを有すると言える。

他方で、このように保護主義が管轄権行使原則として確立した適用基準であることは疑いないものの、保護主義が適用される対象犯罪の範囲に関しては各国間で議論がある。すなわち、ハーバード草案に挙げられた2つの犯罪類型が保護主義に服することに対しては何らの異論も見出されないものの、それ以外の部分における保護主義の適用範囲自体については、学説上・国家実行上の明確な一致を欠いており、確定している状況にはないという点に留意する必要がある⁴⁶。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定：人質行為禁止条約、SUA条約

一連のテロ防止関連諸条約において保護主義に基づく管轄権が最初に明確に規定されたのは人質行為禁止条約(1979年)である。同条約は第5条1項c号において、「犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合に、締約国に対し裁判管轄権を設定するために必要な措置をとる義務を課しており、保護主義に基づく義務的な管轄権を規定している。

人質行為禁止条約の起草案について議論した35カ国から成るアドホック委員会の会合(1977～1979年に計3回開催)の報告書および国連総会第六委員会(第32～34会期、1977～1979年)の議事録に基づき、同条約の管轄権規定の起草過程を検討すると、当初、条約の草案段階では、自国が強要対象となる場合のみならず、自国が加盟国である国際機関が強要対象となった場合にも、管轄権を設定する義務が課されていた点が注目される。しかしながら、仮にそうした管轄権が設定されると容疑者所在国に対し引渡請求が殺到することとなり、いずれの請求国の引渡請求を受けるかを決定するのが困難である等の理由から、多数の国の反対により、アドホック委員会第二会期(1978年)においてこの部分は削除されたという経緯が見出される⁴⁷。これに対し、自国が強要対象となる場合、すなわち被強要国の管轄権に関しては、その起草過程において例えばフランスや白ロシアなど若干の国家が、被強要国というだけで管轄権を設定することにはならない等の反対の意を唱えたものの⁴⁸、それ以外の異論や特段の争いなく、義務的な規定として成立するに至ったことが確認される⁴⁹。

他方で、人質行為禁止条約の後に作成されたSUA条約(1988年)は、船舶上での又は船舶に対するテロ行為を規制することを目的に作成されたものであるが、管轄権を規定す

る第6条は、これまでのテロ防止関連諸条約と同様に、船舶の旗国、犯罪行為地国、容疑者国籍国に対し義務的管轄権を規定しつつ（1項）、犯罪の被強要国たる締約国に対しては、「自国の裁判権を設定することができる」という文言により任意の管轄権を設定している点が注目される（2項）⁵⁰。すなわち、先の人質行為禁止条約では義務規定として設定されていた保護主義に基づく管轄権が、SUA条約では任意規定へ格下げされることとなったのである。

（3）義務規定から任意規定へと変化した理由

SUA条約の草案を審議した国際海事機関（International Maritime Organization、以下、IMO）の一連の諸会議、特に特別準備委員会の会合（1987年に2回開催）の議事録に基づき、同条約の管轄権規定の起草過程を検討することにより、同条約において保護主義に基づく管轄権を規定することに対し、人質行為禁止条約の起草に際しては殆ど見出されなかった反対意見が少なからず存在していたことが明らかとなる。具体的には、保護主義の設定に反対する立場は、SUA条約に規定された犯罪行為の中には、国家に対する強要に関わるような言及がなく、そうした条約において保護主義に基づく管轄権を規定することは適切でないと主張している⁵¹。

この「国家に対する強要」という点に留意すると、保護主義に基づく管轄権が異論なく規定された先の人質行為禁止条約は、人質犯罪の定義として第1条1項において、「人質の解放のための条件として何らかの行為を行うこと又は行わないことを第三者に対して強要する目的で行うもの」と規定し、犯罪構成要件において「強要目的」という要素を含んでいる。対してSUA条約は、第3条1項において犯罪行為として例えば、「暴力等による船舶の奪取、船舶内の人に対する暴力行為」などを列挙するものの、これらはいずれも「強要目的で行われる」という要素を含んでおらず、この点を捉え上記の反対意見は、SUA条約における保護主義の設定に異を唱えたと言える。

テロ防止関連諸条約の起草過程において、先に検討した属地主義、能動的属人主義に基づく管轄権の設定に際しては、こうした犯罪行為の定義をめぐる議論は特に見出されなかったのに対し、保護主義に基づく管轄権の設定に関して上記のような議論が生じた背景には、保護主義に特有の事情がある。すなわちまず、先に述べたとおり、保護主義一般については、属地主義や能動的属人主義と同じく、諸国の国内法の共通原則たる「法の一般原則」であると認められるものの、ハーバード草案に規定された内乱罪や通貨偽造罪といった各国間で争いのない対象犯罪以外の保護主義の適用範囲に関しては、必ずしも国家間で共通しているわけではないという点が挙げられる。さらにその前提として、保護主義は、「国家の安全や存立などの重要な国家法益を侵害する行為」に対し行使される管轄権の適用基準であり、すなわち侵害される法益の性質に基づくものであるという点において、実体的な犯罪構成要件と結びついた原則であるという点がある。

こうした点を念頭に、テロ防止関連諸条約における保護主義規定に改めて着目すると、

テロリズム犯罪の構成要件において、「強要目的」という要素が、保護主義の対象犯罪として認められるための重要な基準であり、人質行為禁止条約はその犯罪構成要件に「強要目的」を含んでいることから、人質行為は保護主義が適用され得るテロ犯罪であるという点について各国の合意形成が容易になされたと言える。換言すれば、当該犯罪行為により自国の安全といった重要な国家法益の侵害が生じるという点について各国の合意が存在し、それが人質行為禁止条約における保護主義に基づく管轄権規定の義務化を齎したとも言える。

対して、SUA条約の犯罪構成要件には「強要目的」という要素が含まれておらず、そのいずれの犯罪も必ずしも強要対象となる第三者を含むとは限らないとして、保護主義に基づく管轄権の設定に対し各国が異を唱えることとなった。すなわち、保護主義という管轄権行使原則自体は、ほぼすべての国が同意している原則という意味において法の一般原則であると認められるものの、自国の国家的法益に対する侵害の有無を基準とし、実体法との関連性が強い原則であるがゆえに、その対象範囲については、当該原則に服する典型的な犯罪類型を除き、各国間で共通の認識が形成されていない。こうした点を背景として、SUA条約の対象犯罪が保護主義が適用され得る犯罪行為であるかという点につき、各国の合意形成がなされず、結果として保護主義に基づく管轄権を設定することを締約国に義務付けるには至らなかったのである。

2 受動的属人主義

(1) 受動的属人主義の性質

受動的属人主義とは、自国民に対し自国領域外で外国人により行われた犯罪に対して管轄権を行使する原則であり、その正当化根拠としては、域外の自国民を保護する必要とともに、自国民に対する他国による管轄権行使への不信任などが挙げられる。つまり国家は国外でも自国民を保護する任務があり、他国による自国民保護の欠缺を国外犯処罰規定により補充するという点に受動的属人主義の意義が求められるのである⁵²。

なお受動的属人主義原則の特徴として、法の適正さを欠く報復的な処罰を招く恐れがあることや、他国の管轄権との衝突を理由として、他のいずれの管轄権行使原則に対してよりも、従来から、強い反対・抵抗が存在していたことが指摘される⁵³。特に、英米法系の国々が伝統的に本原則に強く反対し、ハーバード草案も受動的属人主義を認めることは論争を招くのみであるとして、これを独立した管轄権の基準として採用していないほか、犯罪一般に対して受動的属人主義を適用することに対し、依然として英米法系諸国を中心とした反対が存在している⁵⁴。

他方で、受動的属人主義を規定する各国の国内立法は一定数存在しており、特にテロリズム関連犯罪に関しては立法例や学説による同原則の承認が見出されるのも事実である⁵⁵。こうした点から同原則は、国際社会により徐々に受容され、今日では国際法上、許容された管轄権の適用基準であり、特に学説上は、テロ関連犯罪について同原則が国際法上認め

られるようになってきているという点で一致しているが⁵⁶、このような傾向が見られるようになったのは、テロ防止関連諸条約において同原則が規定されるようになったことと前後するとされる⁵⁷。そこで以下では、一連のテロ防止関連諸条約において受動的属人主義の原則を条約上初めて規定した人質行為禁止条約と、それに続く SUA 条約について、同規定の起草過程を検討する。

(2) テロ防止関連諸条約における管轄権規定：人質行為禁止条約、SUA 条約

人質行為禁止条約は第 5 条 1 項 d 号において、受動的属人主義に基づく管轄権を規定するが、同条文は、締約国は「自国が適当と認めるときは、犯罪が自国の国民を人質として行われる場合」に自国の裁判管轄権を設定するため必要な措置をとる、として「自国が適当と認めるときは」という前提条件を付している。すなわち、同じく第 5 条 1 項に列挙された他の管轄権行使原則（属地主義、旗国主義、能動的属人主義、保護主義）がいずれも義務的な規定であるのに対し、受動的属人主義に基づく管轄権は、一連のテロ防止関連諸条約において最初から任意的な規定として設定されていたと言える。

人質行為禁止条約の起草案について議論したアドホック委員会の会合（1977～1979年に計 3 回開催）の報告書および国連総会第六委員会（第 32～34 会期、1977～1979 年）の議事録に基づき、同条約の管轄権規定の起草過程を検討すると、受動的属人主義に基づく管轄権は、当該条約の当初の草案には規定されていなかったものの⁵⁸、自国民が人質行為の直接的な被害者である場合に当該国家が管轄権を設定しないのは不自然であるとして、管轄権の間隙を埋めることを意図してアドホック委員会第一会期（1977 年）においてフランス代表により提案されたものであると確認される⁵⁹。本提案は主にアドホック委員会第二会期（1978 年）において議論されたが、これを支持する国と反対する国に二分され、後者の立場が多数を占めていた。例えばアメリカは、必ずしもすべての国家が受動的属人主義を受容しているわけではないとして、管轄権を規定する第 5 条 3 項の「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という規定により、フランス提案の趣旨は満たされると主張している⁶⁰。さらにイギリスなどが、仮に受動的属人主義が規定されれば、被害者が複数にのぼり彼らが異なる国籍を有する場合には、当該犯罪に対し管轄権を有する国家を決定することが非常に困難になるとして、これに反対している⁶¹。起草過程では、このように各国の国内法を念頭に置きつつ、受動的属人主義を規定することにより生じる困難を考慮することが必要であるとして、同原則に基づく管轄権を条約規定として明記することに異を唱える国が多数を占めていたのである⁶²。最終的には、フランス提案に同調し受動的属人主義に基づく管轄権を明記しようとする国々と⁶³、そもそも本原則を認めずこれを規定することに反対する国々との妥協の結果として、「自国が適当と認めるときは」という条件を付したうえで、任意規定として設定されるに至った⁶⁴。

続く SUA 条約に関しても、同条約の起草に関する IMO の特別準備委員会の会合（1987 年に 2 回開催）の議事録の検討をとおり、管轄権規定の起草過程において、受動的属人主

義に基づく管轄権が先に述べた保護主義に基づく管轄権とともに議論的となったことが確認される。すなわち、そもそも本規定を削除すべきとの意見や、範囲が広すぎるため狭めるべきという懸念が示されたほか⁶⁵、犯罪行為がその者の国籍を理由として被害者に対し向けられたときのみ管轄権を行使できるとすべきという提案がなされた。しかしそうした制限を設定することは、国籍を理由とする犯罪行為であるか否かの証明において重大な問題を引き起こすとの懸念から、かような制限は付さずに、SUA条約においても、人質行為禁止条約と同じく任意的な規定として受動的属人主義に基づく管轄権が設定されることとなったのである⁶⁶。

(3) 受動的属人主義が明記された理由

以上から、受動的属人主義の原則をテロ防止関連諸条約の管轄権規定として設定することに対し、その起草過程において他のいずれの管轄権行使原則と比しても、とりわけ批判的意見や反対意見が多く見出されることが確認された。またこうした起草の経緯に、受動的属人主義の原則が、属地主義や能動的属人主義のような、各国国内法の共通原則として広範かつ一般的に認められている「法の一般原則」としての位置づけを有さないことが反映されていると言える。他方で、「国内法に従って管轄権を行使することを妨げない」という趣旨の規定があるにも関わらず、受動的属人主義に基づく管轄権が、条約上敢えて明記されるに至った理由としては、以下の2点を指摘できる。

第一に、犯罪処罰における管轄権の欠缺の防止、すなわち、実効的な処罰の確保が強く求められるというテロリズム犯罪そのものの「性質」が挙げられる。先に述べたとおり、例えば人質行為禁止条約の起草過程では、受動的属人主義に基づく管轄権を条約上規定することに反対する立場として、管轄権の衝突・競合に対する懸念が示されていた。しかしながら、テロリズム犯罪は、「国際社会が一致して非難すべき重大犯罪」であり、その「不処罰を防ぐ」という条約目的を実現するために、いずれの国もこれを訴追しないという「管轄権の消極的競合」を生じさせるよりむしろ、被害者国籍国の管轄権を条約上明確に規定することにより、敢えて「管轄権の積極的競合」を生じさせることが選択されたと言える⁶⁷。

第二に、テロ防止関連諸条約は、条約の起草作業をとおり実体法の内容の相違を調整した結果として、如何なる国も受容できるような、明確な「国際法上」の「犯罪構成要件」を規定しているという点が挙げられる。すなわち、それぞれのテロ防止関連諸条約において、人質行為や海洋航行不法行為など、当該条約が対象とする犯罪行為類型の構成要件が明確かつ詳細に定められていることから、そうした犯罪行為に対し受動的属人主義を条約上設定することについて、各国の合意形成が容易であったと言える。特に、こうした点は、元来、受動的属人主義の適用に否定的ないし慎重な国家が、無制限に同原則の行使一般を許容するのではなく、一定の絞りをかけ、明確に定義された限られた犯罪に対してのみこれを認めるという方向性をとることを後押ししたとも言える。さらに、こうした明確な構成要件を有する犯罪に限定したうえで受動的属人主義の適用は、犯罪行為者自らが予想

できない刑事責任を生み出すことはないという、すなわち予見可能性が担保されるという点も指摘できる⁶⁸。

以上のような特徴を有するテロ防止関連諸条約においてであるからこそ、少なからずその適用において懸念や反対があり、本来であれば、「この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」という条文により行使を妨げられない受動的属人主義に基づく管轄権を、条約規定として締約国に対し明示的に許容することが実現したと言える。

IV おわりに

本稿の目的は、各国国内法に共通する原則としての「法の一般原則」の観点から、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成、すなわち義務的な規定か任意的な規定かという差異が生じる理由について明らかにすることであり、以上の検討から、それぞれの管轄権行使原則が法の一般原則としての位置づけを有するか否かという点、さらに法の一般原則をめぐる各管轄権行使原則の性質が、条約上の管轄権規定の形成に以下のように作用していることが導かれる。

まず、管轄権行使原則のうち、属地主義と能動的属人主義は、諸国の国内法の共通原則として確立しており、法の一般原則として強固な位置づけを有する管轄権の適用基準である。それゆえに、条約上の管轄権規定として、締約国にその設定を「義務付ける」ことに対する各国の合意形成が容易であり、すなわちこれら2つの管轄権行使原則は、「義務付けになじみやすい」適用基準であるとも言える。換言すれば、一連のテロ防止関連諸条約において、属地主義および能動的属人主義が、一貫して義務的な管轄権として設定されていることは、これらの原則が「確固たる法の一般原則」として確立していることに基礎付けられている。

これに対し、管轄権行使原則としての保護主義は、一般的にほぼすべての国が同意している原則であるという意味においては、先の2つの原則と同様に、法の一般原則としての位置づけを有している。但し、保護主義は、自国の重要な国家法益の侵害を基盤とする、すなわち侵害される法益の性質に基づき、実体的な犯罪構成要件と結びついた原則であるがゆえに、内乱罪や通貨偽造罪といった各国間で争いのない対象犯罪以外の適用範囲についてまでは国家間で共通の認識が形成されておらず、個々のテロ防止関連諸条約において何を以て国家の安全の侵害とみるかという対象範囲の幅において各国の判断が入り込む余地が生じる。

こうした意味において、保護主義は、各国家の判断の入り込む余地のない属地主義や能動的属人主義ほどに「確立した法の一般原則」であるとまでは言えず、従って、裁判管轄権規定の形成において、必ずしも「義務付けになじまない」法の一般原則である。すなわち、テロ防止関連諸条約に規定された犯罪行為のうち、保護主義が適用されるものとして十分

な合意がない構成要件部分については、保護主義に基づく管轄権の義務化が容易には図れず、結局 SUA 条約において保護主義が義務規定ではなく任意規定として設定されるに留まった理由はこの点に求められる。

最後に受動的属人主義は、他の管轄権行使原則ほどには各国国内法において受容されておらず、その適用に対し懸念や反対も存することから、そもそも法の一般原則としての位置づけを有さない管轄権の適用基準である。他方で、テロリズム犯罪の重大性、その処罰を確保する必要性とともに、実体法の内容の相違を調整した結果として、テロ防止関連諸条約において犯罪の構成要件が明確化されているからこそ、任意的なものとしつつも、条約上の明文規定として受動的属人主義を設定することにつき各国が合意し得たのである。なお、その一般的適用については依然として反対や慎重な意見があるものの、テロ防止関連諸条約上、受動的属人主義が敢えて明記された点に、「テロリズム犯罪」という絞りを掛けたうえで、まだそこには至らないが、受動的属人主義が法の一般原則に近づきつつある「萌芽」が現れていると言える。

以上から、「法の一般原則」の観点からテロ防止関連諸条約の管轄権規定の形成について検討した結果、管轄権の適用基準に関して以下のような階層化が示される。すなわち第一に、「条約規定としての義務付けになじむ確固たる法の一般原則」としての属地主義、能動的属人主義、第二に「法の一般原則としての位置づけは有するが、必ずしも条約規定としての義務付けになじまないもの」としての保護主義、さらに第三として「法の一般原則としての位置づけは有さないものの、対象犯罪を限定したうえで法の一般原則に近づきつつあるもの」としての受動的属人主義、という 3 つの階層である。いわば、このような法の一般原則としての性質をめぐる濃淡が、テロ防止関連諸条約における管轄権規定の形成—すなわち、一貫して義務規定として設定、義務規定から任意規定へと変化、一貫して任意規定として設定—に反映されており、こうした点に法定立という場面における法の一般原則の機能を見出すことができる。

なお、本稿では検討対象外とした管轄権行使原則たる普遍主義について、同原則が法の一般原則としての位置づけを有するか、またその性質が容疑者所在国の管轄権規定の形成に如何に影響しているか、さらに本稿の結論を普遍主義の議論へと敷衍し得るかといった点に関する検討は今後の課題とする。

[付記]

本稿は、国際法学会 2016 年度（第 119 年次）研究大会（2016 年 9 月 10 日、於：静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ）における報告（「テロリズム防止関連条約における法の一般原則の機能—管轄権規定を中心として」）の内容を大幅に加筆修正したものである。

¹ 成立順に、①航空機内の犯罪防止条約（1963年）、②航空機不法奪取防止条約（1970年）、③民間航空不法行為防止条約（1971年）、④国家代表等犯罪防止条約（1973年）、⑤人質行為禁止条約（1979年）、⑥核物質防護条約（1980年）、⑦空港不法行為防止議定書（1988年）、⑧海洋航行不法行為防止条約（1988年）、⑨大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書（1988年）、⑩プラスチック爆薬探知条約（1991年）、⑪爆弾テロ防止条約（1997年）、⑫テロ資金供与防止条約（1999年）、⑬核テロリズム防止条約（2005年）。

² ハーグ条約第4条2項。さらに容疑者所在国に対しては、容疑者を直接利害関係国に引き渡すか、さもなければ自国で訴追するといういずれかを選択する義務を課しており（同第7条）、この「引き渡すか訴追するか」と称される訴追原則は、ハーグ条約以降のテロ防止関連諸条約において定式化されている。

³ ハーグ条約以降の11の条約のうち、プラスチック爆薬探知条約は管轄権規定を有さない。

⁴ なお容疑者所在国の管轄権は、自国における容疑者の所在という連結のみを根拠とするという点から、普遍主義に基づくものであるという見解が学説上多数を占める。この点につき検討したものととして、拙稿（2011）「国際テロリズムに対する法的規制の構造」『国際関係研究』第31巻2号、61-70頁。

⁵ テロ防止関連条約としては、2010年に、民間航空不法行為防止条約（モンテリオール条約）およびハーグ条約の改正条約として、前者に対しては新たに国際民間航空不法行為防止条約（北京条約）が、後者については同条約を改正する追加議定書（北京議定書）が採択された（2018年1月時点でいずれも未発効）。米国同時多発テロ以降の現実に対応すべく、北京条約は航空機に対する生物・化学・核（BCN）兵器の使用や航空機によるBCN兵器の輸送等を犯罪化するとともに、条約上の犯罪の共謀・寄与を犯罪化した点、北京議定書は条約上の犯罪の共謀・寄与を犯罪化した点が特徴である。三浦潤（2012）『国際民間航空についての不法な行為の防止に関する条約』（北京条約）及び『航空機の不法な奪取の防止に関する条約の追加議定書』（北京議定書）の採択『空法』第53巻、25-26頁。なお、北京条約および北京議定書ともに、管轄権規定（それぞれ第8条、第VII条）に関しては、今回検討対象とするテロ防止関連諸条約とその構造において特段の差異はなく、これまでの条約の管轄権規定を引き継いでいる。

⁶ 山本草二（1994）『国際法（新版）』有斐閣、23頁。

⁷ 江藤淳一（1990）「国際テロリズムに対する刑事管轄権」『比較法』第28巻、178頁。

⁸ ロチュース号事件とは、1926年に公海上でロチュース号（フランス船）とボス・クルト号（トルコ船）が衝突した結果、ボス・クルト号が沈没しトルコ人乗員8名が死亡した事件である。トルコ当局が、衝突後にトルコに到着したロチュース号の当直士官（フランス人）と、ボス・クルト号の船長（トルコ人）の両者を刑事裁判にかけたが、これにフランス政府が抗議し、トルコがフランス人当直士官を訴追する管轄権を有するかにつき、常設国際司法裁判所（PCIJ）で争われた。西村弓（2010）「ロチュース号事件」杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例50』三省堂、62頁。

⁹ Jennings, Robert (1957), "Extraterritorial Jurisdiction and the United States Antitrust Law," *BYLL*, Vol.33, p.150 ; 竹内真理（2006）「域外適用法理における受動的属人主義の理論的位置づけ」浅田正彦編『二十一世紀国際法の課題』有信堂高文社、67頁。ロチュース号事件判決（PCIJ Series A, No.10, 1927）では、管轄権行使一般については主権内在説が妥当としたが、刑事管轄権についてこれが妥当するかについては触れておらず、公海上の衝突事案については旗国主義の排他性は立証されないとしてトルコの行為の違法性を否定した。なお、その後、船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄権についての規則の統一に関するブラッセル条約

(1952年)や公海条約第11条、国連海洋法条約第97条は、公海上での衝突に関する刑事管轄権は船舶の旗国又は訴追対象乗員の本国に専属すると定めており、PCIJの判決は今日では継承されていないと言える。西村(2010)、62-65頁。

¹⁰ 小寺彰(1998)「国家管轄権の域外適用の概念分類」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権：国際法と国内法』勁草書房、349頁。

¹¹ “Jurisdiction with Respect to Crime,” *Supplement to AJIL*, Vol.29, 1935, pp.439-633.

¹² その他、国籍、外国人への損害に対する国家責任、領海、海賊等に関する草案が作成された。

¹³ Svantesson, Dan (2015), “A New Jurisprudential Framework for Jurisdiction: Beyond the Harvard Draft,” *AJIL Unbound*, vol.109, p.69.

¹⁴ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.444-445.

¹⁵ 小寺(1998)、349-350頁；竹内(2006)、67頁。

¹⁶ Jennings(1957), p.175.

¹⁷ 小寺(1998)、349-350頁。

¹⁸ 竹内(2006)、67頁。こうした点を指摘するものとして他にMann, F.A. (1964-I), “The Doctrine of Jurisdiction in International Law,” *Recueil des Cours*, tome 111, pp.83, 94-95.

¹⁹ Sucharitkul, Sompong (1987), “International Terrorism and the Problem of Jurisdiction,” *Syracuse J. Int’l Law and Com.* Vol.14, p.167；Cassese, Antonio, et.al. (2013), *Cassese’s International Criminal Law 3rd ed.*, Oxford Univ. Press, p.271.

²⁰ Blakesley, Christopher (1987), “Jurisdiction as Legal Protection against Terrorism,” *Conn. Law Review*, vol.19, p.921；山本草二(1991)『国際刑事法』三省堂、139頁；竹内真理(2010)「域外適用法理における保護主義の成立基盤」岡山大学法学会『法学と政治学の新たな展開』有斐閣、250頁。

²¹ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.480-481；Blakesley(1987), p.920；江藤(1990)、181-182頁；小寺(1998)、353頁。

²² 渡邊卓也(2005)「消極的属人主義による国外犯処罰」『清和法学研究』第12巻2号、96-97頁。

²³ 山本(1991)、173-174頁。

²⁴ 江藤(1990)、182-183頁。

²⁵ 東京条約の起草過程では、当該条約において航空機登録国の刑事管轄権について統一的な規則が形成されることが全体で合意され、以下の第3条1項が異論なく規定されるに至った。ICAO Doc. 8111-LC/146-2 (1960), Legal Committee, 12th Session (18 August-4 September 1959), Vol. II *Documents*, p.6, para.4.

東京条約第3条は以下のように規定する。

1 航空機の登録国は、当該航空機内で行なわれた犯罪及び行為について裁判権を行使する権限を有する。

2 各締約国は、自国において登録された航空機内で行なわれた犯罪につき、登録国として裁判権を設定するために必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

²⁶ ICAO Doc. 8838-LC/157 (1969), Subcommittee of the Legal Committee on the subject of Unlawful Seizure of Aircraft, First Session (10-21 February 1969), Second Session (23 September-3 October 1969), *Reports and Documentation*, p.5, para.13.

²⁷ ICAO Doc. 8877-LC/161 (1970), Legal Committee Seventeenth Session, *Minutes and Documents relating to the Subject of Unlawful Seizure of Aircraft*, Montreal Canada；ICAO Doc. 8979-LC/165-2 (1972), International Conference on Air Law, The Hague, December

1970, vol. II *Documents*, Montreal Canada.

²⁸ ICAO Doc. 8877-LC/161 (1970), pp.16-17, para.12. ハーグ条約の管轄権規定の成立経緯について検討したものとして、拙稿 (2011) 「テロリズム防止関連条約における『引き渡すか訴追するか』原則の成立」『国際関係研究』第 32 巻 1 号、41-50 頁。

²⁹ それぞれハーグ条約第 4 条 1 項 b 号、c 号および同条 2 項において規定されている。

³⁰ 栗林忠男 (1978) 『航空犯罪と国際法』三一書房、129 頁。

³¹ ICAO, Doc. 9081-LC/170-1 (1973), International Conference on Air Law, Montreal, September 1971, Volume I *Minutes*, p.55, para.27.

³² *Ibid.*, p.56, para.36.

³³ フランス、*Ibid.*, p.56, para.38.

³⁴ ザンビア、*Ibid.*, p.56, para.39; スイス、*Ibid.*, p.57, para.42 など。

³⁵ *Ibid.*, p.57, para.43.

³⁶ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.519-520 ; Akehurst, Micheal (1972/73), “Jurisdiction in International Law,” *BYIL*, vol.46, pp.156-157 ; Sucharitkul (1987), p.169 ; Cassese (2013), p.273 ; 小寺 (1998)、353 頁。

³⁷ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.519-520.

³⁸ 国連総会の 6 つの主要委員会のうち、第六委員会は主に法律問題を取り扱う。

³⁹ UN GAOR, 28th Session, Sixth Committee, *Summary Records of Meetings* (19 September-17 December 1973), p.206, 1435th meeting, para.19.

⁴⁰ *Ibid.*, pp.205-215, 1435th -1437th meetings.

⁴¹ 山本 (1991)、156 頁 ; 竹内 (2010)、247 頁。

⁴² 山本 (1991)、157 頁。

⁴³ Cameron, Iain (1994), *The Protective Principle of International Criminal Jurisdiction*, Dartmouth, pp.35-45 ; 山本 (1991)、157 頁。この経緯について詳細に検討したものとして竹内 (2010)。

⁴⁴ “Jurisdiction with Respect to Crime,” pp.543-561.

⁴⁵ Akehurst (1972/73), p.158 ; Blakesley (1987), p.933 ; 山本 (1991)、157 頁。

⁴⁶ Akehurst (1972/73), p.158 ; Cameron (1994), pp.2-3 ; 山本 (1991)、157 頁 ; 竹内 (2010)、247 頁。

⁴⁷ オランダが、強要対象とされた国際機関の加盟国の裁判管轄権を削除する旨を提案する修正案を提出したところ、多くの国がこれを支持し、同管轄権は削除されるに至った。

UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, p.10, para.39 ; UN GAOR, 34th Session, Sixth Committee (1979), A/C.6/34/SR.53, p.8, para.23.

⁴⁸ フランス、UN GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, p.90, para.12 ; 白ロシア、UN GAOR, 34th Session, Sixth Committee (1979), A/C.6/34/SR.13, p.19, para.90.

⁴⁹ UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), pp.38-45. 人質行為禁止条約の管轄権規定の成立経緯について検討したものとして、拙稿 (2013) 「人質行為防止条約における裁判管轄権規定」『日本大学国際関係学部研究年報』第 34 集、19-28 頁。

⁵⁰ SUA 条約第 6 条 2 項 c 号は以下のように規定する「第 6 条 2 締約国は、次の場合において第三条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合」。同項はそのほ

かに、容疑者たる無国籍者の常居所国（同 a 号）、被害者国籍国（同 b 号）に対し任意の管轄権を設定している。

⁵¹ IMO PCUA 2/5 (1987), Ad Hoc Preparatory Committee on the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation, *Report of the Second Session*, p.18, para.93. SUA 条約の管轄権規定の起草経緯について検討したものとして、拙稿（2017）「海洋航行不法行為防止（SUA）条約における裁判管轄権規定」『危機管理学研究』創刊号、26-41 頁。

⁵² Cassese (2013), p.277 ; 渡邊（2005）、115 頁。

⁵³ 江藤（1990）、203 頁；村瀬信也他（1994）『現代国際法の指標』有斐閣、146 頁。

⁵⁴ “Jurisdiction with Respect to Crime,” p.579 ; 江藤（1990）、184 頁。

⁵⁵ Halberstam, Malvina (1988), “Terrorism on the High Seas: The Achille Lauro, Piracy and the IMO Convention on Maritime Safety,” *AJIL*, vol.82, p.297 ; 江藤（1990）、194-197、203 頁。例えば、米国の「人質犯罪の防止と処罰に関する法」（1984 年）は、人質犯罪の被害者が米国民である時に米国の管轄権を認める規定を有しており、同じく米国の「外交官等保護及び反テロリズム法」（1986 年）はテロ行為一般について受動的属人主義を認める。

⁵⁶ Sucharitkul (1987), pp.169-170; Cassese (2013), p.277; 江藤（1990）、184 頁; 竹内（2006）、63-64 頁。米国外交関係法第三リステイトメントも、402 条の注釈 g において、自国民に対する組織的なテロや国家代表等の暗殺などについては、受動的属人主義が認められてきているとする。Restatement 3rd, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States, § 402 Comment g and Reporter’s Note 3 (1987).

⁵⁷ 竹内（2006）、63-64 頁。

⁵⁸ UN Doc. A/AC.188/L.3, in UN GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), p.107.

⁵⁹ UN GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), p.113; UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), p.41, para.15.

⁶⁰ UN GAOR, 33rd Session Supplement No.39, A/33/39 (1978), p.43, para.24.

⁶¹ イギリス、Ibid., p.40, para.11 ; オランダ、Ibid., p.39、para.6 など。

⁶² 例えばイラン、Ibid., p.43, para.26 ; スウェーデン、Ibid., p.43, para.27 ; ソ連、Ibid., p.44, para.29 など。

⁶³ フランス提案を支持した国として西独、Ibid., p.42, para.20 ; 日本 GAOR, 32nd Session Supplement No.39, A/32/39 (1977), p.85, para.10 など。

⁶⁴ UN GAOR, 34th Session Supplement No.39, A/34/39 (1979), *Report of the Ad Hoc Committee on the Drafting of an International Convention against the Taking of Hostages*, p.12, para.47.

⁶⁵ IMO PCUA 2/5 (1987), p.17, para.86.

⁶⁶ Ibid., pp.17-18, paras.88-89.

⁶⁷ Halberstam (1988), p.296.

⁶⁸ 江藤（1990）、205 頁。江藤教授は米国 Yunis 事件判決について、同判決が人質行為禁止条約における受動的属人主義の採用を指摘したうえで、国際社会が一致して非難する犯罪に対しては、犯罪者は自らの行為の違法性を知っている筈であり、重大かつ普遍的に非難される犯罪への受動的属人主義の適用は、予想できない刑事責任を生み出すことはない、として受動的属人主義の適用を肯定したとする (U.S. v. Yunis, 681 F. Supp.902-5 (D.D.C.1988))。



特殊詐欺における中途関与者の刑事責任

—だまされた振り作戦と中途受取り関与者の共犯の成否を中心として—

日本大学危機管理学部 准教授 上野 幸彦

- I はじめに
- II 最近の下級審の裁判例とその論点
- III 中途からの犯行関与と共犯
- IV 犯行発覚後の被害者からの受取り行為の可罰性
- V 共謀の成否
- VI おわりに

I はじめに

特殊詐欺の事犯は、社会的に広く注意喚起が行われているにもかかわらず、手口の多様化や巧妙化も見られ、依然としてその被害は後を絶たない¹。この犯罪は、ほぼ犯行グループによって組織的に行われており、役割を分担して遂行するケースが多い。被害者と接触したり、被害財物の占有を実際に担当する末端の者は摘発されやすいので、最近では、犯行グループと直接関係しない者を、受取りに利用するケースも見受けられる。一方、組織・グループの幹部や管理者の捕捉に至らなければ、犯行は繰り返されることになるので、警察は、組織の実態を解明し、組織幹部の摘発を目的として、被害者の協力の下、いわゆる「だまされた振り作戦」を展開している。ところが、最近、この作戦が採られた事案の中で、犯行グループに属していない者による財物の受取り関与につき、無罪判決を言い渡す下級審の裁判例が登場した。そこで、本稿では、無罪の判断が示された3つの事件を取り上げ、それぞれ第1審と控訴審の判断を紹介し、論点を整理したうえ（II）、それらの論点について、検討を行う（III、IV、V）こととする。

II 最近の下級審の裁判例とその論点

1 事件の概要と裁判所の判断

共犯者の罪責をめぐって、原審と控訴審の判断が分かれたケースとして注目される3つ事件の裁判例を、以下に紹介しておこう。

(1) 名古屋便利屋事件

第1の事件は、名古屋市在住の被害者（当時81歳）に対して、氏名不詳者らが息子に

なりすまして同人を騙し現金の交付を受けようとした事件に関し、便利屋業を営む被告人 X が、氏名不詳者からの依頼に基づき、荷物の受取に関わったものである。被告人である X は、本件に先立って、氏名不詳者から郵便物の転送を仕事として依頼され、これを引き受けたことがあり、再度の依頼を受けた際には、不審に思ったため、警察に相談し、何らかの犯罪に関わっている可能性があり、関りを持たないよう教示されたが、郵便物を開封し中身を確認したところ、特に問題がないと判断し、転送を行い、報酬（1 件当たり 2000 円から 5000 円）を受けていた。その後、氏名不詳者から、本件荷物の受取りを依頼され、引き受けた。一方、被害者が息子に確認したところ、氏名不詳者らによる詐欺の犯行が発覚し、警察に相談したところ、だまされた振り作戦が採られることになった。X は、依頼人の指示に従って被害者が発送した模擬現金入りの荷物を受け取った直後に、詐欺未遂の現行犯人として逮捕されている。

この事案において、弁護人は、氏名不詳者との間の事前共謀は存在しない、荷物の受取りを指示され承諾した時点では、既に詐欺未遂としての行為が終了している等として無罪を主張した。第 1 審・名古屋地裁平成 28 年 3 月 23 日判決²（以下、【A 判決】という。）は、被害者が配達依頼した時点で「詐欺既遂の現実的危険も消失していたといえる。そうすると、詐欺既遂の現実的危険という本件詐欺未遂の結果が既に発生し終わった後に、被告人が関与したことになるから、被告人の同日の行為が本件詐欺未遂の共同正犯の責任を負わせることはできない。」「既に模擬現金の配達依頼された後に、これを受け取ることを依頼されて、現にこれを受け取るという行為をしたとしても、詐欺既遂の結果を発生させる客観的危険に何ら寄与するものではないから、現金を受領することで詐欺行為の一部に関与し、行為を共同したと見ることでできる詐欺未遂とは異なり、本件詐欺未遂で、被告人の受領行為をその行為（ないしは実行行為）の一部と見るのにも疑問が残る。」として、無罪を言い渡した。

控訴審・名古屋高裁平成 28 年 9 月 21 日判決³（以下、【B 判決】という。）は、本件被告人に詐欺を行うことについての意思の連絡がある場合には、詐欺という犯罪に加担する意思を持って現金等を受領しようとしたが、実際は既にその結果が発生することはない状態にあったことから、まさに詐欺未遂罪の成否が問題となり、不能犯の考え方をを用いて判断することが必要かつ妥当であるとして、原判決の判断に誤りがあると指摘している。そして、「実際には結果発生が不可能であっても、行為時の結果発生の可能性の判断に当たっては、一般人が認識し得た事情および行為者が特に認識していた事情を基礎とすべきである。そうすると、仮に、被害者が、被告人が A からの荷物受領の依頼を受ける以前に既に本件荷物の発送を終えていたとしても、被害者が警察に相談して模擬現金入りの本件荷物を発送したという事実は、被告人および氏名不詳者らは認識していなかったし、一般人が認識し得たともいえないから、この事実は、詐欺既遂の結果発生の実現的危険の有無の判断に当たっての基礎事情とすることはできない。本件通話の時点で氏名不詳者らは、実際に現金を受け取る意思であったと認められるから、詐欺の犯意は失われておらず、被告人

が氏名不詳者らとの間で共謀したとみられれば、被告人に詐欺未遂罪が成立することになる。」と判示した。控訴審は、この点で、詐欺未遂罪の成立可能性を認めたものの、Xにおいて、本件詐欺未遂について氏名不詳らと共謀を遂げた事実を認めるに足りる証拠はなく、公訴事実についての証明が不十分であるとして、控訴を棄却し、無罪の結論を維持した。

(2) バイク便事件

第2の事件は、都内で便利屋事業を営んでいるYが、氏名不詳者からの依頼に基づき、指定された空室で荷物を受け取り、指示された場所へ運ぶという仕事を行っていたケースである。犯行グループによる二つの犯罪事実に関しており、一つは、①被害者（当時79歳）に対しプラチナ代金支払債務があるかのように欺き、逮捕を免れるためには、その支払いが必要であると誤信させて、現金を平成27年2月3日以降数回にわたって都内の指定先にゆうパックで送付させ、詐取した詐欺既遂である。もう一つは、②平成27年2月頃、実際には存在しないのに、被害者（当時70歳）に対し介護施設に対する違法な名義貸しを行っているかのように欺き、刑事訴追を回避するためには200万円の支払いが必要であると誤信させて、指定された住所に宛てて現金を送らせようと欺罔行為を行ったが、被害者が警察に相談し、詐欺であることが発覚した詐欺未遂である。

Yは、平成27年2月14日に、都内のマンションの空室に届いた荷物を受け取って運ぶ仕事を依頼され、報酬は3万円、受け取るのは書類との説明を受け、翌日、指示に従って荷物を受け取り、受け渡し場所と指定されたところで男性に荷物を渡し、料金を受け取った。その後、18日に同一の依頼人から仕事の依頼があり、翌19日にこの仕事を従業員に行わせ、同日また依頼があり、翌日にこの仕事を従業員に行かせたが、依頼のあった19日の電話で報酬を4万円に増やす代わりに人員の確保を求められた。①に関連して、被告人Yに対する公訴事実、依頼人から24日に依頼を受け、翌25日に指示に従って、空室に立ち入り、同所でゆうパックで配達された荷物を受け取り、その後指示を受けた場所で男性に荷物を渡し、料金4万円を受け取った点である。②の詐欺未遂に関して、Yは、25日に依頼人からの電話による依頼を受け、この仕事を翌26日従業員に行かせたが、だまされた振り作戦によって配達員を装った警察官から従業員は荷物を受け取った点につき、検察官は、氏名不詳者らとの共謀の成立を主張し、詐欺未遂の共同正犯の成立を主張した。

第1審・名古屋地裁平成28年4月18日判決⁴（以下、【C判決】という。）は、配達先はその都度変更され、空室での荷物の受取りであり、しかも通常よりも高額な料金（通常であれば、1万5000円程度で、高くても2万5000円程度）であったことなどの事情から、Yの認識について、23日の時点では、「これまで本件依頼人からの受取の依頼を受けた荷物について、送り主は、何かの意図があって空室に送っているのではなく、だまされて財産的価値のある物を空室に送っているのかもしれないという認識はあったと認められる。」と認定したうえ、①の詐欺既遂の件につき、「本件依頼人からの依頼に際し、だまされて送られてきた荷物でも構わないと考えてこれを引き受けたものであって、詐欺に加担する意

思を有し、荷物の受取という判示詐欺の一部に加わり、実際に詐欺の結果を生じさせたと認められるから、自ら行った行為とその結果にとどまらず、加担前に行われた氏名不詳者らの詐欺行為についてもその責任を負うものであり、前記依頼の際の意思連絡により、判示詐欺について被告人が判示の氏名不詳者らと共謀を遂げたと認めるのに十分である。また、被告人について詐欺罪の故意に欠ける点もない。」として、本件詐欺の全部について共同正犯としての責任を肯定した。一方で、②の詐欺未遂の件については、19日の依頼人からの依頼に応じる時点で、詐欺の犯行に関する包括的な共謀が成立し、共同正犯としての責任を免れないとする検察官の主張に対し、Yにおいて、本件の詐欺グループがどのようなメンバーで構成され、どの程度の規模であったのかといった事情はまったくわかっておらず、実際にどのような詐欺を行っているかといった詐欺の核心部分は何も知らなかったこと、営業実態のある便利屋を経営しており、本件の犯人グループとは別の組織であり、依頼を受けた仕事以外について報酬(料金)を得るものではないことを指摘して、包括的な詐欺の共謀の成立を否認した。さらに個別的な共謀に関しても、25日に被害者が警察に相談し、詐欺であることが発覚し、だまされた振り作戦が採られたため、氏名不詳者らによる犯行は未遂に終わっているところ、「被告人は、同月25日午後5時9分頃、本件依頼人から、電話」で、指定先に「配達される荷物を受け取って運ぶ仕事の依頼を受け、料金4万円でこれを引き受けた(この時点で氏名不詳者らの公訴事実記載の詐欺による結果惹起は不能になっており、また、この時点での意思連絡が氏名不詳者らの前記詐欺を促進するものでもない。)」として、「公訴事実記載の詐欺を行うに際して被告人との共謀を遂げていたとは認められず、被告人が共同正犯としての責任を負うものではない。」と結論付けて、詐欺未遂の公訴事実については、無罪を言い渡した。

これに対し、②の部分の無罪判決につき、検察官が控訴した。名古屋高裁平成28年11月9日判決⁵(以下、【D判決】という。)は、検察官の主張を認めて、原判決を破棄し、自判している。同判決は、本件詐欺による結果惹起が不能となった後にYが関与した事実につき、原判決が純客観的に本件詐欺の危険性の有無を判断している点を取り上げ、「本件のように、結果発生が後発的に不可能になった場合の、不可能になった後に共犯関係に入った者の犯罪の成否は、結果に対する因果性といった問題を考慮しても、共犯関係に入った時点で結果発生の実現的危険があるか否かによって判断すべきであり、不能犯の問題と同じ状況であるから、「不能犯の場合と同様の判断方法を用いるべきである。すなわち、行為時の結果発生の可能性の判断に当たっては、一般人が認識し得た事情及び行為者が特に認識していた事情を基礎とすべきであり、模擬現金入りの荷物を発送した事実は、被告人および氏名不詳者らにおいて認識しておらず、また一般人も認識し得なかったとして、この事実を基礎事情とすることはできないから、Yが依頼人から本件依頼を受けた時点でも、「詐欺既遂の結果発生の実現的危険はあったとみるべき」であり、詐欺未遂罪の共謀共同正犯が成立すると判示している。

(3) 福岡荷物受取事件

氏名不詳者らは、欺罔行為によって、被害者を誤信させ、現金を空き部屋に配送させて騙取しようとしたが、被害者が警察に相談し、詐欺であることが発覚し、騙された振り作戦が採られた。Zは、知人から、他人の名前を使って荷物を受け取り、1回5000円から1万円の報酬がもらえる仕事があるともちかけられ、既に3,4回荷物を空き部屋で受け取り、知人に渡し、報酬を得ていたところ、本件荷物の受取りに及んだものである。

原審・福岡地裁平成28年9月12日判決⁶（以下、【E判決】という。）は、事前共謀を否定したうえで、「被告人の共謀加担前にC〔筆者注・氏名不詳者〕による本件欺罔行為によって詐欺の結果発生の危険性を生じさせたことについてはそれを被告人に帰責することができず、かつ、被告人の共謀加担後は、被告人及びCらにおいて詐欺の実行行為がなされていない（被告人及びCらにおいて更なる欺罔行為がなされた事実は認められず、また、被告人は本件荷物を受け取っているが、本件荷物は、A〔筆者注・被害者〕がCの欺罔行為によって錯誤に陥ったことにより交付したのではなく、「だまされたふり作戦」の一環として犯人検挙の目的で発送されたものであるから、それを受け取る行為は詐欺の実行行為に該当しない。）ことから、被告人は、詐欺の結果発生の危険性に寄与したとは認められないと判示し、被告人を無罪とした。

控訴審・福岡高裁平成29年5月31日判決⁷（以下、【F判決】という。）は、原判決を破棄し、有罪を言い渡した。同判決は、検察官による包括的な事前共謀については排斥したものの、空き部屋に送られてくる荷物を偽名で受領し、知人に渡すという役割を引き受けて報酬を約束されるという特異な内容に照らし、Zは、詐欺の被害金を受け取る役割である可能性を十分認識していたと認められるから、少なくとも未必的な故意に欠けるころはなく、受領の時点で共謀が成立していると認定した。そこで、財物交付の部分だけに関与したとしても、承継的共同正犯として詐欺罪の成立を認めることができ、また詐欺が見破られた後の関与であっても、未遂犯として処罰すべき法益侵害の危険性の有無が問題となり、その判断は、当該行為時点でその場に置かれた一般人が認識し得た事情と、行為者が特に認識していた事情とを基礎にして、規範的観点から危険性の判定を行い、「一般人が、その認識し得た事情に基づけば結果発生の不安感を抱くであろう場合には、法益侵害の危険性があるとして未遂犯の当罰性を肯定してよい」として、本件荷物の受領を外形的に観察すれば、詐欺の既遂に至る現実的危険性があったとして、詐欺未遂罪の共同正犯の成立を認めた。

2 裁判例における論点の整理

上記3つの事件は、いずれも組織的なグループによる詐欺の犯行に関し、そのメンバーらによる被害者に対する欺罔行為が行われた後、犯行グループとは直接関係のない（メンバーではない）者が、被害者からの財物の交付にあたり、その受取りに関与していたものである。犯行グループに所属するメンバーであれば、受取りだけを分担したとしても、詐

欺の組織的な犯行グループの一員である事実に照らして、当初からの詐欺の犯行に関する共謀の存在を推認することが可能であり、詐欺の犯行全体に対する共同正犯の成立を免れない。これに対して、上記事件は、犯行グループと見られる氏名不詳者からの電話による依頼に基づき、メンバー以外の第三者がこれを引き受けて受取りに関与したケースであって、いずれの事件においても、犯行当初からの犯行グループの者らとの詐欺罪に関する（事前）共謀は認められなかった。

この結果、既に詐欺の正犯者らが欺罔を行った後、すなわち、詐欺罪の実行行為が行われた後の段階で、被告人がその犯行に中途関与していることになり、理論的に承継的共犯の問題が生じる。これが、第一の論点である（Ⅲ）。

さらに、いずれの事件も、捜査当局によって「だまされた振り作戦」が採られたことに関連して、被告人において、被害者が錯誤に陥っている状態で財物の交付に関与したのではなく、既に被害者は犯行を見破り、警察のおとり捜査に協力する形で、財物を提供し、この受領に関与している点で、犯行が未遂に終わっている状態での受取りが、犯罪を構成し得るのかという問題が提起される。つまり、犯行発覚後における財物の受取りの可罰性の有無についてであり、第二の論点となる（Ⅳ）。

加えて、犯行グループと直接関係していない第三者が、犯行グループの者らとの間で、詐欺罪に関する明示的な意思連絡を通じて受取りに関与したのではなく、仕事としての依頼に基づいて、指示に従って受け取ったに過ぎない点で、詐欺罪の故意および犯行グループとの間の共謀の存在について、立証上の課題も提起される。これが、第三の論点である（Ⅴ）。

以下に、上記3つの論点について、順番に検討を進めたい。

Ⅲ 中途からの犯行関与と共犯

1 承継的共犯の成立範囲

犯行グループによる詐欺の犯行の企てに当初から関与し、グループの者による被害者に対する欺罔行為に基づき、錯誤に陥っている被害者からの財物の交付などの受取りを分担した場合には、受領行為だけに関与した者であったとしても、犯行当初時点における共謀が存在する限り、実務上、共同正犯の成立に支障はない。これに対して、犯行当初からの詐欺の犯行に関する共謀が存在しない場合には、犯行グループによる詐欺罪の実行行為を構成する欺罔行為着手後に、詐欺の犯行に中途加担したことになるので、承継的共同正犯の問題が生じる。この場合に、中途関与者が関与前の犯行部分を含めて全体に対する共犯責任を認める積極説と、関与以後の犯行に関してのみ共犯責任を認める消極説とが対立している⁸。

かつて、大審院は、夫が強盗殺人の犯行を行った直後に、妻が手燭をかかげて夫の財物盗取を助けた事案につき、強盗殺人罪が単統一罪であることを根拠に、妻に強盗殺人罪の

従犯の成立を認めた⁹。この判例では、形式的な罪名の従属性を過度に強調して、妻の犯行全体に対する幫助犯の成立が導かれている。しかし、近時、最高裁判所は、後行関与者は関与以前の傷害結果について共同正犯としての責任を負うものではないとする判断を明言するに至っている¹⁰。最高裁の判断は、共同正犯の成立につき、因果性を根拠として共謀以前に発生した結果に関する共犯責任を否定する趣旨と理解することができる。もし、この解釈が狭義の共犯の場合についても妥当すると解するのであれば、もはや大審院の判例を維持することは困難であろう¹¹。

2 詐欺罪における中途関与と承継的共犯

最高裁の判断が示されたことにより、少なくとも共同正犯に関しては、共謀以前に発生した「結果」について共犯責任を負わないとする点は確認されたものの、この判断は、必ずしも一切の承継を排除する趣旨ではない。補足意見の中で、千葉勝美裁判官は、「強盗、恐喝、詐欺等の罪責を負わせる場合には、共謀加担前の先行者の行為の効果を利用することによって犯罪の結果について因果関係を持ち、犯罪が成立する場合がありますので、承継的共同正犯の成立を認め得るであろう」と述べている。この説示は、中間説とか限定肯定説と呼ばれる見解と類似しており、下級審の裁判例の傾向としても、こうした立場に立脚したものが多数を占めている¹²。本稿で紹介した上掲の裁判例においても、バイク便事件の【C判決】では、①の事件に関する判示の中で、加担前の詐欺行為に対する共同正犯の成立が明言されているし、【E判決】においても、詐欺の場合に、「後行者が、共謀加担前の先行者の行為の効果を利用することによって犯罪の結果に対して因果性を持」として、利用する限度において中途関与者における詐欺罪の承継的共同正犯の成立が積極的に認められているのである。

今日、学説上、共犯の成立要件として、共犯行為と正犯ないし法益侵害結果との因果性を必要とする見解（因果的共犯論）が支配的となっている。共犯の因果性を重視するのであれば、中途関与前の部分に対する因果性を認めることはできないから、承継的共犯を全面的に排除し、詐欺罪の場合にも、先行者による欺罔行為の後で関与する者の共犯責任を否定する見解も導かれ得る¹³。しかし、学説上、強盗や詐欺については、なお承継的共同正犯を積極的に認める見解が多く見られる¹⁴。

しかし、先行正犯者の欺罔行為によって被害者が既に錯誤に陥った後の段階で、財物の交付などだけに中途関与した場合、先行行為による被害者の錯誤状態を利用したことを根拠として、詐欺の犯行全体に対するに共同正犯を認める見解には、疑問を抱かざるを得ない。この見解は、利用を契機として、その限度において関与以前の（他人の）行為について遡及的な連帯責任を認めるものである。日本の因果的共犯論の立場では、共犯者各自の行為と結果との間における物理的または心理的な因果性が必要であると解されているのであり¹⁵、過去の他人の行為に対しておよそ遡及的な因果性を認めることはできないといわなければならない。この限りで、因果的共犯論の基本的な立場と、利用積極承継説の採用は、

矛盾を含んでいる。既に発生した「結果」の承継を否定しつつ、「利用」の限度で承継を肯定する理論的な根拠も、必ずしも明らかではない¹⁶。共謀成立前の「結果」につき、中途関与者において因果性の欠如を根拠に共犯責任を負わないと考えるのであれば、利用を契機とする刑事責任の遡及も許されないはずである。犯行着手後における共謀関係の形成によって、介入前の部分を含む犯行全体の共同正犯を認める裁判例は、共謀を介した共犯責任の遡及という効果を承認する結果ともなり、行為責任という原則と抵触する懸念も否定できない。この意味で、関与以後の加担についてのみ共犯責任を認める消極説を、基本的に正当であるとする。

もっとも、因果的共犯論を厳密に理解した場合に、構成要件によって特定されている暴行・脅迫を手段とする財産侵害結果、欺罔による被害者の錯誤にもとづく財産侵害結果に対して、中途関与行為が因果的であるといえるのかについては、議論の余地も生じよう。実際に、因果的共犯論を徹底する見地から、上述したように、中途関与者に対する詐欺罪の共犯を否定する見解も存在するのである。この問題は、因果的共犯論のいう「因果性」の内容や「結果」の不明確性にも起因しているように思われる。因果的共犯論を徹底し、承継的共犯を一切否定するのであれば、詐欺に中途から関与した者は無罪という帰結に至り得る。これは、確かに理論的には首尾一貫した一つの結論と考えられるものの、実際に犯行への関与事実が存在するにもかかわらず、刑事責任を否定する帰結には、具体的妥当性および刑事政策的観点からみて、なお疑問を差しはさむ余地が残る。

日本で主張されている因果的共犯論は、広義の共犯すべてを通じて、結果に対する因果性を要すると考えている。結果との因果性は、刑事責任を問う最低限の要件というべきであるから、この限りで因果的共犯論の考え方は適切である。しかし、2つの疑問が生じる。一つは、結果と因果的でありさえすれば、共同正犯として責任を問い得るのか、さらに、そこにいう「因果的」とは何を指しているのかという点についてである。共同正犯は、広義の共犯の一形式であると同時に、刑法第60条はその効果として「正犯」の責任を負担させている。共犯性の側面において各関与者の行為と結果に対する因果性を検討することは必要であるが、これは必要条件であって、十分条件ではない。共同正犯は「正犯」として責任を問われる以上、共同者によって惹起された犯行全体の事態に対する正犯責任を導く根拠も、探らなければならない。ドイツでは、共同者間における分業を契機とする連帯責任と位置づける見解が多い。すなわち、共同者による機能的な犯行の支配¹⁷（構成要件に該当する事象の支配）が、単独正犯の場合とは異なった連帯的な正犯責任を基礎づけるのである。このような見方は、正犯とされる共同正犯と狭義の共犯とを構造的に区別する理解を前提としていると考えることができる¹⁸。日本の因果的共犯論は、一おそらく結果無価値論と結びついて主張された事情もあって一結果との因果性だけを一面的に強調する結果、共同正犯と狭義の共犯との構造的な区別の認識を相対化させ過ぎているのではないだろうか。まさに、こうした理解が、共同正犯と従犯との差異を曖昧なものとし、中途関与者における故意の問題や正犯・共犯責任の不明確化を招いているように思われる。

共同正犯と従犯との構造的な違いを前提とすれば、中途関与者の罪責についても、共同正犯の場合と幫助犯の場合とを区別して考察すべきであろう。すなわち、共同者による機能的な犯行の支配に、共同正犯における正犯としての連帯責任の契機を求めるのであれば、中途関与者は、関与以後の事態に対してしか支配を及ぼしておらず、犯行全体の共同正犯の成立を認めることはできないというべきである。他方、従犯は、正犯を幫助すれば足りる。正犯の犯行を認識しながら、その犯行が完成する前に加担し、正犯の犯行を可能にしたり、容易にしたり、あるいは確実にすることによって、従犯の成立が認められるのである。この立場を前提とすれば、詐欺に中途関与する場合には、欺罔により相手方が錯誤に陥り、これにもとづいて財物を騙取するという一連の事象経過について共同の犯行支配を要し、欺罔という先行事実には関与していない中途関与者に詐欺罪の共同正犯を認めることはできないが、既に行われている正犯による詐欺の実現に際し、正犯者の犯行を認識しながら、その犯行を援助した事実が認められる限り、中途関与者に詐欺罪に対する幫助犯を肯定することは可能である¹⁹。したがって、受取りに加担した中途関与者について、私見によれば、詐欺罪の従犯の成立を検討すべきである。

IV 犯行発覚後の被害者からの受取り行為の可罰性

1 下級審の判断

Iで紹介した事件では、捜査当局による「だまされた振り」作戦により、被害者が既に詐欺であることを見破り、もっぱら捜査への協力のために、偽装して発送等が行われている。この結果、受取りだけに中途関与した者は、既に犯行が未遂に終わった後に、関与していることとなり、この点が、裁判でも大きな争点となっている。弁護人は、既に犯行が発覚し、未遂に終わっている後の段階で、錯誤に陥っているわけではない被害者から送られてきた物を受け取ったに過ぎず、犯行自体に対する分担関与は認められないと主張した。理由付けには多少違いがあるものの、基本的にこの主張を受け入れて、【A判決】、バイク便事件の②についての【C判決】それに【E判決】は、無罪を言い渡しているのである。【A判決】では、既に詐欺既遂の現実的危険が消失しており、既に発生している詐欺未遂の結果との因果関係をもちえないことが、共同正犯の責任を否定する理由となっている。【E判決】も、因果的共犯論および未遂犯の処罰根拠を結果発生危険性に求める立場を前提に、受取りへの関与が既に惹起された未遂結果と因果関係を欠き、もはや詐欺の結果発生危険性を有しない点に、詐欺未遂罪の共同正犯を否定する根拠を見出しているのである。これに対して、検察は、不能犯の理論を援用することにより、もはや犯行の実現ないし既遂結果の惹起が客観的に不可能であるとしても、具体的危険説の基準に照らして、なお犯罪の実行行為性を認めることができ、だまされた振り作戦による荷物等の受取りについても、詐欺罪を構成する実行行為であると評価できるので、詐欺未遂罪の共同正犯が成立すると反論を展開した。控訴審では、【B判決】、【F判決】がこうした反論を認めて、有罪を言い

渡しており、【D判決】においても、一バイク便事件②につき、結論としては、無罪判決を維持しているが一検察のこの主張自体は受け入れられている。

2 不能犯論の援用について

だまされた振り作戦が実施される場合には、被害者が詐欺に気づいた時点で、犯行自体は既に失敗しており、被害者による交付は、詐欺とは無関係に、もっぱら警察の捜査に協力するために行われたものに過ぎない。そうすると、その交付は、欺罔行為による錯誤に基づくものではないので、欺罔と交付の間にもはや因果関係は存在していない。したがって、その交付を受けるという形態で、荷物の受取りに関与したとしても、そもそも詐欺罪における犯行の分担関与という事実自体が欠如している可能性が生じているのであり、無罪を言い渡した裁判例は、実質的にはこの点を考慮して、(共同正犯としての)犯罪の不成立を導いていると考えることができる。この点に関して、検察は、被害者が詐欺であると知り、だまされた振り作戦が採られた状況での荷物の受取りであったとしても、不能犯の問題と同様に把握し、その受取り行為自体の犯罪の実行行為性を論証することによって、なお犯行の分担実行であることを根拠づけようとしている。控訴審では、検察の主張に沿う形で、具体的危険説の判断基準に依拠しながら、危険の有無について判断されている。すなわち、一般人の認識し得た事情と行為者が特に認識していた事情を基礎にして、一般人の観点から危険性について判断されているのである。この基準を中途関与者の受取りについて適用する際に、控訴審の各裁判例は、行為の時点において、だまされた振りによる荷物の送付であることは、行為者も認識しておらず、また一般人も知り得なかった事情であることから、この事情を排除して一般人の見地から判断すると、詐欺の既遂結果が発生する現実的危険性を認めることができるとして、受取り行為に、詐欺罪の実行行為性を肯定した。【E判決】だけが、被害者が錯誤を脱し、だまされた振り作戦によって荷物が送られたという事情も基礎事情として判断し、結果発生危険性を否定している。可罰的な未遂としての当該行為の(現実的)危険性の有無に関する判断であるから、詐欺の犯行を認識している行為者の受取りの危険性を判断するに際しては、その荷物について既に詐欺であることが発覚し、だまされた振り作戦にもとづく偽装されたものであることを、一般人の立場から見て認識可能であったかどうかを検討すべきである²⁰。【E判決】は、行為時において客観的に存在するあらゆる事情を基礎として、事後的な判断を下すものであって、具体的危険説の判断の枠組みを逸脱しているように思われる。具体的危険説によって判断を行うのであれば、だまされた振り作戦等の事情は判断資料から排除されるべきであろう。

確かに、不能犯論を援用してその実行行為性を問題とすることは理論的に十分可能である。ただ、もしそうだとすると、同一人による場合にも、欺罔した時点で実行が認められ、その後被害者が詐欺だと知りながら憐憫の情から財物を交付した時点にも、重ねて実行が認められるので、2つの詐欺未遂罪が成立する結果となるだろう。このような結論については、やや技巧的な印象を拭き切れず、なお検討を要するよう思われる。加えて、詐欺

罪の認識をもってする財物の受取り行為自体が、詐欺罪を構成する実行行為であるとするならば、共謀の有無にかかわらず、詐欺未遂罪の単独正犯が成立するという結論に至る。しかし、このような結論には疑問がある。詐欺罪は、欺罔行為によって相手方が錯誤に陥り、それに基づく財産的処分行為を通じて、行為者が財産上の利得・利益を獲得する犯罪類型であり、欺罔行為も処分行為を受ける行為も、あくまでも、詐欺罪を構成する（一連の）実行行為の一要素と見るべきである。この点で、ある部分だけを取り上げて、その実行行為性を論証しようとするアプローチには、なお説明すべき課題が残されているといえよう。

3 発覚後の関与と共犯の成否

日本の因果的共犯論は、共犯すべての形式について、その処罰根拠を、共犯者各自の行為と法益侵害結果との間における物理的または心理的な因果性に求める見解である。本稿が対象とする事例では、犯行途中からはじめて関与し、その時点で既に犯行が発覚しており、未遂状態となっているのであれば、中途関与者の行為は、この未遂状態の惹起にかななる因果性も認められず、かつ偽装の荷物を受け取っても、法益侵害をもたらす効果を生じていないので、このような因果的共犯論によれば、共犯の成立要件を満たさず、共犯成立を否認するという帰結も、論理的に首尾一貫した考えとすることができる。まさに、【A判決】や【E判決】に典型的に示される考え方である。仮に、その犯罪性が否定されるのであれば、受取り関与者の犯人性も消失し、現行犯逮捕の適法性にも影響を及ぼしかねない。組織的詐欺であることを（未必的にでも）認識して、被害者からの交付に関与する事実が存在するにもかかわらず、だまされた振り作戦が採られたために、当罰性が消滅するという結論を承認することになれば、刑事政策的に大きな問題が生じることも予想される。

因果的でないとして犯罪の成立を否定する見方は、一そして反対に、不能犯論を援用して受取りの実行行為性を根拠づける立場についても一、やや偏った前提に立っているように思われる。そこでは、欺罔と受領とを分解し、別個独立に共犯者の関与について検討されているのであるが、このような認識は必ずしも適切とはいえない。受領行為は、共犯者によって計画された犯行の一部を構成するものであって、中途関与者においてもこの事情を認識しながら関与しているのであるから、後続する中途関与者の行為は、先行する行為と連続した、一あるいはそれに接続された一連の犯行として把握すべきである。すなわち、先行する欺罔行為と（黙示的な）意思連絡を契機とする中途関与者の受取りとを、詐欺に係る一体の犯行と捉えるべきである。詐欺としての犯行の一体性を前提とするならば、この全体の犯行とそれにもとづく詐欺罪の結果との因果関係が問題とされるべきであり、被害者が欺罔による錯誤を脱し、偽装の荷物を送ったのであれば、その犯行は最終的に既遂結果に至らず、未遂に止まったということになる。他者に属する法益を直接攻撃する一般の結果犯であれば、犯行の進行プロセスと結果の発生とは不可分に結合しており、侵害結果の発生時期と犯行の終了時期とは通常一致している。しかし、詐欺罪は、欺罔、相手方の錯誤そしてそれに基づく処分行為という特定された一連の因果経路を、結果との間に

要求されている特殊な犯罪類型である。このために、犯行が継続し、未だ終了していない段階においても、一たとえば、本稿の諸事例のように一相手の錯誤からの脱却などの事情により、既遂に至り得ない事態が生じるのである。このような場合には、犯行自体の遂行の終了と犯罪評価としての未遂・既遂の時期が一致しないことも当然想定できるのであって、もはや既遂に至ることはないであろうという状態にあっても、なお犯行そのものは続いているという事態は必ずしも不思議なことではない。この点で、【A判決】や【E判決】は、一般的な結果犯の場合に妥当するロジックをそのまま詐欺罪の場合にも適用しようとしているのではないだろうか。加えて、これらの判決では、被害者側の犯行認知にもとづいて、法益侵害の可能性が完全に排除されているのであるが、この点の理解についても、疑問を抱かざるを得ない。わたくしは、組織的詐欺であることを認識しながら、意思を通じて介入し、偽装の荷物の受取りに関与した場合に、まず一連の犯行と把握したうえで、こうした犯行における結果発生の危険性について判断を行うべきであると考え。財物等の受領は、計画上犯行の完成に必要な要素であり、犯罪実現を可能にするものであるから、受取りへの関与について一般的に詐欺罪の犯罪実現に対する危険を認めることができる。そして、詐欺グループが詐欺の犯行の遂行を意図しながら、受け取らせようとしている限り、被害者の財産に対する攻撃は継続しているのであり、被害者が犯行を見破っていたとしても、財産に対する法益侵害の脅威は依然として消え失せていないと見るべきである。したがって、犯行発覚後の受取りについても、なお財産に向けられた脅威をとまなう関与であって、犯罪遂行のリスクを随伴する寄与に該当すると判断するのが相当である。たとえば、実際には、結果的に（事後的に見て）犯罪の実現にまったく役に立たなかったとしても、この事実は犯罪の成否そのものを左右する訳ではない。組織的な詐欺であるとの認識の下、犯行グループに加担する意思で受取りに関与した場合、結果的には有効でなかったとしても、なお犯罪の危険の維持ないし持続に寄与すると認められる限り、詐欺罪の幫助犯を認めることは可能である²¹。

V 共謀の成否

1 共謀の立証

特殊詐欺において、犯行グループと見られる氏名不詳者と被告人となった受取り役の者との共謀の立証については、既に別稿²²で検討を行った。犯行グループとの当初からの共謀が認められない場合でも、受取り役の者が、詐欺であることを認識しながら、犯行グループと見られる者の指示に従って、財物の交付に関与するという詐欺罪を構成する分担行為が実際に行われたのであれば、実務上、受取りの関与時点において、犯行グループとの黙示的な共謀は十分推認できるとして、共謀の成立が認められている²³。このような共謀に関する認定方法は、上記の諸裁判例でも採用されている。ここでは、とくに【B判決】において、共謀に関する証明が証拠上十分でないとして、共謀が認められなかった点を取り

上げ、検討しておきたい。

2 日常行為と故意・共謀の立証

便利屋事件、バイク便事件では、犯行グループが騙取に係る財物の取得を、一般の社会的な営業活動を利用して行っている点に特徴がある。このような一般的な社会活動に紛れて、その裏で犯行の実現を画策するもので、手口の巧妙化を看取することができる。このようなケースでは、理論的には、いわゆる日常行為（中立的行為）の問題とも関連することになり、関与者の可罰性について議論されている。もともと、実体法上、日常的な契約にもとづく義務の履行であることが、直ちに免責の根拠になるわけではない²⁴。しかし、一般的な報酬・料金の程度対価を得たに過ぎないのであれば、他の特段の事情が存在しない限り、社会的に相当な普通の営業活動であるとの主張も可能である。この場合、立証上、不法にわたる詐欺の犯意および犯行に対する共謀を認定することが困難になってくることは避けられないだろう。【B判決】が共謀の証明を不十分としているのも、このような背景に由来する判断であるように思われる。すなわち、【B判決】では、Xは、氏名不詳者からの依頼について、①過去に内容物が書類といわれて受け取った中身を確認し、問題はないと思っており、②仕事の内容が転送することだけであり、また③とくに高額な料金を得ていた事実も認められないことなどの事情に照らして、詐欺罪の故意および共謀を証明できるより積極的な証拠に乏しいと評価されたのであろう。これに対して、バイク便事件では、Yにおいて、①その都度異なる空室で荷物を受け取るという仕事内容であり、②通常の料金と比較してかなり高額の報酬を得ている事情が認められることから、仕事内容および報酬の特異性に基づき、犯意および共謀の認定にあたって格別の障碍はなかったといえよう。なお、私見のように、従犯のみを肯定する場合には、片面的にも成立し得、先行者との意思連絡の立証は必ずしも必要ではない。

VI おわりに

犯行グループによる特殊詐欺の手口は、ますます多様化、巧妙化しており、組織的な犯行グループの実態解明と摘発は、跡を絶たない被害を食い止めるために、焦眉の課題となっている。こうした状況の中で、だまされた振り作戦は、重要な糸口を探る有効な手段である。第1審の段階では、この作戦が採られた事案に関連して、上述したように、因果性の欠如を根拠として、犯行発覚後の受取りに関与した被告人に無罪判決も見られたものの、控訴審では覆されており、実務の上では、この問題は収束の方向に向かっていると考えられる（※）。一方、理論的には、因果的共犯論が支配的である現在、困難な課題が突き付けられたままである。とくに、共犯行為と結果との因果性というテーゼだけは、学説上広く一般に受け入れられているものの、因果的であるということの内実については、実は必ずしも明確ではないという現状を、再認識する必要があるのではないだろうか²⁵。裁判例が提起する課

題に、理論がどのように取り組み、解決を図っていくのか、今後の大きな課題であるといえよう。

¹ 「特殊詐欺」とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺をいい、振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺）及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺（金融商品等取引名目の特殊詐欺及びその他の特殊詐欺）を総称したものをいう（警察庁 HP「特殊詐欺対策」http://npa.go.jp/safetilife/seianki31/1_hurikome.htm。〈2017年10月30日アクセス〉。被害状況等についても、同ウェブサイト参照）。

² 判例秘書 L07150802。

³ 判例秘書 L07120445。本判決の批評として、橋本正博（2017）、「詐欺に気づいた被害者が模擬現金入りの荷物を発送した後荷物受領依頼を受ける行為と詐欺罪の共同正犯」、『平成28年度重要判例解説』、164頁。この判決における不能犯論の判断基準およびその適用に関する判断を支持するものとして、安田拓人（2017）、「振り込め詐欺における騙されたふり作戦と不能犯との区別」、『法学教室』、437号、146頁。

⁴ 判例秘書 L07150741。

⁵ LEX/DB25544658。この判決を支持するものとして、是木誠（2017）、「いわゆる『だまされたふり作戦』が実施された特殊詐欺事案において『受け子』につき詐欺罪の共同正犯の成立を認めた事例」、『警察学論集』、70巻2号、166頁。

⁶ 判例秘書 L07150746。この判決に対する批判として、前田雅英（2017）、「『だまされたふり捜査と』と詐欺未遂罪の承継的共同正犯」、『捜査研究』、795号、49頁。

⁷ 判例秘書 L07220189

⁸ 学説および判例の詳細については、照沼亮介（2005）、『体系的共犯論と刑事不法論』、弘文堂、213 - 248頁参照。

⁹ 大審院昭和13年11月18日判決（刑集17巻21号839頁）。

¹⁰ 最高裁平成24年11月6日決定（刑集66巻11号1281頁）。

¹¹ 高橋則夫（2014）、「承継的共同正犯について」、井田良ほか編『川端博先生古稀記念論文集 [上巻]』、成文堂、557-558頁。

¹² 照沼（2005）、228-236頁、高橋直哉（2007）、「承継的共犯に関する一考察」、『法学新報』、113巻3・4号、144頁参照。

¹³ 実際に、この結論を採るものとして、相内信（1983）、「承継的共犯について」、『金沢法学』、25巻2号、43頁、林幹人（2008）、『刑法総論 [第2版]』、東京大学出版会、383頁。また、中途関与者が、被害者から直接財物等を受け取った場合には、その時点における挙動ないし不作為による欺罔の成立可能性があることを指摘しつつ、このような事情がない場合に詐欺の承継を否定する見解として、小林憲太郎（2014）、「いわゆる承継的共犯をめぐって」、『研修』、791号、11-12頁。

¹⁴ たとえば、平野龍一（1975）、『刑法総論Ⅱ』、有斐閣、383頁、藤木英雄（1975）、『刑法講義総論』、弘文堂、291頁、前田雅英（2015）、『刑法総論講義 第6版』、東京大学出版会、359-360頁、西田典之（2010）、『刑法総論 第2版』、弘文堂、366 - 367頁、佐伯仁志（2013）、『刑法総論の考え方・楽しみ方』、有斐閣、387頁、西田典之ほか編（2010）、『注釈刑法 第1巻 総論 § § 1~72』、有斐閣、860頁〔島田聡一郎〕、松澤伸（2015）、「振り込め詐欺をめぐる諸問題」、『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』、18-19頁など。このほか、因果的共犯論と

の整合性を維持し、かつ結論の具体的妥当性に配慮した理論構成を探り、強盗、詐欺などの場合の中途関与行為を、不作為による強盗、詐欺として評価して共犯成立の根拠づけを試みる見解も主張されている(山口厚(2016A)、『刑法総論 第3版』、有斐閣、373-374頁、同(2016B)、「承継的共犯論の新展開」、『法曹時報』、68巻2号、17頁)。

¹⁵ 平野龍一(1981)、『犯罪論の諸問題(上)総論』、有斐閣、167頁、大越義久(1981)、『共犯の処罰根拠』、成文堂、67頁、西田(2010)、336-338頁、西田典之(2010)、『共犯理論の展開』、成文堂、25頁、町野朔(1994)、「惹起説の整備・点検」、松尾浩也ほか編『刑事法学の現代的状況 内藤謙先生古稀祝賀』、有斐閣、113頁、林(2008)、375頁、山口(2016A)、320頁、豊田兼彦(2009)、『共犯の処罰根拠と客観的帰属』、成文堂、31頁など。

¹⁶ 山口(2016B)、10-15頁、松原芳博(2015)、「承継的共犯」、高橋則夫ほか編『野村稔先生古稀祝賀論文集』、成文堂、195-201頁参照。

¹⁷ Roxin,C.(2015),*Täterschaft und Tatherrschaft,9.Aufl.,DeGruyter,SS.275-282.,ders(2003),Strafrecht,Allgemeiner Teil.,Bd. II ,C.H.Beck, § 25 Rn.188.* 日本でも、このような考え方を基本的に採るものとして、井田良(2008)、『講義刑法学・総論』、有斐閣、473頁、橋本正博(2005)、『「行為支配論」と正犯理論』、有斐閣、155頁、照沼(2005)、138-155頁、照沼亮介(2014)、「共同正犯の理論的基礎と成立要件」、岩瀬徹ほか編『町野朔先生古稀記念 刑事法・医事法の新たな展開 上巻』、信山社、249頁など。

¹⁸ この点につき、斎藤誠二(1995)、「共犯の処罰の根拠についての管見」、西原春夫＝渥美東洋編『刑事法学の新動向 下村康正先生古稀祝賀 上巻』、成文堂、6頁、同(1999)、「いわゆる承継的共同正犯の成否」、『法学新報』、105巻4・5号、333頁参照。このほか、照沼亮介(2009)、「共同正犯と幫助犯—承継的共犯を素材として—」、『刑法雑誌』、48巻3号、345-348頁。さらに、行動規範論の観点による区別として、小島秀夫(2015)、『幫助犯の規範構造と処罰根拠』、成文堂、144-145頁、153頁。

¹⁹ Roxin(2003), § 26 Rn.263. 斎藤誠二(1985)、「承継的共同正犯をめぐる」、『筑波法政』、8号、20頁、上野幸彦(1984)、「承継的共同正犯論の批判的検討」、『法学研究年報』、14号、41頁、井田(2008)、473頁、照沼(2005)、247頁、斎藤信治(2008)、『刑法総論 第6版』、有斐閣、274-275頁、高橋則夫(2016)、『刑法総論 第3版』、成文堂、461頁、高橋則夫(2014)、575頁、橋本正博(2014)、『承継的共同正犯』について、井田良ほか編『川端博先生古稀記念論文集 [上巻]』、成文堂、591-592頁、小島(2015)、147頁。なお、承継否定説に立ちつつ、詐欺等の後行関与者に、占有離脱物横領罪を認める見解として、松原芳博(2017)、『刑法総論 第2版』、日本評論社、411頁、さらに恐喝罪につき、従犯の成立可能性を肯定する見解として、山中敬一(2015)、『刑法総論 第3版』、成文堂、963頁。

²⁰ 安田(2017)、146頁。

²¹ この点につき、上野幸彦(2004)、「幫助犯における因果連関と客観的帰責」、『日本法学』、70巻3号、117-118頁。

²² 上野幸彦(2017年)、「判例批評 他人の親族になりすまして行う詐欺の現金受取役を担った被告人と指示役の氏名不詳者との間の共犯関係」、『刑事法ジャーナル』、53巻、136-141頁。

²³ 朝山芳史(2014年)、「実務における共同正犯論」、『刑法雑誌』、53巻2号、189-190頁、加藤経将(2015年)、「いわゆる受け子の故意に関する捜査とその立証について」、『警察学論集』、68巻11号、52頁、高橋康明(2017年)、「オレオレ詐欺事案における受け子の犯罪の成否について」、『警察学論集』、70巻3号、156頁参照。

²⁴ Vgl.,Roxin(2003), § 25 Rn.233. 上野幸彦(2011)、「日常行為と可罰的幫助」、『日本法学』、77巻1号、71-73頁。

²⁵ もっとも、近時、たとえば、上掲の高橋直哉(2007)、151-156頁、十河太朗(2012)、「承

継的共犯の一考察』、『同志社法学』、64 卷 3 号、362-372 頁、同（2016）、「承継的共犯論の現状と課題」、川端博ほか編『理論刑法学の探究⑨』、142-150 頁などに見られるように、共犯における因果性を詳細に分析して検討する研究も行われるようになってきている。そこでは、既遂結果の場合についての結論は示されているが、本稿で取り上げたような事案についての帰結は、なお明らかではない。

※脱稿後、F 判決に対する最高裁の上告審の判断（最高裁第 3 小法廷平成 29 年 12 月 11 日決定・判例秘書 L07210095）が示され、詐欺未遂罪の共同正犯を認めた原判決の正当性が承認された。これにより、実務上の取扱いは、確定したことになる。本決定については、前田雅英教授による詳細な分析・コメントが寄せられている（同「特殊詐欺に途中から加わった『受け子』の共同正犯の成否～最高裁平成 29 年 12 月 11 日決定詐欺未遂被告事件～」WLJ 判例コラム臨時号第 124 号所載）。



危機管理教育に資するための科目間連携を活用した地域連携型教育の実証研究¹

日本大学危機管理学部 准教授 木村 敦

- I 危機管理教育における地域連携教育の必要性と課題
- II 地域連携教育「SNS 市民講座」における科目間連携の取組み
- III 各科目の実施概略
- IV 効果検証
- V 考察

I 危機管理教育における地域連携教育の必要性と課題

1 大学教育における地域連携教育の必要性

近年、大学の役割の1つとして地域社会との連携が重視されている。文部科学省中央教育審議会平成17年答申「我が国の高等教育の将来像」では、大学の機能分化の一側面として社会貢献を挙げた上で、新時代における大学教育の在り方として地域社会との連携の必要性を提起している²。同様に、平成24年答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」³においても、地域のニーズを踏まえた教室外学修プログラムの必要性に関する記述があり、地域や社会に「開かれた大学づくり」が大学喫緊の課題となっている⁴。地域連携は教育効果の面で大学側にも利益が見込まれる。たとえば、学生が地域社会フィールドにおける社会体験や現実の課題解決に取り組むことで、講義のみでは修得が難しい社会的に要請される能力の育成やアクティブ・ラーニングの機会を得ることができる。そのため、地域連携は教育の質的転換を図る1つのアプローチとして注目されており、地域連携教育に取り組む大学は増加している⁵。

地域連携教育の実施に際しては、大学としての教育効果と受入れ地域側への効果の両者を考慮する必要がある。大澤⁵はこの観点から現行の地域連携教育の類型化を行い、図表1に示す6類型にまとめた。この類型によると、教育効果と地域への効果の両立を期待できる型としては「専門的知識供与型」が挙げられる。これは学生が主体となって学部学科の専門知識・技能を活用して地域の課題解決に取り組むものであり、大学が行う地域連携教育として理想的な型とされる。

図表 1 地域連携教育の類型 (大澤⁵ (157-160 頁, 一部編集))

類型	学修効果			地域への効果
	知識習得	問題発見	問題解決	
社会見学 (実習) 型	○	×	×	× ほとんどない
純ボランティア型	△	×	×	○ 労力提供
自主事業型	△	△	○	△ にぎやかし, 労力提供, サポーター
「外の目」型	△	○	△	△ 外部の目による気づき
専門知識供与型	○	○	○	○ 地域課題の解決
協働学習型	△	○	○	○ 地域課題の発見と解決に向けた地域の主体的行動と学習意欲の醸成

2 危機管理教育における地域連携教育の有効性

危機管理の専門的教育を考える上でも、専門知識供与型の地域連携教育には大きな教育効果が期待できる。福田⁶は、危機管理学がカバーする活動には「リスクマネジメント (risk management)」と「クライシスマネジメント (crisis management)」の両者が含まれると指摘している。前者は危機が発生する以前にその危機を予防し、回避したり被害を最小化する活動であり、後者は危機が発生した後に人々の生命や生活を守るための救助や復旧活動、復興などの活動を指す⁶。また、これらの危機管理を実践する主体として、公助以外に自助、互助、共助レベルでも危機管理を担う必要性を論じている。ここで論じられているような個人や地域コミュニティレベルでのリスクマネジメントを実現する上では、市民に対する啓発や安全教育活動が不可欠となる。すなわち、危機管理に関する社会教育活動を通じて市民の「リスク・リテラシー (risk literacy)」(リスクに対する知識・対処能力)を高め、リスクに対する不安を適切な対応行動・対策に結び付ける必要がある⁷。そこで、危機管理教育の中でも、市民教育の実践を通じて一般市民の危機に対する意識や準備状況を把握するとともに、専門的見地からの情報提供や意見交流の機会を設ける経験を積むことは、危機管理の実務スキルや態度を修得する上で有効と考えられる。また、近年、防災分野における互助や共助の重要性が議論されているが⁸、危機管理に関する地域連携教育の継続的实施は、地域コミュニティにおけるソーシャル・キャピタル (social capital) の醸成にも寄与すると考えられる。さらに、社会科学を専攻する大学生を対象としてリスクに対する社会的施策・社会教育に関わる態度を調査した福田^{7,9}においても、リスクに対する社会的対応として「社会安全・危機管理のために地域社会がもっと結束すべきだ」という態度に対する支持が 87.3%と最も多かった。このように、危機管理において地域社会との連携関係の醸成は重要な要因であり、それを実践できる人材を育成するためには危機管理教育の中で専門性を活かした地域連携や市民教育に携わる経験を積ませることが有効なアプローチの1つといえよう。

危機管理学の専門性ならびに学生が主体的に参画可能な専門知識供与型地域連携教育の1つの例として、SNS (social networking sites/services) の安全利用に関する講座が挙げ

られる¹⁰。SNSは震災時に被災状況の確認手段として利用されるなど公益性を兼ね備えたコミュニケーションツールといえるが、一方で様々な利用リスクも存在する¹¹。すなわち、SNS利用者が社会通念上不適切な言動を投稿して問題となる事例や、個人情報漏えい、犯罪等に巻き込まれる事例が近年益々増加しており、SNSモラルやリテラシーの向上が社会喫緊の課題となっている^{12,13}。金山¹⁴が2016年に実施したサイバー犯罪被害実態調査においても、名誉棄損・誹謗中傷被害カテゴリの中で「侮辱的な文言等を掲示板、SNS、ラインに書き込まれた」「侮辱的な文言等を自分のブログ、ツイッターなどに書き込まれた」といったSNS関連のトラブルが占める割合は高いことが示されている。とくに若年者がSNSなどコミュニティサイト利用を通じて犯罪に巻き込まれる事件も増加しており^{14,15}、早期からの情報リスク教育の必要性は高い。この問題における本学の対策としては、たとえば、公式ホームページに「ソーシャルメディアポリシー」を掲載し、個人がソーシャルメディアを利用する際の注意事項を明記して安全利用を啓発している¹⁶。一方で、各学部が地域・社会連携の中でこの問題について具体的な取組みを行った事例は少ない。危機管理学部はオールハザード・アプローチのもと情報セキュリティを1つの専門展開領域としており、たとえばオープンキャンパスでも情報モラルに関する体験授業が開催されるなど、SNSの安全利用は地域連携型危機管理教育の題材として妥当性の高いテーマの1つといえる。

また、SNSの安全利用に関する教育はリスクコミュニケーション (risk communication) の側面からも重要なテーマといえる。リスクコミュニケーションは、「リスクのより適切なマネジメントのために、社会の各層が対話・共考・協働を通じて、多様な情報及び見方の共有を図る活動」¹⁷と定義されるが、その具体的な目的の1つに「個人のリスク認知を変えリスク対処のために適切な行動に結びつけること」¹⁷がある。たとえば、SNS利用者においても、「自分は他者と比較してSNS利用上のトラブルに巻き込まれにくい」などと自己リスクを楽観視する第三者知覚 (third-person perception) が存在することが先行研究により示されている¹⁸。また、情報モラル教育のコンテンツは「これをやってはいけない」という利用制限につながる話題になりがちであるが¹⁹、中高生にとってSNSは学校の友人同士の関係維持において重要なツールとなっている場合も多く、それら当事者の事情を考慮せずただ危険性を羅列するような伝え方である場合には、教育内容に対する生徒からの心理的反発 (psychological reactance)²⁰も懸念される。そこで、若年者向けの情報リスク教育においては、受講者がリスクを他人事ではなく自分のこととして主体的に考えられるような「伝え方の工夫」が重要となる。この問題の解決案の1つとして、受講者と比較的世代の近い「学生」が講師となるピア・エデュケーション (peer education; 仲間による教育) が挙げられる。これはたとえば、専門的知識を紹介しつつも、自分の実生活の中で知識通りの対策行動が適用できなかった事例等を挙げた上で、受講者にもSNSの安全な利用法について主体的に考えさせるような手法である。ピア・エデュケーションはいじめ問題や就職活動など若年者に身近な問題を考えさせる学習において高い効果が報告されており²¹⁻²³、

SNSの安全利用というテーマにおいても有効性が期待されている²⁴。本学部は情報セキュリティの専門性に加え、リスクコミュニケーション論や社会心理学といった一般市民へのリスクコミュニケーションやリスク認知に関わる高度な知識・技能を修得できるカリキュラムを有している。そこで、より専門性の高い情報リスク教育を地域の中高生に提供することも可能であろう。また、学生にとっても、上述の講義科目を通じて学修したリスクコミュニケーションに関する知識や留意点をフィールドで実践・検証する機会を得ることは、将来、危機管理の実務の中でリスクに関する教育や啓発に携わる上で有益な経験となる。飛躍的な進展を続ける情報通信領域においては、従来にない新たな脅威に対する市民の十分な理解を助ける役割が必要とされているが²⁵、地域の中高生向けSNS安全利用講座は、「危機管理学部」の「学生」が取り組むべき専門知識供与型地域連携教育の好例といえる。

3 専門知識供与型地域連携教育の課題

一方で、専門知識供与型は学生の専門的習熟が不可欠であり、また専門性の高さゆえ準備・実施において地域側よりも大学側が主導すべき事項が多くなることや、他の地域連携教育の類型と比較して長期間の関与が必要となることが想定される。そのため、担当する教員や学生にかかる労力負担が大きく、大学教育プログラムとしての「持続可能性」(sustainability)が低いことが現実的課題として挙げられている⁵。この課題を解決するには、活動の持続可能性にも留意し、準備にかかる労力の軽減や分散、効率化のための取組みを積極的に導入することが有効と考えられる。

筆者は上述の問題意識のもと、持続可能な専門的知識供与型地域連携教育を実現する上での学部教育システム効率化の一案として、「科目間連携」(inter-classes coordination)に着目した。科目間連携とは、ひろくカリキュラム上で関連性の高い科目同士についてカリキュラムマップ等で可視化したり、関連する科目の履修時期の調整やチームティーチングなどにより学生の学修を支援することとされる²⁶。本論説では、とくにカリキュラム上で関連性の高い科目同士の履修時期や、関連性の高い大学行事のプログラムを調整することで学生の効果的・効率的な専門的学修を促す取組みを科目間連携と定義して論じる。学生の主体的学修の効果を向上させる上で科目間連携が有効であるとする議論はすでにあるが²⁶、具体的にどのような科目と連携させると効果や効率が上がるか、異なる科目同士を連携させる上での留意点は何か、といった科目間連携運用上の参照となる具体的な知見はまだ少ない。

4 本論説の目的

本論説では、若年者を対象としたSNSの安全利用に関わるリスクコミュニケーションの実践報告を行う中で、危機管理に関わる質の高い専門知識供与型地域連携教育を実現するための科目間連携の取組みについて、各科目受講者の評価などから効果検証を行うことを目的とする。事例としては、筆者が東京電機大学情報環境学部在職時にプロジェクト科

目の中で担当した地域連携教育「学生講師による SNS 市民講座」を取り上げ、連携科目の選定や実施内容、連携効果について報告する。工学を基幹とする理系学部の事例ではあるが、本論説で論じる (1) 中高生を対象とした情報モラル講座という危機管理に関わる専門知識供与型地域連携教育の実践事例、(2) 地域連携教育の質を高めるために学部内の他科目との互恵的な連携関係を築くというアプローチおよびその実行上の工夫・留意点、(3) 地域連携教育や科目間連携についての定量的な効果検証データに関する知見は、情報モラル教育に限らず防災教育や有事の際の避難行動、救助支援、テロ対策などオールハザード・アプローチのもとで展開される多彩な危機管理地域連携教育の運用においてそれぞれ有益な示唆を提供し得るものと考えられる。

II 地域連携教育「SNS 市民講座」における科目間連携の取組み

1 本論説で取り上げる SNS 市民講座の概略

東京電機大学情報環境学部では、3 年次推奨のプロジェクト科目「基礎プロジェクト A/B」(前/後期、各 4 単位)の中で、地域の企業や市役所から地域の問題に関するテーマを募り、学生主体で問題解決に向けて研究開発や活動実践を行う地域連携教育を実施している。その中で 2014 年度の地域連携プロジェクトの 1 つとして千葉県印西市総務部情報管理課から提案された「学生による SNS 市民講座」を筆者の研究室(当時)で担当し、印西市立の中高生を対象とした学生講師による SNS 安全利用講座の実施を企画した。基礎プロジェクト履修者の中で本活動に応募した 2 名の 3 年次学生(男女各 1 名)²⁷が当テーマに割り当てられ、講座の準備・実施・効果検証に中心的に携わった。

地域からの応募テーマであり学内で継続的に実施してきた内容ではないため、当テーマは 4 月の前期授業開始から 12 月の講座実施までの期間に担当学生が中心となり企画作成から模索的に活動を進める必要があった。中高生を対象として SNS 利用に際しての適切なリスク理解を啓発する講座とすることから、学生講師ならでのピア・エデュケーションをどのように実現するかや、情報環境学や情報心理に関する専門性をどのようにコンテンツに盛り込むかなどを検討した。結果として、学生視点からの話題提供ができるよう、既存のテキスト^{13, 28}を用いるのではなく、これらの資料を参照しつつ学生目線での解釈や妥協点も例示したテキストを自作することとした(図表 2、図表 3)。自作テキストにおいては、社会心理学における精緻化見込みモデル(elaboration likelihood model)²⁹を参照し、SNS に対する関心が低い生徒にもテキストに目を通すきっかけが提供できるよう、各テーマについて左頁にマンガで架空の関連事例を紹介しつつ、右頁で事例や対策案、関連コラムを詳述した(図表 2)。なお、SNS 市民講座においては、中学校や高等学校の 1 時限 50 分で実施できるよう、自作テキストのうちテーマ 1~4 とテーマ 7(図表 3)について取り上げることとした。これら個人情報漏えいや誤解の問題は、若年者が比較的多く経験するトラブルであるとされる¹³。また、画像映り込みの説明を行う際に印西市内の風景・建造物の

写真を用いるなど、地元学生ならではの演出を取り入れた。さらに、ARS (audience response system) を用いて受講者参加型の質問を導入することで、受講者の SNS 利用状況や態度を把握しつつ対話的に講座を進行することとした (図表 4)。たとえば、SNS での個人情報開示においては、「多数の人と親密なつながりを形成するにはより多くの個人情報を開示する必要があるが、一方で多くの個人情報開示はプライバシーに関するリスクを高める」というプライバシー・パラドクス (privacy paradox) の問題があり³⁰、利用者はこのトレードオフの中でどの程度個人情報を発信するかを考えながら SNS を使用している³¹。この問題に関して、ARS で「どこまでなら自分の写真を公開設定の SNS 上にアップロードして大丈夫だと思いますか?」と受講者に質問し (選択肢: 1: 個人の顔写真, 2: 集合写真, 3: ぼかし済の顔, 4: 後ろ姿, 5: どれもダメ)、その結果を即時フィードバックすることで、同級生の中でも個人情報開示に関する態度が様々であることを受講者が把握できるようにした。同様に、LINE の既読無視問題についても、自分のメッセージを読んだ (既読表示のついた) 相手からいつまでに返事ほしいかを ARS で質問することで、既読無視に対する自分と他者の考え方が必ずしも同じでないことがわかるようにした (図表 4b)。このように、若年者を対象としたリスクコミュニケーションの視座を踏まえ、中高生の興味をひくような題材を用いつつ、ARS を用いて受講者が SNS 利用上のリスクを自分のこととして主体的に考えられるような講座を開発した。

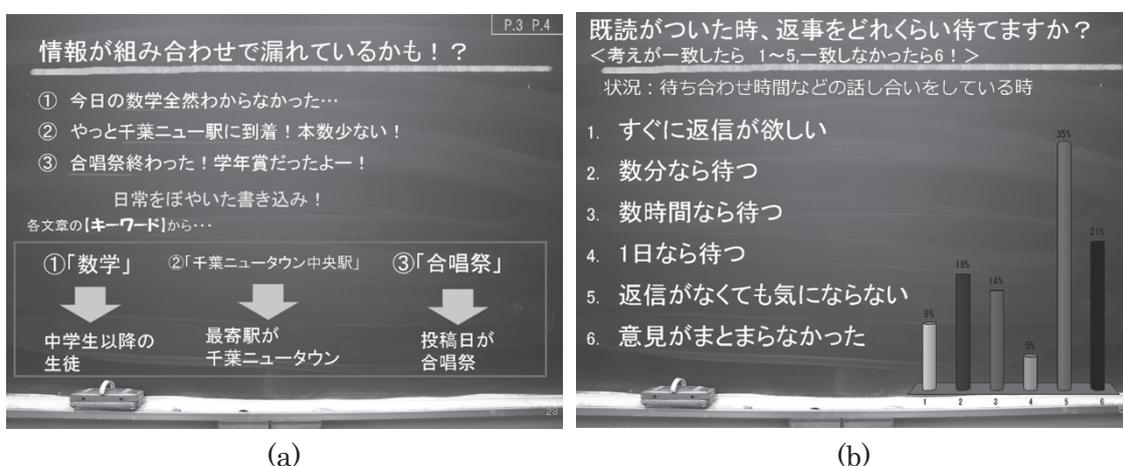
講座実施校に関しては、印西市教育委員会にて企画の周知と実施校募集を行ったところ、印西市立の中学校 2 校から中学 1 年生を対象とした講座 (2014 年 12 月、2015 年 4 月)、および市立の中学校 1 校における家庭教育学校で保護者を対象とした講座 (2014 年 12 月) の計 3 件の応募があった。講座は 3 件とも実施したが、本稿では誌面の都合上、これらのうち SNS 市民講座の当初の目的である「2014 年度内に中高生を対象として講座を実施」に該当する印西市立の中学校 (1 年生対象、2014 年 12 月実施) にのみ焦点をあてて講座および科目間連携の効果を検証することとする³²。



図表 2 学生による自作テキスト

図表 3 自作テキストの構成

項目	頁
はじめに	
個人情報漏えい（写真編）	1
個人情報漏えい（文章編）	3
文章で本心が伝わらない	5
予期せぬ拡散	7
なりすまし	9
流言・デマ	10
既読無視	11
おわりに・参考文献	



図表 4 SNS 市民講座で使用したスライドの例

(a) 地元地域の話題を用いた導入, (b) ARS による受講者参加型進行の例

2 互恵的科目間連携のデザイン

SNS 講座におけるピア・エデュケーション効果を高めるために、講座企画や教材作成までをゼロから学生が主体的に行うこととしたため、「基礎プロジェクト A・B」の授業時間のみでは十分な学修時間の確保が難しい。また、講座自体は 12 月に 1 回実施するのみであるため、4 月にプロジェクトを開始した際の間目標設定や PDCA サイクルの欠如といった問題もある。質の高いプロジェクト活動を継続するには、これらの課題について担当学生や教員の能力・努力といった個人要因のみに依存しない学修デザインが必要と考えられる。そこで、前述の科目間連携に着目し、「基礎プロジェクト A・B」以外の履修可能科目や大学行事の中で、同時期に履修・参加することで当プロジェクトにも関連する専門的知識や技能の修得が見込める学修プログラムがないかを検討した。科目間連携を実施する上で重要なことは、連携させる両科目に互恵的発展が得られることである。たとえば、一方の科目にとってはメリットがあるとしても、もう一方の科目にはメリットが見込めないような（すなわち、一方の科目のために他科目が利用される）状況では健全な科目間連携とはいえない。そこで、各科目の目標や課題を分析し、連携が科目相互の発展や課題解決に

寄与し得るかどうかを十分に考慮する必要がある。このような視点から連携が見込める科目や行事を検討したところ、地域連携型教育は「PBL 科目」、および「高大連携講座」と連携させることで科目間の互恵的発展が期待できると考えた。そこで、学部内で PBL を導入している専門科目「IT コミュニケーションと社会」、および地域の高校生を対象として学部で企画運営している「高大連携講座」と連携させた。以下に、各科目の概要および地域連携教育とどのような互恵的発展が期待できるかについて論じる。

(1) PBL 科目

専門科目「IT コミュニケーションと社会」（前期、4 年次推奨、2 単位）は、アクティブ・ラーニングの一種となる PBL を導入している科目であり、筆者が担当していた。当科目では、ICT (information and communication technology) の発展が人間社会に及ぼす影響を主として心理学および社会学の観点から解釈する講義を科目前半期に実施し、後半期には履修者が 2～3 名の班を構成し、興味ある授業関連テーマについて授業時間内外に独自に調査・議論して現状俯瞰・本質的問題の抽出・問題解決案の発表を行う PBL 型演習を実施した^{33,34}。2014 年度の授業計画を図表 5 に、学生が取り組んだテーマを図表 6 に示す。なお、PBL の成果は班単位で行う成果発表会、および個人単位で提出する期末レポートによって評価された。

PBL などアクティブ・ラーニングを運用する上で問題となりやすいのが、学生の学修意欲である。すなわち、学修意欲が低い学生が班に参加することで班全体の生産性が低下したり、質の低い成果発表が行われることで他の学生の学修機会が脅かされることが指摘されている³⁴。反対に学修意欲の高い学生が多数参加すると、班内議論の活性化や質の高い成果発表によるピア・エデュケーション効果が期待されることから、学修意欲の高い学生の確保が重要とされている³⁵。そこで、SNS 講座講師学生が当科目を履修し、SNS 講座とも関連する ICT リテラシーや情報モラル教育に関するテーマに高い意欲をもって取り組むことで、履修者全体への肯定的波及効果が期待できる。また、SNS 講座講師学生にとっても、プロジェクト以外の科目内における専門的学修時間の確保、他の履修者との意見交換機会、および成果発表会でのプレゼン経験などが確保でき、両科目の互恵的発展が見込めると考えた。そこで、SNS 講座講師学生に当科目の履修を推奨したところ 2 名とも履修し、それぞれ異なる班に割当てられて ICT リテラシー関連のテーマに取り組んだ（図表 6）。

図表 5 「IT コミュニケーションと社会」 2014 年度授業計画

週	授業計画
01	ガイダンス
02	PBL テーマ選定, 班分け
03	講義(1), PBL 演習協働自律学修
04	講義(2)
05	講義(3)
06	講義(4), PBL 演習企画検討会
07	講義(5)
08	講義(6)
09	講義学力考査
10	成果発表予告プレゼン
11	成果発表会(1)
12	成果発表会(2)
13	成果発表会(3)
14	成果発表内容に関する学習度考査
15	レポート講評, 総括

図表 6 「IT コミュニケーションと社会」 2014 年度 PBL 演習テーマ一覧

テーマ
アプローチ 1: ICT の問題を解決する ネット上における加害者とは何か* 仮想通貨の現状と課題 アカウントハッキング対策講座 SNS によるネット依存と予防策 バカッターの心理と予防*
アプローチ 2: ICT で問題を解決する 災害時に役立つ SNS 活用法 ICT で消費者の心をつかむ 社会を変える夢のゲーム GOOGLE GLASS に学ぶウェアラブルコンピュータ Active Japan ^{ICT} から見る 2020 年の日本
アプローチ 3: 探索型テーマ AR の認知向上と AR を用いた拡張現実型ゲームの製作 ビックデータで何が出来るか?

* 講師学生が所属したテーマ

(2) 高大連携講座

高大連携講座は、大学所在地付近の高校に通学する高校生を対象として大学教育を体験する機会として毎年実施されていた。各年度 4～9 月の土曜日午前 (9:00-10:50) に計 10 回開講され、各回の担当講師は前年度の 2～3 月に教員内で募集を行い調整された。高大連携教育は、高校生を対象として大学の教育資源を活用して行う教育であり、大学教員が高校生に向けて行う体験授業が主流である³⁶。高大連携講座は、高校生が大学の専門教育を経験し、適切な進路選択を行えるようになることで、大学と高校の互恵の関係が期待さ

れる。一方で、講座を担当する個々の教員にとってはそれらの直接的な効果をすぐ感じられるものではなく、「エクストラ・ワーク」としての負担感が強くなりがちであることから、高大連携講座の持続には講師担当者の確保や負担減が現実的な課題となる³⁷。また、本来、高大連携教育は大学教員による高校生への授業のみならず「大学生と高校生の連携」が重要である一方で、大学生と高校生の両者に意義のある連携は準備の労力面等から実現性が低いことが指摘されている³⁶。これら高大連携講座の課題を踏まえ、高大連携講座の9月実施分1回を筆者が担当し、その担当回の一部で「SNS講座のメイキングプロセス」と「講座内容の一例」について講師学生から話題提供を行うこととした(図表7)。SNS講座側としては、12月の講座開催に先立つ中間目標の設定、および中学生と世代の近い高校生からのフィードバックを受けての内容調整が可能となるというメリットがある。また、受講する高校生にとっても、講座内容および大学での学生の具体的な主体的学修内容の一例がわかることから高大連携の授業企画としても高い効果を生む可能性があり、両講座に互恵的発展が望めると考えた。

なお、内容を「講座そのもの」としてしまうと本来の講座開催である12月より3か月も前の時点で講座を完成させる必要があり、学生・教員の負担を考えると現実的に困難である。そこで「講座内容の一例」(25分)とすることで、SNS講座側に過度の負担をかけることなく高大連携講座にも取り組むことが可能である。さらに、あわせて「SNS講座のメイキングプロセス」(20分)を説明することで、高校生にとってはSNS講座という大学生の主体的学修成果が日常のどのような大学生活の中で作られているか、その学修プロセスまで把握でき、キャンパスライフをより身近に感じられるのではないかと考えた。

図表7 高大連携講座「ユーザ心理に基づいたICTリテラシーのデザイン」の構成

授業構成
教員による話題提供 (50分) 研究室紹介 日常生活における非合理的行動の例 リスクの楽観視 リスクの楽観視を踏まえた情報教育の必要性 地域連携教育「SNS市民講座」講師の紹介
SNS講座講師学生2名(A, B)による話題提供 (50分) 自己紹介(A, B) 研究室での学生生活(B) SNS講座メイキングプロセス(B) SNS講座「写真からの個人情報特定」(A) 講座感想調査

※ 講師学生A: 男子学生, B: 女子学生

図表 8 科目間連携に関する研究計画および仮説

仮説	仮説を操作化するための指標 ¹⁾	結果表示
I. PBL 科目との連携		
1) SNS 講座に対する効果 講師学生は、SNS 講座に関連する PBL テーマについて、意欲的に学修する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ PBL における自主学修時間 ・ 講師学生の自己評価 	本文 IV-2-(1) 図表 14
2) PBL 科目に対する効果 学修意欲の高い講師学生が履修することで、学生同士の協働自律学修の質が向上する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ PBL 成果発表に対する評価 ・ 成果発表会における質疑応答数 ・ 履修者の満足度 	図表 11 本文 IV-2-(1) 図表 12
II. 高大連携講座		
1) SNS 講座に対する効果 SNS 講座の中間目標となり、聴講者からのフィードバックによる内容調整ができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師学生の自己評価 	図表 14
2) 高大連携講座に対する効果 大学生の主體的な学修プロセスとその内容に関する紹介を授業として行うことで、高校生が意欲的に聴講する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者の評価 	図表 13

¹⁾ 指標内の各項目や評価法については、結果表示欄に示す本文該当箇所および図表を参照のこと。

3 研究計画

本研究の目的は、地域連携教育「SNS 市民講座」における科目間連携の効果を検討することであり、そのリサーチクエスションは「学生講師が履修・参加することで、その学修プログラムの教育効果が向上し、かつ学生講師にとっても SNS 講座準備に資するような連携科目を明らかにすること」となる。本研究では PBL 科目と高大連携講座が連携科目として適すると仮説をたて、各科目履修者による授業評価や討論参加状況、講師学生による評価から効果を検証した。本研究の作業仮説を図表 8 に示す。

III 各科目の実施概略

「基礎プロジェクト」における SNS 市民講座の準備や実施、および科目間連携を試みた「IT コミュニケーションと社会」、「高大連携講座」の実施概略について述べる。

1 基礎プロジェクト

前期・後期とも毎週火曜と木曜の 16:30-18:30 に開講した（計週 4 時間）。SNS 講座講師学生 2 名を含む 4 名の 3 年次生が履修した。ゼミ科目であるため実際には 3 年次生の他に当研究室に配属されている 4 年次生 5 名および修士 2 年 2 名も可能な範囲で参加し、各人の進捗報告プレゼンや論文輪読等を行った。研究室には SNS 講座以外の研究プロジェクトに取り組む学生もいるため、当科目は必ずしも SNS 講座の準備のみに割けるもので



(a)



(b)



(c)

図表 9 各講座・発表の様子

(a) 中学生を対象とした SNS 市民講座, (b) PBL 科目の成果発表会, (c) 高大連携講座

はなく、授業時間時に報告やメンバー間での議論を行い、各自の作業は原則として授業時間外に進めることとした。

SNS 市民講座プロジェクトについては、前期は講座の狙いや内容・構成など講座デザインの決定、および自作テキストのレイアウト決め・サンプル作成まで行うことを目標とした。後期は 12 月の講座実施までにテキスト制作・印刷、講座スライド作成・リハーサル、講座の効果検証用の感想調査用紙作成を行い、講座実施後 1 月中旬の成果発表会までに感想調査に対する回答を分析して効果検証と改善点の抽出を行った。

SNS 市民講座は、2014 年 12 月 1 日に印西市立の中学校にて 1 年生約 100 名を対象と

して実施した(1回50名程度の講座を2回実施;図表9a)。1回の講座は50分で実施した。講座直後に受講生徒を対象として感想調査を実施し、計84名の生徒(男子40名、女子37名、性別無記載7名)から有効回答を得た。

2 PBL 科目

2014年度「ITコミュニケーションと社会」は前期に開講し、履修者は35名(4年次生28名、3年次生6名、1年次生1名)であった。なお、当科目は2011年の開講以来各期30～40名が履修しており、履修者数は例年通りであったといえる。授業計画は図表5に示した通りである。各履修者の希望テーマを考慮して2～3名の班に割当て、計12班がそれぞれPBL演習に取り組んだ(図表6)。第11週から第13週にかけて実施した成果発表会では、各班が15分で自分たちの自主学修成果を発表し、フロアからの質疑応答(5分)を行った(図表9b)。その後、聴講学生が各班の発表について総合的なクオリティを10点満点で評価した。なお、教員も成果発表内容の独自性・信頼性等について個別評価を行うが、その合計評価点と聴講学生の評価得点の間には $r = .60$ 程度の比較的強い正の相関があることが示されていることから³⁴、聴講学生の総合的評価はある程度信頼できるものといえる。また、第15週にはPBLの学修プロセスや成果に関する感想調査を実施した。

3 高大連携講座

2014年9月27日実施分(第10回目)を筆者が担当した。参加者は千葉県印西市と白井市の高校に通う生徒計28名(男子16名、女子12名)およびその引率教員1名であった。「ユーザ心理に基づいたICTリテラシーのデザイン」というテーマで講座を実施し、前半50分間はインターネットユーザのリスク認知など心理学的側面から情報リテラシーに関する講義を教員が行った。10分の休憩をはさみ、後半50分はテーマに関連する研究室学生の活動例としてSNS講座のデザインと実際の講座内容の一例について講師学生から話題提供を行った(図表9c)。講座後に受講者を対象として感想調査を実施し、生徒27名(男子15名、女子12名)と引率教員1名から有効回答を得た。

IV 効果検証

1 SNS 市民講座の効果

受講者による感想調査結果を図表10に示す³⁸。いずれも8割程度の生徒が肯定的な評価を行っており、否定的な評価は皆無ではないものの少なかった。SNS利用における「社会的トラブル」(個人情報漏えい・炎上など)と「友人間トラブル」(誤解・既読無視など)については、受講者のうちSNS利用者($N = 39$)を対象として講座前に普段どの程度気をつけていたかと講座後にどの程度気をつけようと思ったかの差分を算出し、対応のある t 検定にて講座前後の意識を比較した。その結果、両項目とも講座後の方がトラブルに対す

図表 10 SNS 市民講座における受講者（中学生）の講座評価（ $N = 84$ ）

項目	平均値 (SD) ¹⁾
学生講師に対する評価	
1) 講師へ親近感	4.2 (0.9)
2) 参加意欲向上	4.2 (1.0)
講座・自作テキストに対する評価	
3) マンガ頁への興味	4.1 (0.9)
4) 解説頁への興味	3.7 (0.8)
5) ARS 使用による講座参加意欲	4.3 (0.8)
受講前の SNS トラブル注意度 ²⁾	
6) 社会的トラブル	2.6 (1.3)
7) 友人間トラブル	2.5 (1.3)
受講後の SNS トラブル注意意欲	
8) 社会的トラブル	4.4 (0.8)
9) 友人間トラブル	4.2 (1.0)

¹⁾ 評価点: 5: とてもそう思う ~ 1: まったくそう思わない

²⁾ SNS 利用経験のある生徒 ($N = 39$) の回答

る注意意識が向上した（社会： $t(38) = 6.1, p < .01$; 友人： $t(38) = 5.5, p < .01$ ）。

2 科目間連携の効果

「基礎プロジェクト I・II」に加え、PBL 科目「IT コミュニケーションと社会」の履修および高大連携講座への参加による科目間連携の効果については、今回連携した科目・講座の担当教員がいずれも同一（筆者）であることから、評価のバイアスを避けるため担当教員による成績評価以外の指標として、各科目・講座の受講生による評価を効果検証に用いた。

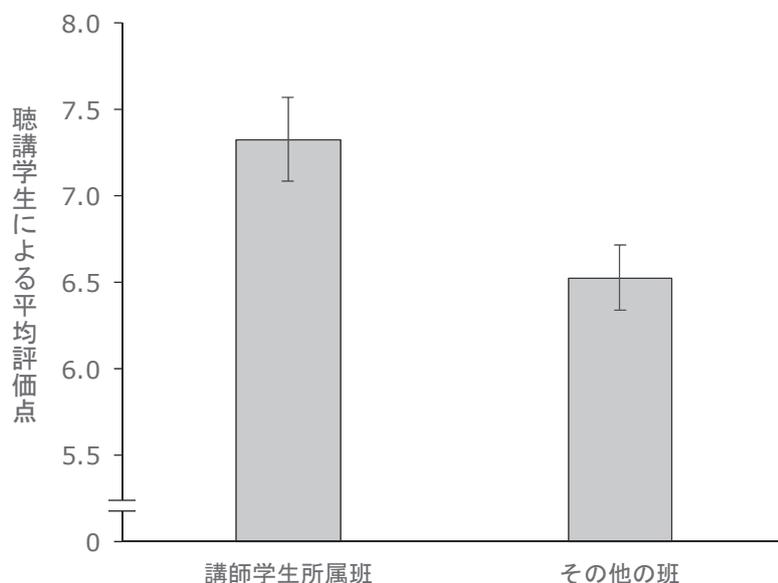
(1)PBL 科目

「IT コミュニケーションと社会」においては、各班の成果発表に対して他班の履修学生がそれぞれ 10 点満点で総合評価を行った。講師学生が所属した 2 つの班の平均評価点はそれぞれ 7.3 点 ($SD = 1.3$)、7.0 点 ($SD = 1.8$) であり、その他の計 10 班の平均評価点 6.5 点 ($SD = 1.8$) より高評価であった。講師学生を除く各履修者について、講師学生所属班 (2 班) に対する平均評価点とその他の班 (10 班) に対する平均評価点を算出し、対応のある t 検定により比較した。その結果、講師学生所属班に対する平均評価点の方がその他の班に対する平均評価点よりも有意に高かった ($t(32) = 4.1, p < .01$; 図表 11)。また、各成果発表に対する学生の質疑は全 12 件の発表で計 31 回（各発表平均 2.6 回）あり、すべての発表において 1 件以上の質疑応答がなされた。このうち講師学生 2 名による質疑は計 6 回（全体の 19.4%）ととくに多かったが、講師学生のみならず履修者 35 名のうち 22 名 (62.9%) が 1 回以上の質疑を行った。なお、2013 年度当科目における成果発表会の質疑応答数は全 12 件の発表で計 20 件（各発表平均 1.7 回）であり、1 件以上の質疑応答がなされた発表は

8件(66.6%)、履修者34名のうち1件以上質疑を行ったのは13名(38.2%)であったことと比較すると、2014年度の方が全体として質疑応答数が多く、講師学生以外の履修者についても積極的な参加がみられたといえる。以上から、講師学生所属班の成果発表は全体の中でも特に高評価であり、また講師学生が積極的に質疑参加したことでクラス全体の質疑応答も活性化したことが伺える。

なお、当科目では各学生がPBL活動中に行った授業時間外の学修内容や時間をログブック³³に毎週記入することとしている。ログブックに記入された講師学生の授業時間外学時間を算出したところ、2名それぞれ46.5時間(3.9時間/週)と61時間(5.1時間/週)であった³⁸。他の履修者の学修時間は平均42.8時間($SD = 28.6$; $Med = 38.5$)であり、講師学生は履修者全体の中で授業時間外学修時間が比較的多かったといえる。

PBL演習全体の評価に関して、2014年度学期末に実施した履修者感想調査の結果を2013年度同科目の結果と比較した(図表12)。その結果、自己の学修プロセスに関しては「知識技術活用の達成度」が、PBL全体については「テーマ設定に対する満足度」が、それぞれ2014年度の方が2013年度よりも有意に高評価であった(順に $t(61) = 2.3, p < .05$; $t(61) = 2.4, p < .05$)。その他の項目については年度間で有意な差はみられなかった。当科目は年度間で実施方法を微調整していることもあり、これらの差が必ずしも講師学生の効果のみに起因するかはより精緻な検証を要するが、たとえば「テーマ設定に対する満足度」には講師学生2名がそれぞれ異なる班に参加することで、SNSリテラシーといった学生にも身近なテーマを複数の班が多角的に調査したことなどが評価向上に寄与した可能性はある。



図表11 「ITコミュニケーションと社会」成果発表に対する学生評価

講師学生所属班(2班)とその他の班(10班)に対する聴講学生($N = 32$)の平均評価点。なお、評価は発表内容の総合的な評価について10点満点で評定を行うものである。グラフ中の誤差範囲(error bar)は標準誤差(SE)を示す。

図表 12 「IT コミュニケーションと社会」における学生の学期末意識調査の結果

項目	平均評定値 (SD) ¹⁾		t 検定	
	2013 年度 (N = 30)	2014 年度 (N = 33)	t	p
PBL 演習における自身の学修に対する自己評価				
主体的学修の達成度	4.3 (0.6)	4.3 (0.7)	0.2	n. s.
協調学修の達成度	4.2 (0.6)	4.2 (0.6)	0.1	n. s.
知識技術活用の達成度	3.6 (0.8)	4.0 (0.6)	2.3	< .01
班内議論の達成度	3.9 (1.1)	3.7 (0.8)	0.7	n. s.
問題解決力の修得度	4.0 (0.7)	4.1 (0.7)	0.3	n. s.
PBL 演習プログラムに対する評価				
テーマ設定に対する満足度	4.1 (0.7)	4.5 (0.6)	2.4	< .01
成果発表会に対する満足度	4.2 (0.5)	4.1 (0.7)	0.5	n. s.
演習プログラムの総合的な満足度	4.5 (0.6)	4.5 (0.7)	0.9	n. s.

¹⁾ 各項目は5段階評定 (1:まったくそう思わない~5:とてもそう思う) で回答

(2) 高大連携講座

高大連携講座内容に対する受講者の授業評価結果を図表 13 に示す³⁸⁾。他の高大連携講座においては授業評価を実施していないため他講座との比較は困難であるが、いずれも 5 点満点の評価において平均 4.4 点以上と高評価であった。とくに「授業方法の工夫」や「高大連携講座内容としての適切性」の評価は平均評価点が 4.9 点と極めて高く、高校生にとっても満足度の高い講座となったことが伺える。

図表 13 高大連携講座における受講者 (高校生) の講座評価 (N = 28)

項目	平均値 (SD) ¹⁾	教員評価 ²⁾
授業評価		
1) 集中して聴けたか	4.7 (0.5)	5
2) 授業内容の理解度	4.6 (0.5)	5
3) 授業方法の工夫	4.9 (0.3)	5
4) 授業進行の適切さ	4.8 (0.6)	5
5) 主体的学習度	4.4 (0.6)	4
6) 高大連携講座としての適切性	4.9 (0.3)	5
SNS 講座に関する関心		
7) SNS 講座の受講意欲	4.7 (0.7)	4
8) 自作テキストへの興味	4.4 (0.5)	5

¹⁾ 各項目は5段階評定 (1:まったくそう思わない~5:とてもそう思う) で回答

²⁾ 高等学校の引率教員による評価 (参考用)

図表 14 SNS 市民講座プロジェクトおよび科目間連携に対する講師学生の評価

項目	講師	評価点 ¹⁾	感想
学生が講師となること	A	5	・ SNS の利用方法が近い大学生が講師となることで、内容をより身近に出来たのではないかと発表時の視線などから感じられた。
	B	5	・ 年齢の近い私たちだからこそ、わいわいとした楽しい雰囲気作りができていたと思います。私自身も楽しんでやることができたので、お互いに良いものになったかと思っています。
「IT コミュニケーションと社会」との科目連携	A	5	・ 講座において重要である事例について、広く検討するきっかけになった。
	B	5	・ 私自身が「パカッター」について調べていたこともあり、下手に投稿をするとどんな危険なことがあるのか知っていたので、その点では参考になっていたと思います。
「高大連携講座」との科目連携	A	5	・ 発表の感覚や SNS での興味の対象、保護者の方や環境への不満点を得ることが出来たため。
	B	5	・ 中学生に対して講座をする前に高校生に（どんな目的の何のための講座なのかを説明した上で）講座をしたことで、講座を進める感覚や、高校生がどう受け止めてくれるのかを知ることができたのでよかったです。
本プログラムを通じての自己の学習・成長	A	5	・ 立場や環境を自分以外に置き換えて考える力が強くなったと感じる。 ・ どうすれば話を聞いてもらえるのか、どうすれば反発が起き難いかなどの心理的工夫を考える基礎のようなものが出来た気がする。
	B	5	・ 講座を 1 から作ることで、対象者にどうしたら興味をもってもらえるのかを考えたり、どうしたら伝えたいことが伝わるのかを考えたり、たくさんのことを考えて、作り上げていく難しさを知ることになりました。しかし、これにより相手に理解してもらうにはどのようにアプローチしたら良いのかを学ぶことが出来たかと思っています。

¹⁾ 各項目は 5 段階評定（1: まったく効果がなかったと思う ～ 5: とても効果があったと思う）で回答

(3) 講師学生による科目連携についての評価

基礎プロジェクト B の成績評価後に、講師学生 2 名からピア・エデュケーションに対する効果、本プログラムで身についた力、PBL 科目「IT コミュニケーションと社会」および高大連携講座との科目間連携の効果について、それぞれ 5 段階評定と自由記述にて評価させた結果を図表 14 に示す³⁸。講師学生はいずれの項目についても高い評価を行っており、科目間連携は講師学生自身にとっても有効性を自覚できるものであったことが伺える。

V 考察

地域連携教育「SNS 市民講座」の効果と効率を高めるために、学部内の PBL 科目および高大連携講座と科目間連携を行った。まず、SNS 市民講座の効果については、受講生の

講師や講座に対する評価は高く、また SNS 利用リスクに対する留意意識も向上したことが講座事前事後調査の結果から示された（図表 10）。これらの結果から、一定の学修効果を見込める学生主体の講座が実現できたといえよう。

この講座を実現する上での科目間連携についての効果検証結果をみると、いずれの科目についても互惠効果が認められたといえる。まず、PBL 科目「IT コミュニケーションと社会」においては、学修意欲の高い SNS 講座講師学生が履修参加することで、履修者にとって興味のあるテーマについてクオリティの高い成果発表が増えたことに加え（図表 12）、質疑討論も活性化した。当科目の授業時間外学修時間をみると、講師学生は履修者平均より相対的に多くの授業時間外学修を行っていたことが示唆されており、当科目にも高い意欲をもって取り組めたことが伺える。講師学生も講座内容と関連性の高いテーマについて広範囲に知識習得できる機会やプレゼン機会を他の科目で得られたことについて連携効果を高く評価しており（図表 14）、講師学生と他の PBL 科目履修者の両者に有益な連携効果が得られたといえる。

次に、高大連携講座についても、受講した高校生からの授業評価は極めて高かった。高大連携講座の中で学生が講師（話題提供者）となるという試みは学内ではこれまでなかったものであるが、高大連携講座としての適切性に関する評価は生徒と引率教員も含め極めて高く（図表 13）、受講者側の観点からも受容されるものであったといえる。講師学生側も、講座対象と比較的世代が近い高校生を聴講者として、部分的ではあっても講座内容のプレゼンを試行できたことや、そのフィードバックを得られたことを連携効果として高く評価していた（図表 14）。また、SNS 講座および高大連携講座の担当教員の立場としても、SNS 講座のために学生以外の対象者にリハーサルを行う上での調整は時間と手間を要するものであるため、高大連携講座という枠組みの中で学外の高校生を対象としたプレゼン機会を得られることはリハーサル準備に要する時間や手間の削減につながる。このように、SNS 講座と高大連携講座を連携させることで、高大連携教育の中でも実行が困難とされてきた大学生と高校生の連携³⁷について、高校生、大学および担当する学生・教員にそれぞれ益する「三方良し」のかたちで実現できる可能性が示されたといえる。当プロジェクトに参加した講師学生はもともと学内での成績は平均的であったことを考慮すると²⁷、地域連携教育における学生講師という社会貢献性の高い目標と、複数の科目間連携により中間目標の設定や作業負担の分散が実現されたことが、講師学生の学修意欲を高め、各科目の中で質の高い成果を挙げたことに寄与したものと考えられる。以上より、本研究で検証した地域連携教育 SNS 市民講座と PBL 科目および高大連携講座との科目間連携による互惠的發展について、図表 8 に示した各作業仮説はおおむね支持されたといえよう。

本講座は若年者に対するリスクコミュニケーションの観点から、学生講師によるピア・エデュケーションを導入し、講座コンテンツにもマンガを導入としたテキストや ARS による受講者参加型の授業スタイルなど、リスクの伝え方に留意した工夫を取り入れた。これらの取組みに対する受講者の評価はいずれも 5 段階評定での平均点が 4.0 点以上と好評

を得ることができた（図表 10）。また、講師学生が本講座を通じて学んだこととして、「伝え方」に関する気づきや経験を得たと両名が挙げていたことから（図表 14）、本講座は受講者へのリスク教育面のみならず講師学生の学修効果の面でも波及効果があったといえよう。

SNS リスク教育は情報法やリスクコミュニケーションなど危機管理学の専門からのアプローチが可能であることから、本論説の実践例は危機管理学部学生ならではの専門知識供与型地域連携教育を今後考える上での基礎資料の 1 つとなり得るものと考えられる。ただし、本結果は単一のプロジェクト事例に基づくことから、知見の一般化において一部留意を要する点がある。とくに、互恵的な科目間連携を実現する上では、科目の学修内容・学修スタイルのみならず、実施時期も重要な要因となる。たとえば、高大連携講座は 4 月から 9 月まで実施されていたが、仮に 4 月や 5 月の講座を担当することとなった場合には、4 月に開始した SNS 講座プロジェクトはほとんど進んでおらず、双方に利する連携とはならない。同様に、PBL 科目も前期開講科目であったことで、講師学生にとって関連知識を幅広く修得したりプレゼン経験を積む機会として有効であったものと考えられる。さらに、当事例においては、SNS 市民講座のプロジェクト科目と PBL 科目は同じ 4 月に開講・履修登録を行うことから、講師学生に PBL 科目の履修推奨を行ったり PBL 演習テーマ設定を検討する上では、週単位での科目間調整が必要であった。本研究では同一教員が担当したプロジェクトや科目の間の連携であったためそれら時期的要因も含めて効果的な連携を実現することができたが、担当教員が異なる科目間での連携を考える上では、教員間で相互の授業計画についての綿密な情報共有や事前調整が不可欠であろう。

専門知識供与型地域連携教育、PBL、高大連携教育はそれぞれ現在の大学教育における必要性が高まっている一方で、いずれも担当者の労力負担が大きいことから「持続可能性」の側面が課題とされてきた。本論説は科目間連携により各科目・プロジェクトにおける教育効果を高めつつ負担を軽減できるような互恵的な連携可能性について、事例研究に基づいて論じたものである。教育実践研究においては、研究よりも教育効果を優先すべきとする研究倫理の側面³⁹から、必ずしも組織的な比較研究を行うことが容易ではなく、個々の教員の実践例やティップスを蓄積することが不可欠となる。また、現在のリスクコミュニケーションは専門家の個人レベルでの草の根活動が中心であり、今後は大学・研究機関等の組織的な取組みや支援体制、およびリスクコミュニケーションの実践活動が教育研究として適切に評価される評価体制の整備が課題とされている¹⁷。そこで、危機管理教育においても、リスクコミュニケーションに関する教育効果や社会貢献性と持続可能性面での効率化を両立するための実践とその情報共有の取組みは、今後ますます重要となるといえよう。なお、本稿で論じた科目間連携のアプローチも踏まえ、日本大学危機管理学部において学生主体の地域連携教育、SNS 教育を実践する際に有効な工夫や制約条件については、改めて事例に基づく効果検証を行った上で報告したい。

謝辞

SNS 市民講座プロジェクトに参画した東京電機大学情報環境学部学生、および印西市総務部情報管理課、印西市立原山中学校の関係各位に御礼申し上げます。本研究の一部は、科学研究費補助金基盤研究 (B) (課題番号：16H03734) の助成を受けた。

¹ 本論説は下記の学会発表内容を基に、追加分析や大幅な加筆修正を行ったものである。木村敦 (2015) 「ピア・エデュケーションを導入した ICT リテラシー教育のデザインと実践」、『情報コミュニケーション学会第 12 回全国大会抄録集』、pp.22-25。

² 「我が国の高等教育の将来像 (答申)」、文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/toushin.htm (2017 年 10 月 28 日閲覧)。

³ 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて：生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ (答申)」、文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/toushin.htm (2017 年 10 月 28 日閲覧)。

⁴ 「開かれた大学づくり」、文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/daigaku/ (2017 年 10 月 26 日閲覧)。

⁵ 大澤健 (2014) 「地域連携教育の一試行：大学と地域の双方に成果がある「協働学習」に向けて」、『和歌山大学経済学会研究年報』、第 18 巻、pp.151-178。

⁶ 福田充 (2017) 「危機の時代における「危機管理学」の確立：日本大学危機管理学危機管理学研究所の設置に際して」、『危機管理学研究』、第 1 号、4-17 頁。

⁷ 福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア：社会調査論的アプローチ』、北樹出版。

⁸ 砂金祐年 (2014) 「ソーシャル・キャピタルと共助：東日本大震災被災地を例にして」、中邨章・市川宏雄 [編著]、『危機管理学：社会運営とガバナンスのこれから』、第一法規、193-210 頁。

⁹ 福田充 (2004) 「社会安全・危機管理に対する意識と社会教育・マスコミ報道に関する調査研究：リスク・コミュニケーションの視点からの一考察」、『財団法人社会安全研究財団平成 14 年度研究助成報告書』、49-98 頁。

¹⁰ SNS の安全利用に関する講座の実施範囲は必ずしも特定の地域に限定されるものではないことから、地域連携教育よりも社会連携教育と表現する方が妥当とする考えもあろう。ただし、移動時間や費用面・設備面などの問題により、遠方の地域との連携やオンライン教材のみの講座は現実的に困難な場合も多いことや、前述のように大学と地域社会の連携による学生教育と地域振興の両面での効果が期待される社会的背景もあり、SNS 講座も地域連携教育の枠組みで実行される場合が比較的多いものと考え、本論説では地域連携という表現で統一している。

¹¹ 平塚三好・辻本篤 (2013) 「国民生活のリスクマネジメント」、板生清 [監修] 『危機管理方法論とその応用』、シーエムシー出版、60-81 頁。

¹² 「平成 27 年度情報通信白書」総務省 <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/index.html> (2017 年 10 月 26 日アクセス)。

¹³ 「インターネットトラブル事例集 (平成 29 年度版)」総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html (2017 年 10 月 26 日アクセス)。

¹⁴ 金山泰介 (2017) 「サイバー犯罪被害実態調査 (第 1 回) の結果について」、『危機管理学研究』、第 1 号、102-111 頁。

¹⁵ 「平成 29 年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」警視庁 <https://www.npa.go.jp/cyber/statics/index.html> (2017 年 10 月 26 日アクセス)。

- ¹⁶ 「ソーシャルメディアポリシー」 日本大学 http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/socialmedia_policy/ (2017年10月26日アクセス)。
- ¹⁷ 「リスクコミュニケーションの推進方策」 文部科学省安全・安心科学技術及び社会連携委員会, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/064/houkoku/1347292.htm (2018年1月1日アクセス)。
- ¹⁸ Onuma, M., Kimura, A., Mukawa, N. (2013), “Exploring social cognition related to privacy settings in SNS usage” . *Proceedings of the 9th International Conference on Signal Image Technology & Internet Based Systems*, pp.1077-1082.
- ¹⁹ 鈴木英男・安岡広志・圓岡偉男・神野建・新島典子 (2012)、「本人追求性を基礎とする携帯電話の情報モラル教育」、『東京情報大学研究論集』、第16巻、23-32頁。
- ²⁰ Worchel, S., Brehm, J. W. (1970), “Effects of threats to attitudinal freedom as a function of agreement with the communicator” , *Journal of Personality and Social Psychology*, vol.14, pp.18-22.
- ²¹ 百々瀬いづみ・山部秀子 (2011) 「ピア・エデュケーションによる栄養学科学生の栄養教育の実践」、『天使大学紀要』、第11巻、47-55頁。
- ²² 高木有子・落合幸子・池田幸恭 (2008) 「ピアエデュケーターによる「子どものいじめ自殺」の授業の試み」、『茨城県立医療大学紀要』、第13巻、25-38頁。
- ²³ 本庄麻美子 (2009) 「上級生による下級生への進路・就職支援活動「和歌山大学経済学部チューデントリンク」の現状と課題」、『経済理論』、第352号、147-167頁。
- ²⁴ 今津考次郎 [監修] 金城学院中学校高等学校 [編著] (2013)、『中高生のためのケータイ・スマホハンドブック』、学事出版。
- ²⁵ 板生清 (2013) 「危機の事態の想定と基盤技術の動向」、板生清 [監修]、『危機管理方法論とその応用』、シーエムシー出版、1-19頁。
- ²⁶ 笠原千絵・山本秀樹 (2014) 「自主的な学びと学修成果の向上に向けた科目間連携：「リレー式レポート」の試み」、『教育総合研究叢書』、第7巻、57-64頁。
- ²⁷ 講師学生2名の学力については、3年次科目基礎プロジェクトの履修要件である60単位以上の単位修得を満たしており、プロジェクト履修時のGPAが両名とも2.0以上3.0未満の範囲であったことを踏まえると、学力面では学内で平均的な学生とみなすことができる。
- ²⁸ 遠藤美季 (2014) 『家庭でマスター！中学生のスマホ免許』、誠文堂新光社。
- ²⁹ Petty, R. E., & Cacioppo, J. T. (1986), “The elaboration likelihood model of persuasion,” in L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, vol.19, pp.123-205.
- ³⁰ Barns, S. B. (2006), “A privacy paradox: Social networking in the United States,” *First Monday*, vol.11. (Open journal available at: http://firstmonday.org/article/view/1394/1312_2)
- ³¹ 西村洋一 (2017) 「LINEのプライバシー設定と利用行動の現状と関連する要因の検討」、『日本教育工学会論文誌』、第40巻、367-377頁。
- ³² SNS市民講座のデザインやピア・エデュケーションに関する効果検証の詳細については、誌面の都合により本論説では割愛するが、別報にて公表予定である。
- ³³ 木村敦 (2014) 「ICTを用いた協働自律学習プロセスの可視化がPBL成果のクオリティ向上に及ぼす効果」、『ICT活用教育方法研究』、第17巻、7-12頁。
- ³⁴ 木村敦 (2012) 「PBL (problem-based learning) における小集団学習の評価：学習プロセスと成果発表評価との関係」、『東京電機大学総合文化研究』、第10巻、125-134頁。
- ³⁵ ウッズ, D. R. [著], 新道幸恵 [訳] (2001) 『PBL: 判断能力を高める主体的学習』、医学書院。
- ³⁶ 増田敦・須田心作 (2014) 「アクティブラーニングを考える (2) 高大連携によるプログラム実践の成果と課題 その1」、『札幌大学総合論集』、第37巻、43-70頁。

³⁷ 原知章 (2006) 「高大連携の現状と課題」、『2005 年度静岡大学人文学部高大連携プロジェクト報告書』、3-10 頁。

³⁸ 講師学生や高大連携講座の引率教員の評価については、サンプルが少数のため完全に個人回答と切り分けた統計的なデータ表示が困難であるが、評価点や意識調査結果を学術誌にて公開することにおいては、当該学生・教員から了承を得ている。

³⁹ 仲久徳 (2013) 「教育実践研究における研究倫理に関する一考察：研究倫理の両義性・相対性・普遍性」、『星槎大学附属研究センター研究集録』、第 8 巻、29-32 頁。



基礎自治体の防災体制の構築に関する研究

日本大学危機管理学部 専任講師 宮脇 健

- I はじめに
- II アンケート調査概要
- III 分析結果
- IV おわりに

I はじめに

現在、日本では都道府県庁や市区町村役場などの地方自治体において、防災課または危機管理対策室などの部署が設置されている。しかしながら、平成 23 年東日本大震災、平成 28 年熊本地震と自然災害が発生する度に危機管理能力と体制に関する不備が指摘されてきた¹。平成 23 年の東日本大震災の時には、庁舎が津波により大破するケースが見られたが²、平成 28 年熊本地震でも地方自治体の庁舎自体が被災するケースも見られ、その機能が停止することもあった³。

ただし、基礎自治体のような地方自治体が大規模な自然災害に対して住民の命をすべからく守ることは限界がある。そのため、政府は、自分で自分の身を守るいわゆる「自助」、ともに助け合う「共助」、自治体や国が助ける「公助」という概念のうち、特に「共助」の育成を重視している⁴。

しかしながら、自然災害が発生した直後は「公助」は頼ることができなくとも、その後の避難生活や復興・復旧に向けての地域の再建などについては地方自治体の力が必要となることは言うまでもない。また、政府は自然災害対策としての地方自治体に BCP（事業継続計画）の策定を義務づけることも考えていることから、「公助」が災害時に期待される役割は小さくない。

そのため、本稿では、近年多発する自然災害に対して、地方自治体、特に基礎自治体がどのような防災対策を実施しているのか、また、どのような防災体制を敷いているのか、その現状に関してアンケート調査を行い、どの程度、防災に関する体制を構築できているのかについて調査項目の内容を得点化し、定量的に分析を行うことで明らかにする⁵。

ちなみに、本稿で使用する防災体制とは、広義には発災に備える事前対応、発災後の事後対応を実施するための制度や取り決めと定義する⁶。そのため、本稿で分析する、教育・研修体制といった発災前の制度に関わる体制と防災に関する BCP の策定やその対応も含む。また、狭義の意味では、発災時の防災対応を行うための制度と取り決めのことを指し示す。

災害に関する研究でも指摘されているが、防災に限らず、危機管理対策のために体制を敷いている市区町村の多くは人口規模も大きく財政的にも安定していることも多い⁷。

では、基礎自治体の中でも人口規模や権限が大きな自治体は防災体制をほかの基礎自治体に比べて築くことが可能なのだろうか。また、防災体制に違いは見られるのだろうか。地方自治体の有する資源の豊富さが、防災体制の構築の可能性を高めると考えられるが、一方で、小規模な地方自治体でも、防災に限らず先進的な取り組みが存在することも事実である⁸。

では、防災体制を構築するためには、資源以外の他の要因も必要なのだろうか⁹。例えば、過去に災害が起きた経験から防災意識が高まった自治体などは、防災体制に関わる防災対応やBCPの策定に積極的かもしれないし、その意味では過去の自然災害の経験や地方自治体の首長の防災意識などの個人的な要因など、資源以外にも他の要因は考えられるが¹⁰、本稿では、基礎自治体の権限と規模に着目しながら、2016年1月に実施した基礎自治体へのアンケート調査の結果の計量分析を行う¹¹。他の要因についても考察が必要ではあるが、基礎自治体の規模と権限の大小が、防災体制の構築に関して影響を及ぼすのかどうかについて、先行研究で挙げた論考以外でも計量的な分析と検討が十分にされていない。また、防災体制を築けていないような自治体に関してはどのような理由があるのかその課題についても検討することで、地方自治体の防災体制を構築するための視座を提供することを目的としている。

Ⅱ アンケート調査概要

1 調査概要

本稿の目的である、基礎自治体の防災体制の構築に関して、第一に、自治体の現状を把握すること、そして、その上で、第二に、基礎自治体の権限と規模が防災体制の構築に影響を及ぼしているのかどうかを明らかにするために、拙稿も研究分担者となり実施した「自治体の危機管理体制に関するアンケート調査」の調査データを用いて計量分析を試みることにする。

調査対象としたのは、全国の自治体（都道府県レベルと市区町村レベル・東京23区含む特別区）に関わる危機管理系部署。または危機管理系部署がない場合もあるので、総務系部署とした。標本数は1788標本（自治体）となり全数調査である。標本抽出方法は悉皆調査である。調査方法は郵送法調査（郵送配付郵送回収法）である。調査期間は2015年11月23日から2016年1月5日の期間を設定した。調査実施については調査会社に業務委託を行った¹²。質問項目としては、それぞれの組織における①危機管理体制全般、②自然災害対策と体制の現状と問題点、③防犯治安対策と体制の現状、④海外安全対策と体制の現状、⑤情報セキュリティ対策と体制の現状、⑥BCP（事業継続計画）の策定状況と問題点、⑦危機管理業務における問題点などである。調査の結果、有効回収標本数（率）

は自治体で 715 標本 (40.0%) であった¹³。実施概要は図表 1 に示したとおりである。

基礎自治体の防災体制に関して分析を試みるために、この中の調査で回答があった、都道府県 (23 標本) を除く、基礎自治体 (市区町村・特別区) の 692 標本をデータとして扱うことにする。また、本稿の目的に合致する②の自然災害対策と体制の現状と問題点に関する調査項目と⑥ BCP (事業継続計画) の策定状況と問題点に関する調査項目の結果を用いて分析を行うことにする。

2 分析項目の設定

次に、本稿で用いるアンケート調査の調査項目、とりわけ②、⑥について概要を示すことにする。

基礎自治体の防災体制に関しては、前述したように先行研究¹⁴が存在するが、その中でも防災体制とその現状に関する把握を行うために、消防庁が実施している『地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針 調査報告書』の共通の調査項目をもとにしながら、防災体制に関わる調査項目を加えて調査票の作成をした¹⁵。本稿では、消防庁の調査のように 4 段階で評価するのではなく、実態把握をするために、体制が整っていれば、「はい」、整っていなければ「いいえ」という 2 つの選択肢、もしくは行っている防災に関する対応についてあてはまるものにマル (○) を記載する方式を採用することで、出来る限りアンケートの回答者の恣意性を排除するように試みた。

また、本稿の目的である防災体制の構築に含まれる、BCP の策定状況に関しては毎年実施されている内閣府の『企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査』から BCP の策定の実態に関する調査項目を選定して、自治体の調査になじむようにワーディングを変更して使用した。それとともに、一般財団法人日本防火・危機管理促進協会が実施した『地方自治体における災害時 BCP の作成に関する調査』にも類似する調査項目があるので、その両者に共通する項目を抽出して、事実関係のみが把握できるような選択形式での調査を実施した¹⁶。

ただし、防災計画の整備については「策定済みである」、「策定中である」、「策定するかどうか検討中」、「検討したことがない」という 4 段階で質問を行い、BCP の策定については内閣府の調査や一般財団法人日本防火・危機管理促進協会の調査とも比較できるように、「策定済みである」、「策定中である」、「策定するかどうか検討中」、「検討したことがない」の 4 段階で質問している。

防災体制の構築に関しては、①事前の対応策となるマニュアルの策定の有無、②防災計画で盛り込んでいる内容について、③職員の教育体制の実施内容 (専門職員と一般職員)、④防災活動の際の他の組織・団体との連携、⑤防災訓練の内容に関して、調査項目として尋ね、分析の際に用いることにした。

BCP に関しては、①策定状況、②策定された経緯、③策定に際して実施したこと、④策定していない場合は理由について尋ね、分析をすることにした。

図表 1 アンケートの調査概要

調査対象	都道府県、市区町村・東京23区（計1788自治体）
調査実施期間	2015年11月23日～2016年1月5日
調査方法	アンケート調査 発送：郵送法 返信：郵送回収法
標本抽出方法	悉皆調査（全数調査）
調査回収数	715標本（回収率：40.0%）

以上の調査項目から、基礎自治体の規模により、防災体制の構築に差があるのかどうか検討することにした¹⁷。

3 分析方法

次に、データの基本的な分析方法について論じていくと、アンケート調査から得られた自治体のサンプル数は715であるが、本稿の目的は基礎自治体の防災体制の構築には自治体の権限と規模による差があるのか明らかにしたいので、都道府県からの回答数である、23票を除いた、692の標本を用いた分析となる。災害対策基本法では、市町村は同列の扱いではあるが、政令指定都市、中核市、そして東京都の23区のように多くの権限を持つような基礎自治体とそれ以外の市とでは防災体制の実態が異なると考えられる。防災に限らず、危機に関わる体制を構築するだけの資源を有していると考えられるので、本稿では、政令市、中核市・23区を基礎自治体でも権限と規模の大きい1つのグループと仮定し分析を行う¹⁸。その上で、それ以外の市を2つ目のグループ、そして町を3つ目のグループ、村を4つ目のグループとし、それぞれ区分けして4つのグループにおける比較分析を行うことで、権限と規模を有しているのかどうかの違いにより防災体制の構築に差があるのかどうか検討を行いたいと考えている。つまり、権限と規模が大きいと想定される政令市などのグループが防災体制の構築が進んでおり、人口規模を有していると考えられる市がそれに次いで体制の構築が進んでおり、そして町、村というような結果になるかどうか検証を試みる。そのため、政令市・中核市・23区のグループは45、市は291、町は298、村は58という標本数になった¹⁹。

また、防災計画や防災訓練などの実施している項目についてはそれぞれの調査項目の回答数を得点形式で積み上げていき合計したものを平均化し、それぞれの区分けにより差があるのかどうか検討を試みることにする。そのため、調査項目で、防災計画として準備している内容についてマルチアンサー（MA）でマルを付けさせているが、その個数が多い自治体ほど点数が加算されることになる。1つのマルについて1点が加算されるように計算をした。そうすることで、基礎自治体の防災体制の構築の度合いを定量的に分析可能となる。

Ⅲ 分析結果

ここからは基礎自治体間で防災体制の構築に差があるのかどうか検討していくが、まずは、防災に関わる自治体内での教育体制についての結果からみていくことにする。

1 教育・研修体制について

危機管理に関わる部署でどのような防災に関する教育を行っているのか、また部署以外での教育や研修などを行っているのかどうか尋ねた調査項目に関して、基礎自治体間で差があるのかどうか1要因分散分析による多重比較をした結果が図表2である。その結果を見ていくと、部署での研修や教育体制は町村レベルでは有意な差がみられないが、政令市以上と市、そして町村の間には差があることが明らかになった ($F(3,688)=35.042, p<.001$)。

つまり、政令市などの基礎自治体の方が一般的な市、町村よりも部署内での教育体制は充実していることがわかる。また、その傾向は部署に限らず、全庁の教育体制でも同じ傾向であることが図表2の分析結果から了解できる ($F(3,688)=31.150, p<.001$)。ただし、防災や危機管理に対する教育体制が町、村ともに充実できていないということも明らかになった。日常的に他の自治体への派遣や教育・研修などを行うことができるか、否かという問題は防災に携わる職員の知識を補う重要な活動であるため、教育体制に差があること

図表2 部署による教育体制を従属変数とした1要因分散分析と多重比較の分析結果

変数	F値	村			町			市			市(政令etc)		
		n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD
部署での研修	35.042 ***	58	0.90	0.72	298	0.94	0.40	291	1.34	0.47	45	2.00	0.82
部署以外での研修	31.160 ***	58	0.59	0.59	298	0.61	0.58	291	0.93	0.70	45	1.47	0.69

***:p<0.001, **:p<0.01, *:p<0.05

Tukeybの検定による多重比較では、政令市・中核市>市>町・村

図表3 防災活動・訓練・計画を従属変数とする1要因分散分析と多重比較の分析結果

変数	F値	村			町			市			市(政令etc)		
		n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD	n	M	SD
防災活動(連携)	21.555 ***	58	2.90	1.092	298	3.57	1.355	291	4.37	1.413	45	6.07	1.199
防災訓練	48.262 ***	58	3.02	1.140	298	4.16	1.381	291	5.69	1.16	45	6.91	0.952
防災計画	17.522 ***	58	4.38	1.159	298	4.88	1.234	291	5.69	1.16	45	6.78	0.82

***:p<0.001, **:p<0.01, *:p<0.05

Tukeybの検定による多重比較では、政令市・中核市>市>町・村

で、実際に自然災害が起きた際にこうした研修が充実していないことが、防災・減災対応の遅滞に影響を及ぼす可能性がある。その意味では、教育・研修体制に関して基礎自治体により差があることが問題点となりうると考えられる。また、この分析の結果、その差が生じる要因として自治体の規模と権限にあることも明らかになった。

2 防災活動・防災訓練・防災計画について

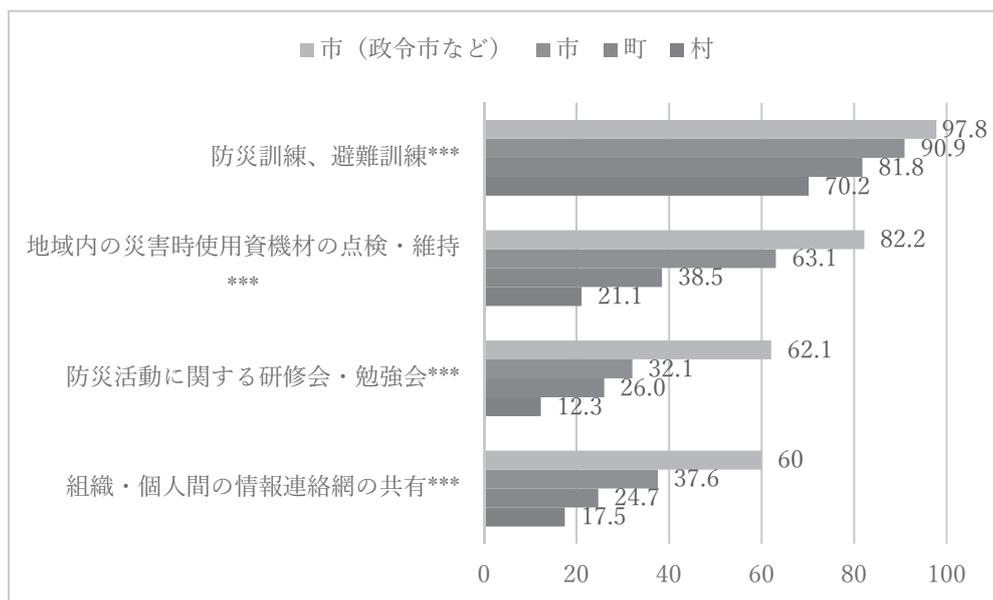
次に、防災活動・防災訓練・防災計画について基礎自治体間で差があるのかどうかを示したものが図表3の結果である。

防災活動の連携に関して、政令市などのグループと市町村には有意な差があることがわかる (F (3,688 = 21.555, p<.001)。しなしながら、町と村には有意な差がないことが明らかになっている。政令市などの大規模な自治体では、多様な内容の防災活動を実践しながら連携先と協力していることが明らかになったが、町村では連携先の団体や機関と防災活動を行っているものの、その活動内容に関しては、数字が低いことから限られていることがわかる。

また、防災訓練に関しても政令市などの大規模な自治体と市と町村には有意な差があるといえる (F (3,688 = 48.262, p<.001)。やはり、大規模な自治体ほど実施している訓練数の平均値が高く、多様な訓練を自治体内で実施できていることがわかる。一方で、小規模な自治体ほど訓練数の平均値が低く、自治体内で行う防災訓練が限定されていることが了解できる。先ほどの防災活動の連携と同じ傾向にあるといえる。実施している内容についてどのような違いがあるのかについては、後述する分析で明らかにする。

そして、防災計画に関しても政令市などの大規模自治体と市と町村とでは有意な差があ

図表4 連携・協力しながら取り組んでいる防災活動についてのクロス分析²⁰



***:p<0.001, **:p<0.01, *:p<0.05

ることがわかる (F (3,688 = 17.522, p<.001)。防災計画の策定に関してはほとんどの自治体で策定済みであるために差がないが、その内容面については、先の2つの防災に関する活動と訓練と同様の傾向であることが了解された。

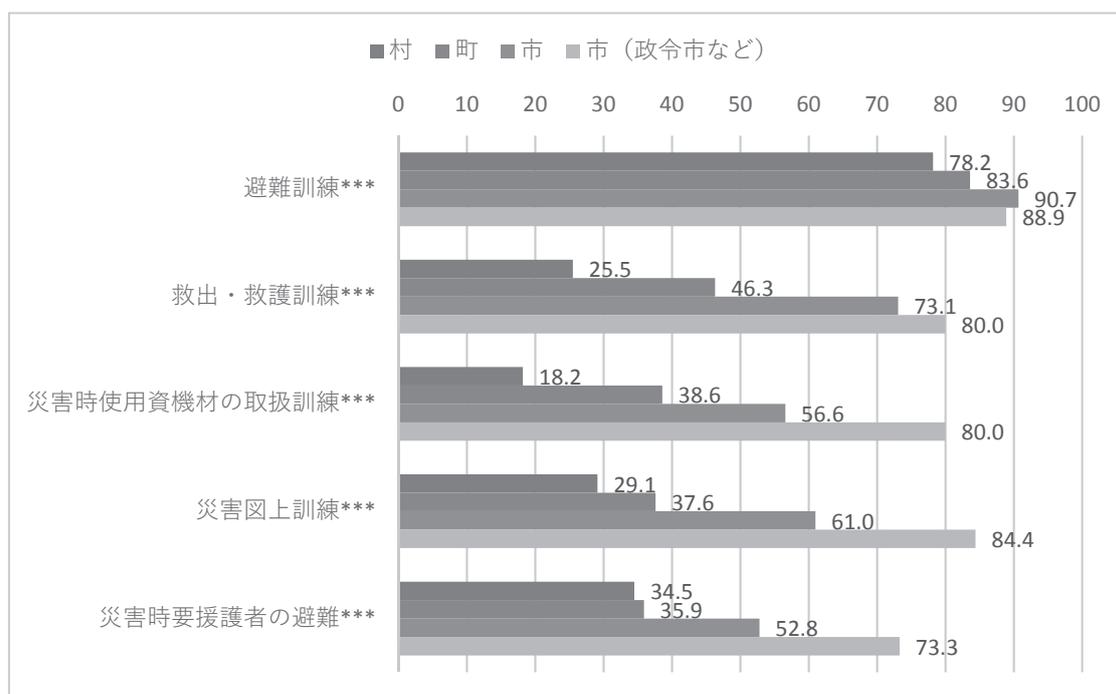
つまり、基礎自治体の中でも防災体制の構築について進んでいる自治体とそうでない自治体とで差があり、その差を生じさせる要因として自治体の権限と規模が考えられる。政令市のように権限も規模が大きい自治体ほど様々な活動や取り組みを行い、防災計画を策定できるという実態が明らかになったといえる。

では、基礎自治体において、防災活動や訓練そして計画の内容にどのような差があるのだろうか、図表4は4グループと連携・協力しながら取り組んでいる防災活動の具体的な内容に関する割合をクロス分析した結果である。

その結果を見ていくと、「防災訓練、避難訓練」などは大規模な自治体ほど連携がはかられており、自治体の権限と規模による有意な差がある ($\chi^2 = 26.774$, p<.001)。しかしながら、村 (N = 57) でも70.2%は連携先と協力して訓練を実施していることがわかる。政令市 (N = 45) などは97.8%、市 (N = 291) で90.9%、町 (N = 298) で80.8%と規模により低下傾向にあるが、概ね連携を行いながら行っていることがわかる。

一方で、「防災活動に関する研修会、勉強会」に関する調査項目では、村 (N = 57) では12.3%が実施、町 (N = 296) でも26.0%が実施していると回答し、低い値となっており、基礎自治体の規模により有意な差がある ($\chi^2 = 70.003$, p<.001)。また、「組織・個人間の情報連絡網の共有」に関しては、村 (N = 57) では17.5%が実施しているに過ぎ

図表5 取り組んでいる防災訓練に関するクロス分析



***:p<0.001, **:p<0.01, *:p<0.05

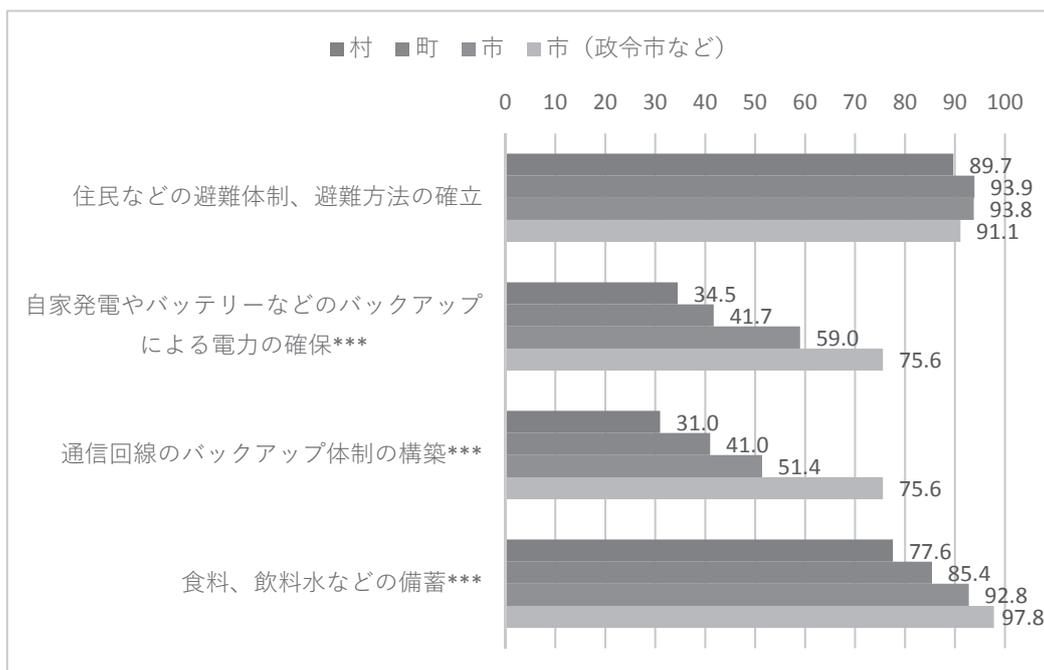
なく、町（N = 296）でも 24.7%と低く、市（N = 287）も 37.6%という値にとどまっている（ $\chi^2 = 33.281$, $p < .001$ ）。

この結果から、連携・協力しながら行う防災活動の中でもソフト面での防災対応は小規模な自治体では困難であることが明らかになった。いわゆる、防災訓練や避難訓練など基礎となるような防災活動に関しては、連携をはかりながら活動を行っているが、様々な主体と調整・協力するような防災活動になると、小規模自治体では困難といえる。これは前述の教育体制の結果と同じ傾向であり、勉強会や研修会といった知の習得や実践のための準備作業、もしくは複数回の連携先との活動については小規模な自治体にとって改善しなければならない課題といえる。

以上の結果からも自治体の規模と権限が防災体制の構築の充実度の差を生じさせる要因となっていることがわかる。

次に、アンケート回答時に自治体で取り組んでいる防災訓練について尋ねた調査項目に関するクロス分析の結果を見ていくと、避難訓練も基礎自治体間で差があることが明らかになった（ $\chi^2 = 10.037$, $p < .001$ ）。先ほどの連携先との訓練と同じ傾向であるが、村（N = 55）では 78.2%、町（N = 298）では 83.6%、市（N = 290）は 90.7%、市（政令市など）（N = 45）は 88.9%という高い値になっている。さらに、訓練ができていないと回答している基礎自治体が少なからず存在する。また、政令市などの大規模な自治体でも行っていないところも散見する。本稿で扱うデータからはその理由はわからないが、必要ないと考えているのか、何かしらに理由で行うことができないのかについては今後検討する間

図表 6 防災計画の内容に関するクロス分析



***: $p < 0.001$, **: $p < 0.01$, *: $p < 0.05$

題である。

他の調査項目の結果から基礎自治体間において防災訓練に有意な差がある調査項目について示していくと、「救出・救護訓練」($\chi^2 = 76.799$, $p < .001$)、「災害時使用機材の取扱訓練」($\chi^2 = 57.044$, $p < .001$)「災害図上訓練」($\chi^2 = 63.468$, $p < .001$)、「災害要援護者の避難」($\chi^2 = 33.955$, $p < .001$)がそれにあたる。それぞれの項目で、市（政令市など）では概ね70%以上が訓練を実施できているものの、人員と資源が必要になり、そして訓練が高度になるほど、町村といった基礎自治体では半数には満たない値になっている。防災訓練は行われているものの、幅広い、そして高度な訓練は規模の小さい自治体では、あまり実施できていないことが図表5の結果から示された。この結果からも、自治体の権限と規模という要因が、防災訓練という取り組みに差を生み出すことが了解できる。

では、防災計画の内容にはどのような差があるのか具体的な調査項目を示した図表6の結果を見ていくことにする。

「住民などの避難体制、避難方法の確立」については、基礎自治体間で有意な差がなく、どの自治体も90%程度の回答があり、策定内容に反映されていることがわかるが、防災計画で住民の避難体制について大規模な自治体、小規模な自治体に限らず、少数の自治体で確立されていないという実態が明らかになった。住民の生命にかかわる避難体制や方法が確立できない理由については明らかにする必要がある。

防災計画の内容の中で基礎自治体間により差が生じた項目は図表6の結果の通り、ハード面の整備体制である。「自家発電やバッテリーなどのバックアップによる電力の確保」に関しては村（ $N = 58$ ）では34.5%にとどまり、町（ $N = 295$ ）でも41.7%と半数に届かない状況であり、自治体間に有意な差があった（ $\chi^2 = 34.717$, $p < .001$ ）。

また、「通信回線のバックアップ体制の構築」に関しても村（ $N = 58$ ）では31.0%という値で、町（ $N = 295$ ）でも41.0%と低い値であり、市（ $N = 290$ ）でも51.4%という値になっている（ $\chi^2 = 30.520$, $p < .001$ ）。「食料や飲料水などの備蓄」に関しては村（ $N = 58$ ）でも77.6%、町（ $N = 295$ ）は85.4%、市で92.8%、市（政令市など）（ $N = 45$ ）では97.8%と高い値であるが、自治体間で有意な差があることが明らかになった（ $\chi^2 = 18.718$, $p < .001$ ）

東日本大震災や熊本地震の際に電力、通信回線、食料などの備蓄の問題は指摘されたが²¹、首都直下型地震や南海トラフ大地震など、非常用の電力が使えない、通信回線が途切れて電話が長時間使用できない、食料品や飲料水は店舗などからすぐになくなることは想定されるだけに、今後の喫緊の課題となるが、小規模な自治体ほど、財源の問題や保管場所など資源にもかかわる内容を防災計画に盛り込むことが出来ていない状況がわかった。ただし、備蓄などに関しては住民が居住している自治体にすべて頼ることが出来ない状況もあるので、計画に盛り込めないことを周知したうえで、策定していることも考えられる。その点は該当する自治体に事例分析をする必要がある。基礎自治体間で防災計画の内容の充実に差が生じる要因として、自治体の規模と権限が作用することが明らかになった。

3 BCPの策定について

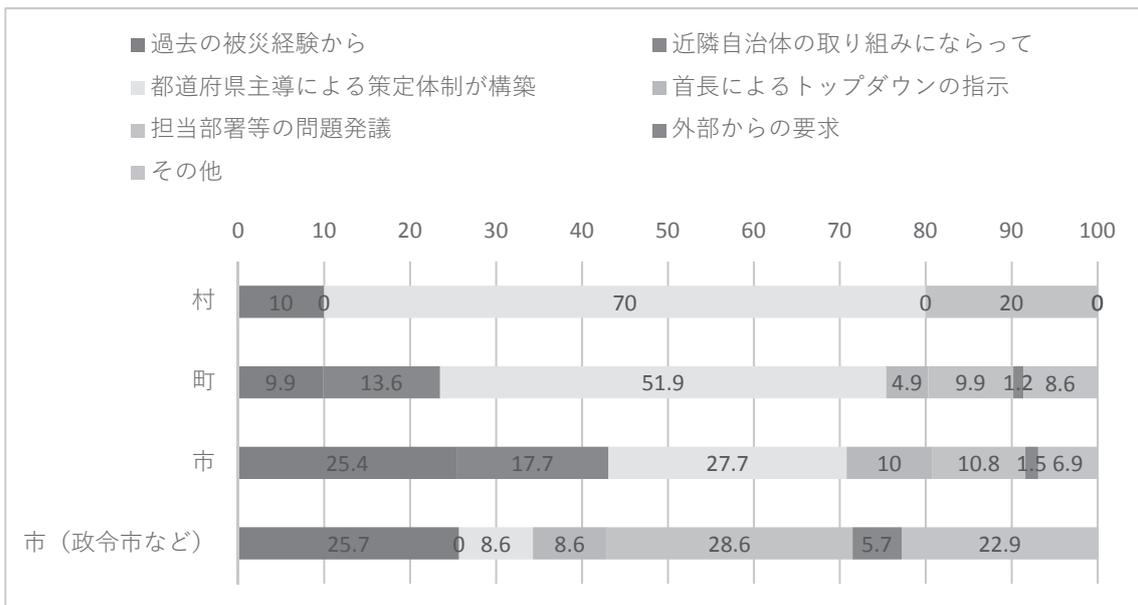
防災体制の構築を進めるうえで、BCP（事業継続計画）の策定は欠かすことが出来ない。では、現状で、BCPを策定している基礎自治体はどの程度あるのでしょうか。調査の結果では、「策定済み」と回答した基礎自治体は25.7%となっており、「策定中」という基礎自治体は16.2%となっており、合計しても半数に満たないことがわかる²²。

東日本大震災以降、基礎自治体に対してもBCPの策定を促している現状からするとやや低い数字となっていることがわかる²³。

地域防災計画や防災体制を構築するために日常からの事業継続計画の策定は欠かせないが、BCPを策定している自治体の策定のきっかけ、理由には何があげられるのだろうか。また、そのきっかけにも基礎自治体間で差があるのだろうか。

村（N = 10）では70%、町（N = 81）では51.9%がBCPの策定のきっかけとして「都道府県主導による策定体制が構築」を挙げている。また27.7%の市でも都道府県によってとの回答をしている。このことから、母集団は少ないもののBCPを策定できている小規模な自治体の多くは、上位レベルの自治体からの要請があったことが理由として挙げられた。また、市レベルの自治体では「過去の被災経験から」策定をしたという回答した市（N = 130）が25.4%、市（政令市など = 35）が25.7%という回答もあるが、図表7の結果からわかる通り、経験よりもBCPの策定の理由は上位レベルの自治体の動き（「都道府県主導による策定体制が構築」）が要因となっている。基礎自治体による自発的な動きが働いて策定に至ったケースはそれほどないといえる。市（政令市など）（N = 35）では「担当部署等の問題発議」という回答が28.6%と最も多いが、そうした場合にはそのボトムアップを行うだけの権限と資源を自治体が有していると考えられるので、BCPを策定していな

図表7 BCPを策定したきっかけに関するクロス分析（N = 256）



い小規模自治体のきっかけとは区別して考える必要があるといえる。ただし、小規模な自治体が上位レベルにあたる自治体の決定に単に従属的であったのかどうかは検討しなくてはならない。

では、BCPを策定できていない基礎自治体は策定しない理由としてどのような問題を挙げているのだろうか。また、基礎自治体間でどのような違いがあるのだろうか。

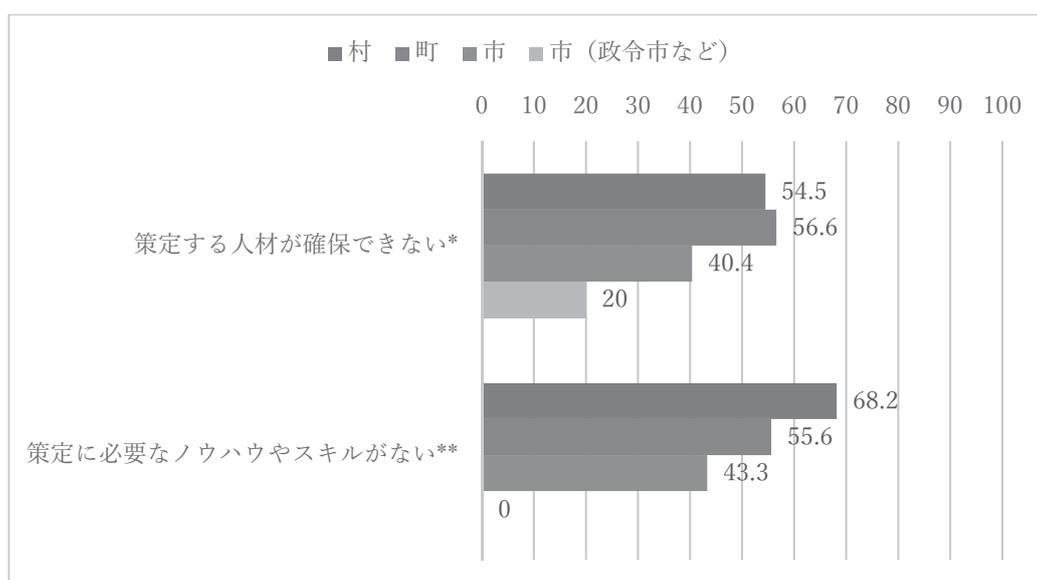
BCPを策定しない理由については果たして基礎自治体間によって差があるのだろうか。

結果は図表8の通りである。「策定する人材が確保できない」に関しては、市（政令市など）（N = 5）では20%にとどまるが、そのほかの市町村においては半数近くが確保できないことが策定の妨げになっていると考えているようである（ $\chi^2 = 10.877$, $p < 0.05$ ）。

また、「策定に必要なノウハウやスキルがない」に関しては市（政令市など）では0%と課題として挙げられてないのに対して、村（N = 44）では68.2%と策定に至らない理由として高い回答を示し、町（N = 205）でも55.6%、市（N = 141）でも43.3%となっており、そもそも策定するための知の蓄積がないことが課題として挙げられている。このように、基礎自治体においても政令市などのグループと市町村とでは抱える問題が異なる（ $\chi^2 = 15.412$, $p < 0.01$ ）。

実際に小規模な自治体においては、危機管理部署もしくは防災部署は総務系の部署と兼務している職員もいるので、少数にならざるを得ない場合は、ほかの仕事も行いながらBCPの策定とそのための業務に携わることになるため、実際に策定までに至らないことがあると考えられる。

図表8 BCPを策定しない理由に関するクロス分析



***: $p < 0.001$, **: $p < 0.01$, *: $p < 0.05$

IV おわりに

本稿では基礎自治体の防災体制の構築に関する実態について明らかにしてきたが、基礎自治体の中でも権限や財源がある政令市、中核市、23区のような大規模な自治体の方が小規模な自治体よりも防災体制は充実し、BCPの策定などが進んでいることが計量分析から明らかになった。

もちろん、一部の小規模な自治体では防災体制の構築が進んでいる場合もあるが、多くの自治体では、防災体制を構築するための教育体制が充実していないこと、人員が不足していることなどにより、ハード面とソフト面での防災対応を行うことが出来ないという実態を把握することが出来た。つまり、そうした防災体制の構築には、基礎自治体の規模と権限が要因として作用することが分かった。その差を生み出す要因については、一元配置分散分析の結果とクロス分析の結果から明らかである。この分析結果は、住民は居住する自治体の規模により、被災する可能性が確率的に高くなる場合もあれば、低くなる場合もあることを意味する。ただし、それ以外の要因が防災体制の構築にも関連しているので、今後の課題である。

また、防災体制の構築に関わるBCPについては人口が1万人を下まわるような基礎自治体でもBCPの策定が進んでいることも明らかになったが、その理由として挙げられるのは、都道府県といった上位レベルの自治体が策定を決定したためである。資源の乏しい自治体がノウハウを蓄積するというよりも、上位レベルの自治体と協力する形で、資源を補い策定することができたと考えられる。基礎自治体の権限や規模による防災体制の充実度の差を埋めるためにはこうした方法も一つの案であると考えられる。

ただし、小規模な自治体でもBCPや防災体制の構築に積極的であるという理由よりも、現実には都道府県レベルの自治体に相乗りする形で困難を回避していたと推察できるが、このことはその小規模な自治体が防災に関わる様々な障壁をただ乗りで回避していたことを意味するものではない²⁴。むしろ、基礎自治体がおかれた現状を理解して、その上で都道府県レベルの意向を受け入れながら、自らの実情に合わせた対策を構築していくことが出来れば、旧来の政策研究で指摘されたような従属関係には当たらず、その権限の中で政策をうまく取り込んでいるとも解釈ができる。しかしながら、こうした推論は、これらの自治体の上位レベルにあたる都道府県がなぜBCPを策定したのか、もしくはなぜ基礎自治体を包括する形で策定したのか、という点を明らかにしなければわからないため本稿では明らかにできなかった。今後の課題としたい。

また、防災体制を大規模な自治体ではあるが構築できているケースが多く散見されたが、このことは、都道府県レベルの支援をあてにせず自力で危機を回避せざるを得ないパターンかもしれない。その点も自治体の地域・空間的な分析が必要なため、今後の検討課題として挙げておきたい。

本稿は 2017 年度日本公共政策学会研究大会の報告論文を大幅に加筆修正したものである。

¹ 福田充 (2017) 「危機の時代における『危機管理学』の確立—日本大学危機管理学部危機管理研究所の設置に際して」『危機管理学研究』、創刊号、6 頁を参照のこと。その他に、関谷直也 (2017) 「日本の防災対策の陥穽」『JICE report : Report of Japan Institute of Construction Engineering』30、21 – 47 頁でも現状の防災政策の限界について指摘されている。

² 南三陸町では、津波により庁舎が大破し、職員の犠牲者が出た。毎日新聞「宮城・南三陸、海拔 60 メートルに新庁舎」2017 年 9 月 4 日を参照のこと。

<https://mainichi.jp/articles/20170904/ddm/041/040/098000c> (2017 年 12 月 26 日アクセス)

³ 宇土市のように庁舎が被災して使用できなくなるケースや東日本大震災の南三陸町のように流されてしまうケースなどがある。自治体自体が被災するケースを想定しながら、BCP (事業継続計画) を策定することは中林一樹 (2012) 「自治体の危機管理と BCP」『都市とガバナンス』16、67 – 74 頁。丸谷浩明・森伸一郎・新井伸夫・田和淳一・天国邦博 (2007) 「地方自治体の BCP の特徴とその策定推進に関する考察」『地域安全学会梗概集』、No21、95 – 100 頁を参照のこと。

⁴ 内閣府 (2016a) 『防災白書』(日経印刷株式会社) を参照のこと。

⁵ 福田充・中森広道・宮脇健・山下博之 (2016) 「日本の自治体・企業における BCP 策定の現状と課題」『日本災害情報学会 第 18 回学会大会予稿集』144 – 145 頁を参照のこと。本稿で考察するデータの単純集計の結果については上記の研究報告において分析済みである。企業と自治体の防災体制の比較に主眼を置いているため、本稿の研究目的である、自治体の権限や規模を独立変数とする計量分析は行っていない。

⁶ 内閣府の防災対策制度を閲覧すると、防災計画の策定のためには、様々な自然災害への対応・措置のための組織づくりや連携に関しての、事前、事後の取り決めなども含まれることがわかる。そのため、本稿ではそうした制度も含んだ組織の体制に関することは「防災体制」という用語を使用する。内閣府 HP 「防災計画」を参照のこと。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/index.html> (2017 年 12 月 26 日アクセス)。

⁷ 一般財団法人地方自治研究機構 (2014) 『政策形成過程における住民参加のあり方に関する調査研究』http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/004/pdf/h25/h25_11.pdf (最終アクセス: 2017 年 5 月 6 日); 宮脇健・福本博之 (2012) 「リスクにおける自治体のマスメディア対応に関する調査分析: 2009 年新型インフルエンザの行政広報を事例にして」『尚美学園大学総合政策論集』15、11 – 28 頁を参照のこと。

⁸ 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 (2012) 『地域社会の防災ネットワークに関する調査研究報告書』。湧川勝己・小宮朋弓・藤村万里子・田村善昭「防災対策のあり方」、『JICE report : Report of Japan Institute of Construction Engineering』30、36 – 47 頁を参照のこと。たとえば、公共政策研究では、地域の実情に合わせて先進的な取り組みや政策を実施し、一定の評価を得ることで、その政策が中央政府やその他の地方政府に影響を与えるような自治体に関する研究がおこなわれている。伊藤修一郎 (2002a) 「自治体政策過程と情報—「社会情報」の視点からの再構築—」『群馬大学社会情報学部研究論集』第 9 巻、83 – 92 頁。伊藤修一郎 (2002b) 『自治体政策過程の動態—政策イノベーションと波及』(慶應義塾大学出版会)。伊藤修一郎 (2006) 『自治体発の政策革新 景観条例から景観法へ』木鐸社を参照のこと。

⁹ 当然ながら、政治的な要因が関わることは政策研究で指摘されていることである。しかしながら基礎自治体の規模による人的な資源、予算、権限などは重要な要因として考えることが出来る。

¹⁰ 佐藤翔紀・高橋祐貴・川端祐一郎・宮川愛由・藤井 聡 (2016) 「地方自治体の防災政策の参照実態に関する基礎調査」『第 53 回土木計画学研究発表会・講演集』2212 - 2221 頁を参照のこと。

¹¹ 河村和徳 (2014) 『東日本大震災と地方自治体』(ぎょうせい)、203 頁を参照のこと。

¹² 調査に関しては株式会社サーベリサーチセンターに実査をお願いした。ただし、基本的には郵送調査の送付や回収、基礎データの入力のみであり、本稿にかかわるデータセットの作成、分析やクリーニングなどは拙稿で行っている。

¹³ 郵送調査法の近年の傾向として 2 割の回収率が目安として考えられるが、4 割の回答率がある。そのため、このデータセットを用いて計量分析を行う。

¹⁴ 中谷典正・村尾修 (2002) 「地方都市における小規模自治体の実情を踏まえた地域防災計画作成方法の提案」『地域安全学会論文集』No4、325 頁 - 334 頁。吉川忠寛・中林一樹・笠松浩一・金中夏海・豊田雄一郎 「市町村 BCP の必要性と策定・導入への課題」『地域安全学会論文集』12、101 頁 - 108 頁などの研究もあるが、自治体の規模を考慮に入れた計量分析をしているわけではない。

¹⁵ 消防庁 (2003a) 「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」<https://www.fdma.go.jp/html/new/140314houkoku.pdf> (最終アクセス: 2017 年 5 月 6 日)。消防庁 (2003b) 「地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針 調査報告書」http://www.fdma.go.jp/html/new/pdf/031110_1_02.pdf (2017 年 5 月 5 日アクセス) を参照のこと。

¹⁶ 一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 (2014) 『自治体における震災時 BCP の作成手法に関する調査研究報告書』。(内閣府) (2016b) 「平成 27 年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」。http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/h27_bcp_report.pdf (2017 年 5 月 6 日アクセス) を参照のこと。

¹⁷ 福田ら (2016) 『危機管理学の構築とレジリエントな大学創造のための総合的研究 研究報告書』(福田充研究室)、54 頁の質問紙を参照のこと。

¹⁸ 北村倫夫・名取雅彦 (2010) 「政策・組織リスクを含めた総合的リスクマネジメントに 自治体リスクマネジメントの実態と課題」『地方行政』第 10118 号、2 - 7 頁を参照のこと。この研究では、危機対応に関して、人口規模や資源が独立変数として自治体の対応に影響を及ぼしていることを明らかにしている。

¹⁹ 本稿では、SPSS20 を用いて、1 を村、2 を町、3 を市、4 を政令市・中核市・23 区というダミー変数を用いて、もともとの区分をほかの数値に再割り当てをして分析を試みた。防災体制に関する調査項目、もしくは BCP に関する調査項目の数値は質問項目の回答の数の合計を点数化してその平均値を用いている。具体的には、対応がある場合は 1 点、ない場合は 0 点という加算方式を用いている。そのため、計量分析には対応なしの 1 要因分散分析を行った。また、調査項目の「あり」、「なし」と上記の基礎自治体の 4 つグループの比較を行う場合は、1 か 0 の再割り当てにしたダミー変数を用いた対応のないクロス分析を行った。

²⁰ 2 変数×4 グループのクロス分析のため、「なし」と回答をしたものについてはグラフには反映していない。

²¹ 福田充 (2012) 『大震災とメディア 東日本大震災の教訓』(北樹出版)、92 - 95 頁を参照のこと。

²² 内閣府 (2016a) 『防災白書』(日経印刷株式会社)、35 頁を参照のこと。『防災白書』では市町村の策定率は平成 27 年度 12 月時点では 37% になっており、消防庁の報告によると市町

村における BCP の策定済みは 41.9%となっている。消防庁（2016）「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果」。 https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/10/281028_houdou_1-1.pdf（2017年5月5日アクセス）。

²³ 実際に内閣府が主導して小規模自治体に対して容易に策定できるようにガイドラインを策定して支援を促している。内閣府（2013）「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—（平成25年8月改定）」。 <http://www.adrc.asia/publications/psdrr/pdf/guideline03.pdf>（2017年5月6日アクセス）。

²⁴ 災害対策基本法の仕組みとして、日本の災害制度の場合は、多くの場合、国—都道府県—市町村という役割が明確に記載されているわけではないが、階層的な関係として上下関係にあると考えられる。永松伸吾（2008）『減災政策論入門 巨大災害リスクのガバナンスと市場経済』（弘文堂）、213頁を参照のこと。



危機管理学研究

投稿規定

日本大学危機管理学研究所編集委員会
(平成 29 年 1 月 30 日作成)

1. 論文

原則的に、論文の内容については、別紙「執筆基準」の体裁に則るものが対象となる。

2. 投稿者

投稿資格は、原則的に、日本大学危機管理学部教員（非常勤講師・日本大学危機管理学研究所所員を含む）、及び日本大学危機管理学部教員から推薦を受けたものとする。ただし、編集委員会が依頼した原稿の場合はその限りではない。

3. 投稿

- (1) 投稿原稿は、原則として他雑誌において未発表でかつ査読中ではないものとする。
- (2) 投稿者は、投稿規定に基づき、毎年編集委員会が指定する期日までに、投稿希望の旨、まず和文タイトルと内容の概略をメールにて編集委員会宛に送付する。その後、毎年編集委員会が指定する期日までに、投稿原稿（和文及び英文タイトルを含む）をメールにて編集委員会宛に送付する。
- (3) 論文の分量は、おおむね 20,000 字程度を「論文」とし、それ以下のもの（おおむね 12,000 字程度）を「研究ノート」として募集する。

4. 査読及び編集

- (1) 投稿原稿は、編集委員会の定める編集規定に従って、掲載の可否を決定する。査読過程で論文の訂正を求める場合もある。
- (2) カラーページの印刷には原則、対応しない。希望する場合は、事前の相談を要する。
- (3) 「論文」及び「研究ノート」については、原則、30 部の抜き刷りを作成し、著者に配布する。

5. 著作権

編集委員会は本紀要の編集著作権を持つ。本紀要掲載の著作物の著作権は当該著者が持つ。なお、著者が自らの用途のために本紀要掲載論文等を著作物（主として書籍等）に転載する場合、その旨を明記することとする。

危機管理学研究

掲載基準

日本大学危機管理学研究so編集委員会
(平成 28 年 9 月 15 日作成)

「危機管理学研究」への掲載の可否は、次の基準による。

1. 掲載の一般的基準

- ① テーマが機関誌の研究分野，編集方針と合致していること
- ② 高度な学術性を有すること
- ③ 二重投稿や剽窃，ねつ造の疑いなど，コンプライアンス上，又は倫理上問題がないこと
- ④ 文章表現が適切であること
- ⑤ 分量が適切であること
- ⑥ 注釈や参考文献表記など，形式的に適切であること

2. 論文の掲載基準

- ① 新しい学説・解釈・知見を提示するもの
- ② 従来と異なる，独創的な体系を創出するもの
- ③ 新しい資料（史料）の発見に関するもの
- ④ 新しい時代状況に対応して重要な指摘をしたもの
- ⑤ その他，学問的に重要なもの

3. 研究ノート of 掲載基準

- ① 論文の掲載基準に達しないものの，学術的に記録や発表が求められるもの
- ② テーマの新規性や重要性が乏しいものの，学術的な記録や発表が求められるもの
- ③ 実証性に乏しいものの，学術的な記録は発表が求められるもの
- ④ 学術的論証や解説がなく，史料やデータが中心となるもの

3. 翻訳，資料，書評，その他の掲載基準

- ① 翻訳の場合，翻訳に値する文献を翻訳者がその原典をよく理解し，読みやすい日本語に翻訳しているもの
- ② 資料の場合，紹介に値する資料を紹介者がよく理解し，的確な表現をもってその学術分野の研究に貢献するもの

- ③ 書評の場合，書評に値する文献を書評者がよく理解し，その学術分野において的確な位置づけをしているもの
- ④ その他の場合は，編集委員会が判断する。

危機管理学研究

論文・研究ノートの執筆における形式に関するお願い

機関誌『危機管理学研究』に論説・研究ノートの投稿を希望される方は、下記の執筆要綱に基づいて公募原稿を作成くださいますよう、お願いしております。

(1) 書式等の原則

- ・ワープロソフトは MS-WORD を使用する。
- ・A4版で横書き，一段組。
- ・1 ページ 40 列× 36 行，上下左右の余白は MS-WORD の基本設定。
余白は上 35mm，下 30mm，左 30mm，右 30mm とする。
- ・ページ数をページの下中央につける。数字のみで示す。

- ・本文の文字は 10.5 ポイントでフォントは MS 明朝。
- ・章・節タイトルの文字は 10.5 ポイントでフォントは MS 明朝。
- ・章タイトルは行の前後 1 行あけ。
- ・節タイトルは行の前 1 行あけ。行の後は 1 行あけない。
- ・章構成の「はじめに」「おわりに」を使用した場合でもその章に章番号をつける。

- ・数字はすべて半角を使用する。1 ケタでも 2 ケタ以上でも半角を使用する。
- ・英語表記もすべて半角を使用する。機関の略称等も半角を使用する。

- ・図表のタイトルは図表の上におく。図表を引用した場合は，タイトルの後に（ ）付で出典を示す。図表番号は図と表を別けず「図表 1 ～図表 10」と通し番号。
- ・論文中で使用する研究者，歴史上の人物などの固有名詞が英語表記である場合は，初出時にカタカナでフルネームを記し（ ）内に原語表記を示す。2 回目から名字をカタカナだけで示す。
- ・先行研究や資料の引用時，引用が 2 行以上にわたる場合は 2 字下げ，上下 1 行改行する。引用部分を四角囲み等はしない。引用元を表記する。
- ・注釈は論文の末尾につける後注とする。注番号は英数字とし，（ ）はつけず数字のみとする。本文中の数字は 1/4 角上付け。

(2) 引用文献表に関する原則

【日本語文献の場合】

初出時の場合

- ①【単行本】著者名（出版年）『書名』、翻訳者名、シリーズ名出版社、頁。
- ②【論文】著者名（発行年）「論文名」『掲載誌名』巻号数、頁。
- ③【新聞】著者名「記事名」『新聞名』（発行年月日）（夕刊の場合は明示）。

2度目以降の引用時の場合

- ①「著者姓、著書あるいは論文の略称、（出版年）、頁。」のように表記する。
- ②但し、同一資料を直後に引用する場合、「同上、頁。」のように表記する。＊「前掲書」、「前掲論文」の表記は使用しない。
＊②の場合、直前の注の表記を繰り返さない。＊引用頁が複数にわたる場合、頁番号は完全表示とする。例）145-149 頁。＊書名、論文名は、2度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。＊著者などが4人以上の場合は、「●●他」を用いてよい。

（凡例）

- (1) 福田充（2010）『リスクコミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ』、北樹出版、101 頁。＊二度目の引用：福田（2010）、129-130 頁。
- (2) ティム・ワイナー（2008）『CIA 秘録—その誕生から今日まで（上・下）』文藝春秋社。
Weiner, T. (2008) *Legacy of Ashes: The History of the CIA*, The Robins Office Inc., New York.
- (3) 先崎彰容（2004）『『普遍的な論理』をめぐって—和辻論理学と保田與重郎の近代批判』、『日本思想史研究』、第 36 号、125 頁。
- (4) 「熊本地震、M 7.3 の「本震」 死者計 41 人に」、『日本経済新聞』、2016 年 4 月 16 日。

【英語文献の場合】

初出時の場合

- ①【単行本】 Author (Last Name, Initial) , (Year), *Title*(イタリック), (Place of Publication: Publisher.), Page(s).
- ②【論文】 Author (Last Name, Initial), (Year), “Title of Article,” *Title of Journal* (イタリック) , volume, number, month, Page(s).
- ③【新聞】 Author (Last Name, Initial), “Title of Article,” *Title of Newspaper* (イタリック) , Date of Publication, Page(s).

＊1つの注において複数文献を引用する場合は、セミコロン (;) でつなぐ。＊引用頁が複数にわたる場合、頁番号は完全表示とする。(例) pp. 145-149. ＊誌名は略称を用いない。

2 度目以降の引用の場合

① 「Last Name,(Year), Page(s).」のように表記する。* Op.cit., は用いない。但し、同一資料を直後に引用する場合、「Ibid., Page(s).」のように表記する。* Ibid. はローマン体で入力し、イタリック体としない。* ②の場合、直前の注の表記を繰り返さない * 書名、論文名は、2 度目以降の引用に限り、略称を用いてよい。但し、頭文字をとった略称を用いる場合、初出注においてそれを明示する。* 著者などが 4 人以上の場合は、「et al.」を用いてよい。

(凡例)

- (1) Gat, A. (2006) *War-In Human Civilization*, Oxford University Press, pp.112-115. * 二度目の引用 : Gat (2006), p.226.
- (2) Kotani, K. (2011) “Le paradis des espions” , *Alternatives Internationales*, vol.67, p.160.
- (3) Peterson, P.G.(2002) “Public Diplomacy and the War on Terrorism,” *Foreign Affairs*, Vol.81, No.5, September/October 2002, pp.74-96.
- (4) “A World of Trouble for Donald Trump” , *The New York Times* (December 1, 2016).

【インターネット上の資料を用いる場合】

資料名、発行機関名、URL、アクセスした日付の順。

(凡例)

- (1) 「SARS に関する APEC 行動計画 (概要)」 外務省、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/sars_kodo_g.html (2016 年 12 月 2 日アクセス)。
- (2) “Who will win the presidency?” , *FiveThirtyEight*, http://projects.fivethirtyeight.com/2016-election-forecast/?ex_cid=rrpromo (2016 年 12 月 1 日アクセス)。

【その他の事項】

- ・編集上の技術的な問題 (注様式の統一など) に関しては、編集委員会の判断で修正を行うことがある。

以上

RISK MANAGEMENT STUDIES

No.2 March 2018

Article

Study of Recruiting Activities and Radicalization Process conducted by International Terrorist Organizations
Motonobu ABEKAWA

Handling of Noise Countermeasures Zones in Court Cases Concerning Aircraft Noise from Military Airfields
Jun KIHARA

The Function of "General Principles of Law" in the Drafting Process of Jurisdictional Provisions in Conventions Concerning International Terrorism
Takayo ANDO

Complicity in Fraud
Yukihiko UENO

Empirical Research on Community-collaborative Education Using Coordination Between Relevant Courses to Contribute to Risk Management Education
Atsushi KIMURA

Research Note

A Study of Construction of Disaster Management Systems in Local Government
Takeshi MIYAWAKI

危機管理学研究 第2号

編集 『危機管理学研究』編集委員会

発行 日本大学危機管理学部危機管理研究所

〒154-8513 東京都世田谷区下馬三丁目34番1号

TEL 03 - 6453 - 1600 (事務局代表)

FAX 03 - 6453 - 1630 (事務局代表)

2018年3月発行